

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信

38

1983年 4月

## 特集・現代日本の官僚機構

—日本経済分析の基本課題(II)—

政官財癒着の中の官僚機構

芦田 亘

産業政策と経済官僚機構

佐々木雅幸

府県自治体とその官僚機構化の諸段階

小森 治夫

臨調・行革を考える

—現場からのレポート—

## 論 文

IC産業と地域雇用問題

鈴木 茂

『資本論』における

technischとtechnologisch(下)

須藤 浩行

## 誌上討論

「再生産論の具体化」と再産論

高木 彰

—大島・中村論争に関連して—

## 科学運動

経済学教育をめぐる研究・討論集会

(第2回)の報告

米田 康彦

『人間発達の経済学』公開討論会の報告

藤岡 悅

基礎経済科学研究所



# 経済科学通信

## 目 次

第38号 (1983年4月)

### 特集・現代日本の官僚機構

#### —日本経済分析の基本課題(Ⅱ)—

本特集によせて.....	編 集 局 (2)
政官財癒着の中の官僚機構.....	芦 田 亘 (3)
産業政策と経済官僚機構.....	佐々木 雅幸 (17)
府県自治体とその官僚機構化の諸段階.....	小 森 治 夫 (29)
臨調・行革を考える—現場からのレポート.....	(38)
大阪城と400年まつりから「すばるプラン」へ.....山 田 正 明	
「行政改革」と自治体中小企業行政.....山 田 昇	
「国民の食糧」を守る労働を.....伊 藤 憲 章	
保健婦労働と官僚制.....中 村 淑 子	

### 論 文

I C産業と地域雇用問題.....	鈴 木 茂 (45)
『資本論』におけるtechnischとtechnologisch(下).....須 藤 浩 行	(58)

### 誌 上 討 論

「再生産論の具体化」と再生産論.....高 木 彰 (69)	
一大島・中村論争に関連して—	

### 科 学 運 動

「経済学教育をめぐる研究・討論集会」	
(第2回)の報告.....米 田 康 彦 (85)	

### 書 評

上野俊樹『経済学とイデオロギー』.....中 谷 武 雄 (88)	
森岡孝二『現代資本主義分析と独占理論』.....上 田 健 作 (92)	
『人間発達の経済学』公開討論会の報告.....藤 岡 慎 (96)	

### 基礎研だより

現代資本主義研究会からの報告(2).....	(99)
------------------------	------

### 読者ひろば..... (103)

### 編 集 後 記

## 特集・現代日本の官僚機構—日本経済分析の基本課題(Ⅱ)—によせて

編 集 局

日本経済分析の基本課題と題する特集の第2回に当り、編集局では、今回の分析の焦点を官僚機構の現実とその経済的・社会的役割に当たた企画を試みた。それは現代日本の官僚機構をめぐる問題が、技術・情報をめぐる諸問題（第1回特集一前号）、中間層の生活と労働をめぐる諸問題（次回予定）、日本資本主義と国際関係をめぐる諸問題（第4回予定）などと並び、今日の日本経済の現実と国民の労働と生活を語る上で欠くことのできない重要性を持っているからに他なりません。とくに、各種の通商政策や開発政策を通じる「政・官・財三位一体」となった国民経済の「合理化」と軍事化、地方自治体における住民自治の形骸化と官僚統制の強化等の実態と本質を正確に理解することは、単に、その反国民的反住民的性格と公務労働の社会的主体的性格との対抗関係を論ずるためだけなく、今日の高度に発展した国家独占資本主義の社会的遺産を正しく発見・継承するためにもきわめて重要なことと考えられます。

「中曾根軍拡内閣」の登場からロッキード求

刑公判、「臨調」最終答申の提出に至る昨今の政治動向は、戦後の日本資本主義の腐敗と堕落、反動的・暴力的性格をこれまでになく集中的に表わしているように思われます。しかし、まさしく、「軍拡・改憲」一田中救済＝ヤミ経済の合法化一ニセ「行革」＝国民的生活権の否定という三位一体こそ、「高度経済成長」それ自身の必然的直接的産物に他ならず、民主主義と国民生活、日本民族の自立と国際平和にとって最大の敵であると断ぜざるをえません。

私たちが「人間発達の経済学」を世に問うたのも、政府による華々しい経済政策の展開や生活環境の常なる変化の中で、こうした勤労国民に迫る「危機」の実態を認識し、それに十分対抗してゆくためにも、労働と科学を結ぶ、生き生きとした人間が主人公となるべき経済学の確立が不可欠であると考へたからに他なりません。読者の皆さん、本特集の充実のために、厳しいまなこと忌憚のない御意見を寄せて下さることを心から期待して止みません。

## 政官財癒着の中の官僚機構

芦 田 亘

### はじめに

ロッキード・グラマン疑惑事件やKDD汚職などの大型の構造汚職は、戦後日本の政治的経済的社会的な複雑に絡まれた支配構造の中核に庶民の目からは隠された「政官財癒着」の巨大な構造があることを、私たちに垣間見させてくれた。これら70年代にたてづいて摘発されてきた構造汚職は、公財政に寄生することによる利権の規模とその腐朽性の程度においても、また国民的な指弾の強さと広がりの点においても、戦後疑惑史のなかで格別の位置を占めている。それらは、従属性的な日米関係の下で形成された戦後の「政官財癒着」構造がいかに反国民的反民族的なまでに腐朽してきているかを象徴的に示したものである。

戦後の疑惑史をみていくと、汚職は、中央政府から地方自治体、公社・公団などの大きな政府機関によっておこなわれる多様な行財政活動のあらゆる部面において発生していることがわかる。法律の立案・制定・執行の各部面、租税徴収から財政資金の配分、財政投融資の配分や資材の調達、許認可行政などの行政権限において、地域開発政策や産業振興政策などの経済政策の各分野において、また、これらにかかる権限が分割され階級化されている行政機関の各段階において、汚職は発生する。戦後汚職史年表には、大は朝鮮特需汚職、復金汚職、造船疑惑、昭電疑惑、「韓国」地下鉄汚職などの政府閣僚の手の入ったものから、地域開発にまつわる市町村段階での汚職まで大小にわたって無数に記入されることとなる。

### 汚職体制

注意しなければならないのは、これらの、部分的にであれ、あるいは不起訴処分などで逃げきられたものであれ、何らかの程度で摘発されることになった贈収賄事件の他にも、疑惑視された多くの汚職、隠れた汚職があることである。しかも、先のあらゆる行政権限は、私的所有と営業の自由を原理とする資本主義社会においては利権に転化する。正規の手続きを経て行われ、汚職の法的要件をみたさない行政施策であっても、独占的大企業と財界の支配と国家行財政への寄生、財界・大企業の政治資金・献金への政党・政治家の寄生、行政機構の頂点に坐る高級官僚たちの転職の自由による企業への天下りなどの枠組みのなかでは、一歩見方を変えると、実際は国民の公的資産を横領する一大汚職でしかない、ということになる。この関係を、体制的な「構造汚職」、公金私消の「汚職体制」と呼ぶこともできよう。

つまり、戦後日本資本主義の支配構造の全体が、ある面から見ると、「汚職的状況が存在するにもかかわらず、刑法上の汚職事件にならない」という政財官癒着の権力構造の聖域化、資金の流れの合法化・体系化<sup>1)</sup>と特徴づけられるのである。逆に言えば、個々の汚職事件は、この「構造汚職」の中からあるグループ、ある部面の贈収賄が、大企業間・自民党諸派閥間・官僚グループ間において闘われる利権争奪戦のせめぎあいの結果、汚職として暴露されたり、摘発されることになったものであると考えた方がいいだろう。つまりは次のように言えよう。

「國家の外被を与えているものは、それを利

用しているいくつかのビッグ・ビジネスの間の利害の一一致である。ビッグ・ビジネスは軍事的警察的機構を増強しようというときには大てい意見が一致する。しかしその下部の方では資金や資材をめぐってはげしい競争をやっているので経済利害においてするどく対立し合うものである。ところで資金や資材の割当業務は大てい官僚がにぎっている。だからまたビッグ・ビジネスは官僚機構を自分の手におさめるためにはげしい競争をやるのである。官僚制は全体としてビッグ・ビジネスの機関でありながら、個々のビッグ・ビジネスにとっては、官僚の相場はだんだんせりあがっていくのである。そこに汚職のおこる理由がある。それと同時にビッグ・ビジネスの国家独占をめぐるはげしい競争のなかで、独占の争いからおとされるものも出てくる。ここにくさい仲間同志が互いの犯罪をあばきたてるということがおこってくる<sup>2)</sup>。」

「政官財癒着」と言う場合、それはこのような「汚職体制」のなかにあって政界・官界・財界を結んだ利権がらみの人的結合の関係をさしている。自民党政治家と政府高官、「キャリア組」と呼ばれる高級官僚、財界を牛耳る大企業経営者層（「経営官僚」）は、それぞれ特有の分業関係をもちろん結びつきあい、独占的な大企業と銀行からなる金融資本の資本蓄積と政治的社会的な支配構造（「汚職体制」）を支えている。

### 官 僚 精 神

しかし一般に個々の汚職事件の中で「政官財癒着」が語られる場合には、政府高官と財界との結合が主にとりあげられて、高級官僚たちは後景にしりぞけられている。官吏の汚職が摘発される場合でも、そのほとんどは地方自治体職員であり、出先機関や外郭組織の課長・係長が「しっぽ切り」で摘発され、処断されるのが普通である。はたして「キャリア組」のエリート官僚たちは、この癒着構造のなかでどのような役割をはたしているのだろうか。

すでにマルクスが、汚職構造を支える高級官

僚がもつ官僚精神の本質を見抜いている。つまり「個々の官僚の場合には、国家目的は彼の私的目的となり、より高い地位の追求となり、立身出世となる<sup>3)</sup>」。そしてこの天下国家を論じつつ個人的立身出世をはかる官僚精神は資本主義の発展とともに姿を変える。戦前の絶対主義的天皇制のもとでは、官僚は勤任官を頂点とする高等官制度によって特權的地位、下層官吏からは隔絶した給与と境遇が保証され、公金着服が可能であった。戦後の憲法の下で主権者としての国民の地位と民主主義的諸権利が保証され、議会制が確立すると、「立身出世」をテコにした「公金着服」は巧妙な間接的な、それゆえ今まで以上に金権と同盟した方式へと変化した。「官僚は、公金着服を増収の唯一の手段とするようなやり方をますます軽蔑するようになっている。彼らは、国家などはうっておいて、ずっとみいりのいい工業企業の重役の椅子をあさり、まだ官職にとどまっている者も、上役の手本にならって株式の投機をしたり、鉄道等々に『参与』したりしている」（エンゲルス<sup>4)</sup>。

この官僚精神が現代の日本においてどのような形であらわれているかを、現実の戦後汚職史をみるとことによって考えてみよう。

### 1 地域開発と汚職体制

戦後の汚職史のなかで圧倒的に群を抜いて多数をしめるのは、地域・国土開発にまつわる汚職であろう。道路、港湾、電源立地、新幹線、住宅用地、工業用地などの開発において、それも中央省庁や公社・公団等の諸機関から府県、市町村にいたる各所において、また開発指定・土地買取・建設工事の指名の各段階で汚職が摘発されてきた。

しかも地域開発政策は、国家の財政資金と官僚機構を通じた経済成長が汚職体制そのものでもあることを、如実に示しているのである。国策的な開発計画のもとに電源開発（多目的ダム建設など）、産業都市建設、太平洋岸ベルト地帯をめざす大規模コンビナート建設を通じて、

重化学工業化と輸出優先の高度成長がはかられるとともに、地域における住民生活が破壊され、労働力が流動化され、地域経済が再編され、公害列島化がすすんだ。当然そこでは中央政府機関から自治体、都市銀行から地方銀行、中央財界から地域企業にいたる開発の担い手が総合的に絡み合い、アダム・スミスの公正な自由競争は、利権をめぐる汚い自由競争へと転化しているのである。

### 小説首都圏銀行

その一典型例として知られる千葉県の開発政策にからむ汚職を素材にして、汚職体制のからくりを迫真的に描写したのが清水一行の企業小説『首都圏銀行』である<sup>5)</sup>。

千葉県の地方銀行・京葉銀行は、京葉重工業地帯の建設を担った大規模な地域開発（東京湾の埋立てと工業団地開発、首都圏ニュータウンづくり）、それによる産業誘致や人口流入と一緒にあって成長してきた。その頭取丹治得蔵は、大卒後に中央銀行の人事部長にまで昇進したあと、不良貸付事件を契機に中央銀行の天下り人事政策に組み入れられた京葉銀行に、専務取締役として天下ってきた人物である。中央銀行以外にも一都市銀行が取締役を派遣し、融資関係をもって京葉銀行を操作している。

しかも、地域開発を推進する千葉県の相川知事は、厚生省健康保険課長から千葉県副知事に下ってきた人物である。また相川知事を支えつつ、県経済の成長を図るのが、丹治得蔵が会頭をしめる千葉県商工会議所の副会頭である熊谷である。熊谷の経営する千葉自動車は、県内一円にトヨタの自動車の販売網と修理工場をもち、千葉の地域開発、道路開発とモータリゼーション化にのって急成長をしたという筋書きである。全国有数といわれる千葉県のこの時期における地域開発を主導してきたのが、このような官僚出身者と財界大手の企業群であることを、この小説の主役たちが見事に演じてくれている。

一九五〇年代後半から六〇年代前半にかけて政・財界と行政の総力をあげて進められた重化

学工業化と太平洋ベルト地帯構想による地域開発政策のなかで、重化学工業の長期設備投資資金と地域開発資金を融資する市中金融機関は、貸出が預金を越えるオーバー・ローンを行っていたが、それを支えたのが日本銀行による巨額の市中金融機関に対する貸出しであった。このなかで、日本銀行、大蔵省が、地方銀行の役員ポストを掌握し、高級官僚の天下り先を開拓し、同時に地方銀行の金融力を強化させつつ都市銀行への系列化をすすめて、金融再編成を推進していくのである。

宮本憲一氏の資料によると、大拠点地区とされた千葉一木更津地区は、この期間（1958—62年）行政投資の53%が工場用地埋立用に先行投資され、それを含めて産業基盤への投資は69%にのぼる。地元資本中心で高生産性の中小企業の内陸工業地域である金沢一小松地区の20%から隔絶した規模と比率である（額にして8倍以上）。両地区は文教施設への行政投資が額にしてほぼ同額、比率において金沢18%に対して千葉7%の隔差である。埋立、産業用道路、工業用水道への先行投資のためのこの膨大な資金は、予納金（受益者負担）と国庫補助金とともに、都市銀行、地方銀行から府県の土地開発公社への融資によって確保された<sup>6)</sup>。

小説では、この背景のもとで、相川知事と山本副知事の間での知事選挙をめぐる政争、新たな金融再編成の一環としての都市銀行との合併と日銀からの次期頭取への人事派遣を策する日銀の鳥海副総裁、それに反対する丹治頭取との対立が事件として展開されていく。

京葉銀行、千葉自動車の熊谷、山本副知事の三者によって、小見川工業団地開発計画を通じた選挙資金の捻出が画策される。この開発は、丹治頭取が取締役をやり、山本副知事の息のかかった地方官僚が支配する千葉県土地開発公社が開発主体となり、先に引用した地域開発の千葉方式にのっとっておこなわれる。土地代金、補償費、町への業務の委託にともなう事務費が水増しされる。つまり、2、3億円が県財政からこの土地開発公社をトンネルにして副知事の

下に流れ、自民党公認獲得と選挙運動資金に使われる。

しかしこれは、知事選をめぐる激しい政争の結果、汚職事件として摘発されることになり、丹治頭取と鳥海日銀副総裁との対立の帰結を決する事件へと発展する。日銀は、大蔵省を動かして異例の定期検査をおこなわせ、丹治頭取を一挙に屈服させることになる。日銀がこの地方銀行検査を通じて仕掛けたものは、小見川団地計画への関与の摘発ではなく、千葉県地域開発と結びついた12年間の相川県政の腐敗構造を摘発するという脅迫である。

小説は、この経緯を丹治頭取の言葉で次のように語っている。

「ある筋……あえて中央銀行とは言いません。もちろん中央銀行も権力構造の一端に直結している。しかしそのある筋がわたしに指摘してきたことは、相川県政12年間の腐敗構造を、この際徹底的に追求することも可能だということでした。極めて政治的な意図です。山本副知事問題でことが納まっていてくれれば、京葉銀行の信用には傷がつかないし、わたしの12年間にもなる頭取としての業績が、泥まみれになるという懸念もない。（中略）ところが、山本副知事問題を契機に、相川県政12年間の腐敗構造を剥き出すということになると、京葉銀行は相川県政と一体だったんです。相川さんも12年、わたしの頭取在任も12年間。腐敗構造といわれたら、すべての金脈と関連してくるはずです。わたしは12年間にわたって、汚職や腐敗に一貫して関与してきたことになり、そのことで京葉銀行は躍進しつづけてきた。そういう答えがでてくるはずです。」

これを聞く千葉自動車の社長熊谷は、相川県政と京葉銀行、千葉自動車会社の躍進は、「ごく日常的な“仕事”」の事柄ではなかったかと問いつつ、日本銀行の策略に愕然として、次のように述懐する。

「それはだが、観点を一つ変えると、破廉恥な犯罪行為と評価され、判断される恐れがあった。政変を呼んだ政界トップの金脈事件も、つ

まりはごく日常的な処理が、実は犯罪だったという、みずからの立場に置き替えてみると、背筋の氷の教訓であったことになる<sup>9)</sup>。」

ここにきて読者は、華やかに展開された千葉県の開発行政の全体が、政官財癒着による汚職の体制でもあったことに思い到らせられる。そして読者の目は、千葉県を越えてこの開発行政からの真の受益者となる大手建設企業と誘致企業、大手都市銀行と日本銀行という金融寡頭制の支配構造にむけられていくことになる。

このような地域開発の千葉方式が、国土開発政策の展開とともに全国的に広められていったのである。

### 行政権限と利権の開発

戦後日本では、輸出主導・重化学工業化を中心とした高度経済成長を支えるものとして、1950年代後半以降に、「所得倍増計画」「自由化計画」のもとに拠点開発方式による太平洋岸ベルト地帯の開発政策がすすめられていく。これが過大都市問題と地域格差問題をひきおこし、1962年には「全国総合開発計画」へと修正されて、工場の地方分散のための新産業都市建設が全国に広げられることになる。しかしそれは、従来の拠点開発方式が全国に押しひろげられたことである。地域開発の千葉方式が地方政府に普及され、千葉県に見られるように、府県、市町村の行財政が、それにともなう全国的な土地投機と開発競争、乱開発、地方金融市場の金融資本への吸収という渦の中に巻きこまれていく過程となつた。

官僚機構に関わらせて重要なのは、このような地域開発政策の発展が、新産業都市指定、国庫補助金や地方債起債の認可、建設許認可権などの地域開発に直接関わる多様な中央省庁の行政権限、そして地方自治体の土地買収などの行政権限が開発され、強化されていったことである。つまり、地域開発は行政権限の開発となり、官僚機構の手に握られた利権の開発でもあったことである<sup>9)</sup>。

この開発利権をめぐっての政官財癒着による

贈収賄汚職のトンネルとなったものこそ地方開発公社である。

千葉方式で活用された土地開発公社は、「公有地拡大推進法」として1962年に公認されて、「全国総合開発法」にもとづく地域開発の先導役とされた。1965年の汚職の年には道府県30、市町村187、計217を数えている。議会の審議を受けず、自治体の幹部職員、とくに知事部局の副知事、助役がおさえて、利権の温床となってきた。

開発競争と利権へのたかりにともなう総合性、計画性の欠如と過大先行投資、見込み狂い、官金横領などからおこる浪費が、この公社をトンネルにして、地方財政を浸蝕し、財政危機と住民負担への転嫁をひきおこすことは明らかである。例えば、広島市の土地開発公社は、1963年に設立されてから1975年までに土地35万8,000平方メートル（138億円、市民1人当たり1万6千円）が購入されている。そのうちには、不燃埋立用地として、1年半前に水害で流失した地主から13倍の値段で買い上げた三篠川廃川敷が含まれている。これが一方で地価騰貴をあおり、他方で市財政に、行政目的と事業執行の見通しのない過大買入れによる利子負担の重荷をかけることになるのである。また、購入価格、補償費のうちに「政治加算」が入り、それは政治資金として還流することになる。

小さな市は、公社ではなく特殊財産特別会計を通じて地域開発の先行投資がなされた。

山口県下松市は、課長一部長一助役一市長の地方官僚にとっての一般的な出世コースを踏襲している市であり、明らかにこの土地先行取得のための特別会計は、地方官僚を媒介にして地域の保守支配層の利権の手段となった。同市は、瀬戸内海の周南コンビナート開発の一角を担って、コンビナートの中核となる徳山市と開発競争を競って無政府的に土地取得に走り、債務を累積させ、1964年から1976年までに隠しつづけてきた累積赤字は、1975年度決算見込みで10億2千万円にのぼった。赤字露見のきっかけとなったのは、年間10億円の償却資産税の収入

を見込んで、日本石油製油所に130ヘクタールを埋立て造成して売却したにもかかわらず、オイル・ショックの影響でそれが建設中止となつたことであるという。その結果、同市は赤字再建団体に転落して、自治省の厳しい統制と監視のもとで、財政緊縮と公務員「合理化」に追い込められていったのである<sup>9)</sup>。

この地方に広がる汚職体制をつうじて中央省庁の官僚の立身出世の網がより拡大されてきた。地域開発に直接かかわる権限をもつ中央省庁、とくに大蔵、自治、建設、通産などの各庁への地方自治体の依存、自治体、地方開発公社、地方銀行への中央省庁の高級官僚（キャリア組）の天下りとたらい回しが増大してきたのである。

自治体は、戦後憲法によって国の人事とは独立した人事権を保証され、中央集権的な官僚統制から守られた。住民自治の原理がそれに担保されている。しかし実際は、中央省庁と自治体との間での出向、割愛人事という形式で天下りが行われ、府県の課長職以上のポストは省庁高級官僚（上級甲合格者）の出世コースに組み込まれている。自治省は、1976年3月現在で、特別職（副知事・出納長）19人、部長64人、課長96人、その他28人、計207人を派遣しており、本省在勤380人の人数と比べて大きな比重を占めている。そしてこれら官僚は、各県の予算編成権を握る財政課長、総務部長、知事と、市町村の行財政指導を担う地方課長を占めている。建設省は、道路、河川、砂防、建築、港湾などを職掌する土木部に天下りを行っている。

以上みてきたように、地域開発の展開とともに官僚機構の権限の開発と集中、高級官僚の昇進ポストの開発がすすみ、それがテコとなって政官財癒着のための利権構造が発展することを確認することができよう。もちろん、現実に摘発された汚職事件では、捜査の手は公社、公団や府県庁の高級官僚、特に中央省庁から出向、天下りしたキャリア組に及ばない例が多い。『特殊法人を斬る』（東京新聞社）が言うように、「霞が関は悪をなさず」といえるのは、ノ

ンキャリア組やプロパーが「トカゲのシッポの役目を果たしているからである<sup>10)</sup>」。このことは、単にキャリア組の保身、かばい合い、将来の人材の育成への配慮などという次元の問題ではすまされない。高級官僚を中心に龐大な行政機構とそこに働く広範な公務労働者をヒエラルキー的に組織する方式としての官僚制の仕組みを問題としなければならない。官僚制は、専門的な「知の位階制」（マルクス）と情報・権限の階級制によって公務労働を組織し、一般公務員労働者を支配し窒息させ、公正・民主的であるべき行政機構を官僚機構へと転化させるものである。それを維持することが高級官僚の国家内部での役割であり、これによって政官財の分業と癒着による汚職体制が守られているのである。

## 2 「談合」問題と国家独占

ところで、地域開発政策の主たる内容の一つは、いうまでもなく道路・港湾・住宅用地・上下水道・工業用地造成・鉄道などの公共建設工事である。地域開発政策の展開のなかで、全建設工事のうちでこの公共建設工事は約4割を占めるまでとなった。しかも土木建築技術が高度化するとともに公共工事も大規模化、広域化してきたことと結びついて、大規模地域開発政策の展開は、一握りの大手建設会社の独占的地位を強化することになった。

鹿島建設・竹中工務店・大成建設・清水建設・大林組の最大五社、三井建設・住友建設などの旧財閥系会社をはじめとする大手46社は、10日会を構成して日本建設事業団体連合会（9団体と46社）を支配している。そしてこの日本建設事業団体連合会に参加する日本土木工業協会（170社）、日本電力建設業協会（81社）、日本鉄道建設業協会（20社）、日本道路建設業協会（347社）、日本埋立浚渫協会（26社）、土地改良建設協会（129社）など9団体においても、これら大手会社が支配的ポストを握り、この団体を通じてそれぞれの公共事業分野毎で公共工

事の受注を「談合」によって市場分割しあっているのである。さらにこの日本土工協、土地改良建設協会などは、各府県の地方協会をもち、そこでも前記の大手建設会社の支社が支配的地位を占め、地方公共事業の受注配分を操作している。

## 国家独占

このような事業団体内部での「談合」によっておこなわれている大手建設会社の公共工事受注における独占が、建設産業全体における独占体制の中核であり、支えであることはいうまでもないだろう。前記の9団体は、ほとんどが公共工事の受注や公益企業である電力会社からの受注の独占的配分を主たる任務として組織され、それによって建設業会の実質上の全般的なカルテル体制を支えているのである。その意味で、この建設産業の独占体制はもはや單なる少數の巨大企業を中心とする私的独占ではない。

私たちは、財政・金融、資材調達、許認可行政、公社・公団などによる企業活動などを通じた現代国家の広範な経済への「介入」という形態によって支えられている少數巨大企業の産業支配を、私的独占の発展した国家独占としてつかむことができる。地域開発政策によるこの国家独占のあらわれは、公共工事一事業団体を通じた「談合」による受注配分一建設業界の独占的支配体制という関連にみられるだけではない。千葉県の地域開発にみられたように、地域開発のなかでの龐大な資金の循環を媒介する日銀一大手都市銀行一地方銀行を中心とした銀行資本の支配体制の展開、太平洋ベルト地帯建設によって工場立地、独占的な港湾や海水使用を保障されていった重化学産業分野においてもそれをみることができる。

前節でみたことを重ねあわせると、このような国家独占は、まさに他でもなく構造的な汚職体制と表裏一体である、ということになる。現代資本主義を特徴づける国家独占と汚職体制は表裏一体である。あるいは汚職体制によって国

家独占が支えられ、逆に国家独占の枠内での政・財・官にわたる人的懸着を通じた大企業間での腐敗した競争によって、個別企業には特別な、また投機的な超過利潤という「うまい」が保証される。この関係を理解するには、当然、行政機構を官僚制でもって支配する高級官僚グループの役割に目をむけなければならない。

最近明るみに出た公共工事の入札における建設業界の「談合」事件は、この官僚機構の役割を如実に示しているので、これを具体的に検討してみよう。

公共工事の入札にかかる業者の談合は、1968年の大津地裁の無罪判決以来、談合金の授受がないと、刑法上の談合罪に問われない。また会計法上は一般競争入札、指名入札（特定の少数の業者を発注者が指名して、入札をおこなわせる）、随意契約の三つの契約方式が規定され、また戦後会計法（1947年）においては、「競争参加の機会均等、相手方選定の公正、経済性の確保等を図る観点」から一般競争入札によるのを原則としていたにもかかわらず、現在にいたるまで一般競争入札は実行されていない<sup>11)</sup>。指名入札が一般的に行われ、大手建設会社相互による業者間の談合も「建設業界の百年にわたる慣習」（日本土木工業協会小山内広報委員長、朝日新聞、昭和56年11月14日）となっていたのである。

この常態化した指名競争入札と談合との結合こそ政・官・財癒着の意味をあらわすものである。指名競争入札の根拠としては、技術・経営能力が不足して不誠実、不信用である業者を排除して公共建設工事の経済性と確実性、安全性を保証することだと主張されている。しかし、いかがわしい業者の排除は、建設業法にもとづく許可制の厳正な実施と監督の強化、発注工事の検査制度などによって行うことができるとみられている。指名競争入札制、随意契約制は、公共工事の大規模化、安全性や環境保護の規準の強化、建設技術の高度化を根拠にして、少数の大手建設業者による受注の独占を保証するものになっているのが実際である。

逆に50万をこえる建設業者は、圧倒的に中小企業、零細業者が多く、業者団体において中央、地方の大企業の支配の下にあり、協会、工業会の形での談合組織からも排除されている。そして談合を通じて受注した大企業は、下請、孫下請へと工事を分割してまわし、中間マージンのピンハネ、末端労働者への前近代的な支配を支えて、逆に公共工事の安全性・確実性、経済性を低下させ、労働災害を多くしているのが実情である。

建設業者数及び建設業就業者数の推移

昭和 年	建設業者 (千)	就業者		
		建設業 (万人)	全産業 (万人)	建設業 全産業 ×100 (%)
35	74	253	4,436	5.7
40	98	328	4,730	6.9
45	163	394	5,094	7.7
46	193	414	5,121	8.1
47	295	433	5,126	8.4
48	302	467	5,259	8.9
49	303	464	5,237	8.9
50	351	479	5,223	9.2
51	397	492	5,271	9.3
52	428	499	5,342	9.3
53	469	520	5,408	9.6
54	475	536	5,479	9.8
55	489	561	5,658	9.9

- 注) 1. 建設業者は建設省調べにより、就業者は総理府「労働力調査報告」による。  
 2. 建設業者は建設業許可（登録）業者であり、35～52年は各年3月末現在、53年は9月末現在である。建設業法の改正（47年4月1日施行）により建設業者は登録制から許可制となった。

出所) 「国公労調査時報」1982.4.No.231, 43ページ。

### 権限の階級的な配分

ところでこの業界の談合と指名競争入札制をつなぐものとして重要な環となるのが、官僚の握る指名業者の選定権限である。そして、この権限が次のように階級的に配分されていることに注目しなければならない。

業者指名は、「建設省の例をとれば、工事の大きさによってA B C D Eと五段階に分け、工

事等級別で指名するという方針がとられている。すなわち予定価格が5億円以上は、本省の指名業者審査委員会（事務次官が委員長）、1億円以上は各地方建設局の指名運営委員会（局長が委員長）、それ以下の小工事は工事事務所」でおこなわれる<sup>12)</sup>。

この指名業者の選定と入札決定の権限には工事計画、設計、予定価格という重要な入札情報が付随している。この権限と情報の階級制は高級官僚の昇進の階級制と一体である。逆に言えば、公共工事の発注の利権をめぐる官公財政着を階級制的に配分して行政機構を組織するのが官僚制の基本的役割である。その上に、上級官僚の癒着を告発することが公務員にとって昇進の道をとざされることであるという形で汚職体制の安全が保障されている。それだけにとどまらず、昇進の階級制と一体となった権限と情報の配分は、官僚機構が全体として、より積極的な策謀を展開するのを可能にしている。第一に、官僚の出世競争のなかでのポストの拡大と人脈の形成が、積極的な行政権限の開拓と配分をつかってすすめられる。第二に昇進ポストの地位に連動した関連企業の役員、役職のポストへの天下りが組織的に展開されていく。第三に官僚の政治家への転身をすすめ、官僚機構をあげて建設族を強化する。

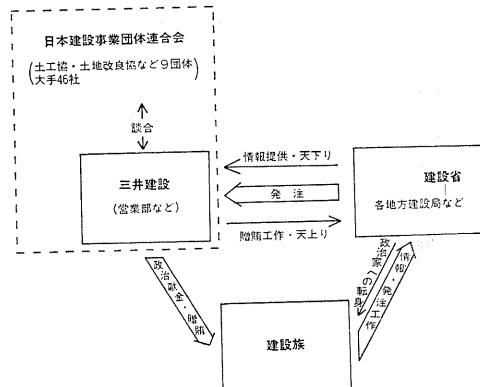
### 三井建設の内部文書

この経緯は、最近暴露された三井建設内部文書（日本共産党国会議団による公表、『赤旗』1982年5月22日）のうちにうかがい知ることができる<sup>13)</sup>。

三井建設は旧財閥系のトップをしめ、業界全体としては10位にある会社である。この内部文書とは、5人の土木営業部長と部長代理による公共工事受注工作についての営業報告書である。4人の取締役営業部長の井田、宮城、中本、座光寺は建設省、農水省からの天下り官僚である（例えば、井田は建設省東北地方建設局河川部長からの天下り）。昭和56年度の三井建設の役員には、代表取締役副社長（電力・エ

ネルギー開発本部長）をはじめとして、5人の建設省出身者（他に国鉄、農林省から各1名）が席をしめている。このような天下りは他の大手建設会社に共通に言えることであり、全工事高にしめる官公需の比率が大手で最高の71.3%である奥村組は、社長（大蔵省）、副社長（水資源公团）を初めとして、営業・技術部門を中心に12人のキャリア組官僚出身者が役員をしめている。これら天下り組は、公共工事の受注工作を担当する営業部を中心に配置されているのが特徴であろう。彼らを中心にして企業は、工事の計画・設計から予定価格、入札状況などの情報を入手し、関連する官界、政界の人物を工作し、受注競争を展開するのである。

### 建設業界の官公財政着構造



三井建設の5人の営業報告書は、建設省・農水省・防衛施設庁を中心に7省庁、8政府特殊法人、22県6市2町におよぶ官庁にかかるわる113件の工事について工作を展開した様が生々しく記録されている。

三井文書のなかで、防衛施設庁の森本土木課長補佐が「三井の案が一番すぐれて……O BがないのでJV（ジョイント・ベンチャー）の可能性がある」と指示していたことが記録されている。逆にこの工作的期間に、5億円の手みやげ工事つきで東北農政局から楠修治（東北農政局平川農業水利事業所長）の天下りが三井建設によって受け入れられている。この天下りの橋渡しをしているのが三井内部文書の5人のう

ちの宮城土木営業第二部長である。宮城は農林省の天下り組であり、営業報告書においては、東北、九州、近畿などの農政局を対象にして、導水・用水事業、農地造成等の工事受注に暗躍している。また三井文書には、防衛施設庁、地方建設局の現役の課長、部長が工事情報を流し、発注会社名を数カ月も以前に知らせており、上役官僚や関連政治家への「あいさつ」を指示していることが記録されている。

これらの生々しい事実は、天下った元高級官僚の会社役員と現役高級官僚がともに連携して、大企業と国家行政の癒着の舞台の主役をなっていること、官僚機構は組織をあげて昇進と天下りをすすめ、人脈を形成していることをはっきりと教えてくれている。

このような官財癒着は、官僚の政治家への転身と建設族の形成と結びついている。東京新聞の資料によれば、建設族の有力議員16名のうち増岡康治、上田稔、今井勇をはじめとする建設省高僚の転身組が8人を数えている<sup>14)</sup>。そして三井文書では、この増岡・上田・今井をはじめとして、田中角栄、渡辺美智雄、金丸信という国会議員に対して工作をおこなっている一端が記録されている。

この政財癒着のパイプとなるのが、政治資金規制法からはずれる裏の献金も含めた政治献金である。日本建設業団体連合会は、規制法の枠に応じつつ官公需受注高・資本金などを基準にして4ランクに分けて、46社それぞれに政治資金額と献金相手の建設関係議員を指示している。三井文書では、三井建設の枠1,500万円が先の農岡康治などの建設省と他省庁の建設関係部局のO Bを中心とした議員に献金をおこなったことが記録されている。

また『赤旗』は、1981年6月に建設省事務次官を退官した粟屋敏信（建設省雇問）が、ただちに参院選への出馬準備を始め、談合組織である日本土木工業協会から「ご祝儀名目」で3億円の選挙資金を提供されることになっていると、報じている。つまり、建設省の官僚制は、公共工事の受注における官財癒着を武器にし

て、昇進と発注権限の階級制のうちのトップの地位をしめた事務次官を国会議員に押し上げて、日本の政治の中枢に参画し、保守支配体制を支えてきているのである。

### 汚職の仕掛け人と扱い手

以上のような政官財の癒着の構造から言えることは次のことであります。汚職体制の仕掛け人は、三井建設をはじめとする独占資本であるとともに、政・官・財を通じた人的癒着において重要な扱い手となっているのが、政治家への転身と企業への天下りでもって政・財の両分野に組織的に進出した高級官僚であるということになる。つまり、昇進と行政権限の階級制で組織され、政治家への転出と企業への天下りを昇進ポストの延長線上に組織的に組み込んでいる官僚制は、公共事業を中心とした独占資本の国家独占を利権をめぐる政官財癒着の汚職体制として網羅する中心的なテコなのである。

建設官僚出身自民党議員

衆 議 院	今井 勇	愛媛3区	四国地建局長	大平派	4
	田原 隆	大分2区	九州地建局長	田中派	2
	山本 幸雄	三重1区	事務次官	田中派	5
参 議 院	坂野 重信	全国区	事務次官	田中派	2
	井上 孝	全国区	事務次官	田中派	1
	増岡 康治	全国区	河川局長	田中派	1
	古賀電四郎	全国区	技監	田中派	2
	上田 稔	京都	河川局長	田中派	4
	山内 一郎	福井	事務次官	大平派	3
	上条 勝彦	宮崎	建設大学校長	大平派	2
	野呂田芳成	秋田	官房文書課長	無派閥	1

最右欄は当選回数。大平派は現「旧大平派」。

田中派は現「旧七日会」。

出所) 『国公労調査時報』1980. 8. No. 210.

### 3 リバートの経済と官僚機構

今までみてきたような官僚的国家独占を通じた汚職体制の主要な環となっているのが、巨額の財政投融資資金を基礎にして行政の各分野に設立されて膨張してきた111社におよぶ公社・公団・公庫などの政府特殊法人である。地域開

## 建設大企業の官公需受注実績と政党献金

企 業 名	完成工事高		官公需 比率	政 党、 献 金		
	百万円	百万円		%	千円	千円
	百民党	民社党	新自公			
大成建設	634,249	244,329	38.5	35,320	11,776	5,000
鹿島建設	602,922	231,857	38.5	38,726	7,276	3,400
大林組	523,238	217,306	41.5	34,560	5,276	—
熊谷組	422,210	180,478	42.7	26,000	2,427	1,000
五洋建設	207,861	161,907	77.9	19,200	2,927	—
飛鳥建設	251,475	151,544	60.3	23,563	1,995	—
フジタ工業	291,299	148,127	50.9	22,200	2,427	500
清水建設	592,041	142,413	24.1	34,320	5,526	—
前田建設工業	218,541	138,655	63.4	19,963	3,995	—
奥村組	198,873	137,899	69.3	18,563	1,995	—
西松建設	233,768	131,130	56.1	24,975	1,995	—
戸田建設	259,554	128,394	49.5	22,963	2,995	—
鉄建設	155,383	125,142	80.5	21,963	1,995	—
間組	269,731	120,808	44.8	21,975	6,995	1,000
三井建設	246,524	120,537	48.9	19,483	2,230	—
佐藤工業	198,660	112,857	56.8	23,063	1,995	—
東亜建設工業	127,261	102,452	80.5	18,158	1,995	—
竹中工務店	?	?	?	39,570	6,776	1,000
鴻池組	?	?	?	19,748	1,995	—
東急建設	196,188	59,684	30.4	15,663	3,295	—
不動建設	95,172	36,875	38.7	18,562	1,995	—

(注) 1. 完成工事高は、1980年6月期までの最近1年間。  
政党献金は1979年。

2. 東亜建設までは官公需1,000億円以上の全企業。  
竹中工務店・鴻池組は非上場のため不明。東急建設、  
不動建設は1,000億円未満だが政治献金が2千万円  
を超えていたため追加した。

(出所) 日興リサーチセンター編「投資家のための業界  
分析」(81年版) および自治省政治資金報告。  
『国公労調査時報』1982. 4. No. 231, 42ページ  
より引用。

発政策の展開は、そのような特殊法人組織を、  
開発公社や第三セクターの形で全国に拡大させ  
てきた。議会の監視と統制から自主化されたこ  
の行政機構は、寄生的肉瘤である官僚制が汚職  
体制を網み上げていくために張り出した触手で  
あるとも言える。そこは議会の統制から離れて  
監督官庁に守られた「役人の天国」であり、政  
界・財界と並んで高級官僚の立身出世のポス  
トに組み入れられた天下り世界であり、「渡り  
鳥」官僚によって高額の役員報酬と退職金を積  
み上げていく直接的な公金着服の場でもある。

特殊法人を通じた財政投融資が直接関  
わった汚職事件は、戦後疑惑史のなかで  
大きな比重を占めている。摘発されたもの  
のうちで大きなものでも、照電疑惑  
(1948年、復興金融公庫), 造船疑惑  
(1953年、開発銀行), 電源開発事件・  
九頭竜ダム疑惑(それぞれ1956, 65年,  
電発投資、電源開発公社), 共和製糖事  
件(1966年、農漁公庫), ソウル地下鉄  
融資問題(海外経済協力基金、輸出入銀  
行), ロッキード事件(輸出入銀行), K  
DD事件などにのぼる。

財政投融資資金とは、郵便貯金・国民  
年金などによって全国から集められた勤  
労国民の零細な資金からなり、第2の予  
算と呼ばれているものである。これらの  
資金は、1953年以来の財投計画にもとづ  
き、次々と設立された公社・公団・公庫  
などの政府機関を通じて、重化学工業化  
と輸出促進と産業基盤整備の公共事業の  
ために優先的に融資されていった。この  
なかで、1つには開発銀行・輸出入銀行  
や各種公庫を通じた財政投融資の配分を  
めぐって、2つには先に見たように住宅  
公団・電源開発公団などによってこの財  
政投融資を使っておこなわれた公共工事  
の発注をめぐって、3つには、これら特  
殊法人を使っての役員ポストの渡り歩き  
や監督官庁への接待・供応、○○族議員  
に対するパーティー券購入や贈答などに  
おいて、汚職がおこなわれ、体制化されてい  
る。

## 昭電疑惑

この第1の財政投融資資金の配分をめぐる  
戦後の汚職体制の原型をしめしているのが昭電  
疑惑・造船疑惑である。

昭電疑惑・造船疑惑は、戦後直後に傾斜生産  
方式によって重化学工業分野の特定産業の復興  
がおこなわれていったなかで生じた汚職事件で  
ある。この産業復興政策は、戦後日本の経済成

長の軌道を敷いたものであり、またこの国家独占的な復興政策の展開のなかで戦後の新しい諸条件に応じた政官財癒着構造の再編成がおこなわれていったこと、しかもそれがアメリカの対日支配政策の転換（冷戦戦略への転換）とその中のアメリカ支配層内部での対立と結びついていたことが重要である。両汚職事件は、この汚職体制の再編とそのなかでのせめぎあいの結果として、対立し合う利害集団の一方の側から暴露されたものである。しかし、この事件は、それを越えて政官財癒着構造の再編成と戦後の経済成長の路線がもつ底深い汚職体制をうかがわせるものとなった。

特定産業復興政策のなかで重要な役割をはたしたのが、復興金融公庫を通じて石炭・鉄鋼・肥料化学・電力などの大企業に重点的に大量の国家財政資金を融資することであった。復金は全額政府出資で設立され、復金債の日銀引受を通じて融資資金を調達した。復金の融資は、5千万円以上の口数2.4%が全融資額の81.7%を占めているように独占企業への大口貸出しに集中している。石炭では三井・三菱・住友・古河の財閥系5社で50%，鉄鋼では、日鉄・钢管・扶桑金属・川崎重工・神戸製鋼の5社で74%をしめており、財閥系会社全体では全融資額の56%を独占していた。問題の昭和電工（富士銀行=旧安田財閥の系列、森コンツェルン系）は1社で化学工業分野65社への融資の34%をしめている<sup>15)</sup>。

しかも、約82%をしめる5千万円以上の政治融資は、蔵相を委員長とする大臣クラスの委員会と、その下で実質的な決定権をもつ復金幹事会（大蔵省銀行局長が議長）によって審査・決定されるものであった。つまり、「水ぶくれした産業資本の借り入れに狂奔する財界人と、政権たらい回しの政治資金かき集めに血眼の政治家と、その間にたって両者に色目を使いながら保身と出世をはかる官僚とが、三者三様の思惑で国家資金を適当に分配する<sup>16)</sup>」ものだったのである。

この復金融資の配分をめぐる全体的な政官財

癒着構造のなかで、様々な人的癒着が絡みあい、しのぎを削っていたことは、想像にかたくない。昭電疑獄はその人的癒着の系列のほんの一端を明るみに出したのである。昭電をめぐる人脈は、日野原昭電社長・芦田首相一大野伴陸（元自由党幹事長）一福田赳夫大蔵省主計局長一商工省官僚であり、その背後にニュー・ディラーを中心とするG HQ（占領軍総司令部）のGS（民政局）、ESC（経済科学局）があり、汚職摘発をめぐってこの人脈に旧警察・検察の内務官僚がつながっていた。この汚職の摘発は、利権と政権をめぐって対立する他方のグループである民自党一冷戦政策を推進するG HQのG II（参謀第二部一諜報・治安担当）一警視庁という人脈によってなされたと言われている。

### 造船疑獄

造船疑獄は、財閥系企業を中心とした造船工業会、タンカー協会、船主協会が、戦後の復興政策の一環として、造船・船舶運輸産業の振興をめざす計画造船策を策定させ、財政投融資資金の融資を引出し、さらにこの融資に対して国家財政から特典的な利子補給をおこなわせるという独占資本総ぐるみの官金私消の狂宴の中で生じたものである。

1947年の第一次にはじまる計画造船において、船主には、当初船舶公団、つづいて見返資金特別会計（日銀）、1953年からは開発銀行から長期の特別有利な融資が与えられた。それは建造費の7割におよぶ。開発銀行は、融資資金の約半分を見返り資金の後身である産業投資特別会計と資金運用部資金から借入れ、産業設備資金として7.5%という低利の長期資金を融資した。1953年においては、産業設備資金調達の純増分のうち全国銀行が23%をしめるのに対して、開発銀行が23%をもしめている。生産設備の近代化と電力・輸送のボトルネックの解決にむけて、市中金融機関の投資を補完し、誘導する役割をになっていたのである。このうちで海運（外航）は、開銀の業種別新規貸付高のうち

で電力に次いで高い比重をしめ、1953年には25.8%の割合であった。

計画造船とそれへの融資配分は、政官財のお手盛りによっておこなわれた。毎年次の造船計画と融資割当ての基本方針を策定するのは海運造船合理化審議会であり、そこには日本郵船・大阪商船・三井船舶・飯野海運・山下汽船・三井造船・三菱造船・浦賀ドックという商船会社と造船会社の社長が加わり、運輸・大蔵・通産の各省事務次官が入っている。それはまさに直接的な国家独占の意志決定機関であった。この審議会の下で、運輸省海運・船舶両局が適格船主の選考、融資割当てを実質的に決定する権限をもっていた。しかし同時にこの中で各会社は計画造船の割当てをめぐって、政・官にわたって人脈をつくり、しのぎをけづって競争していたのである。それは、先に述べた公共工事の指名入札と建設会社の「談合」と競争という構図と同じである。

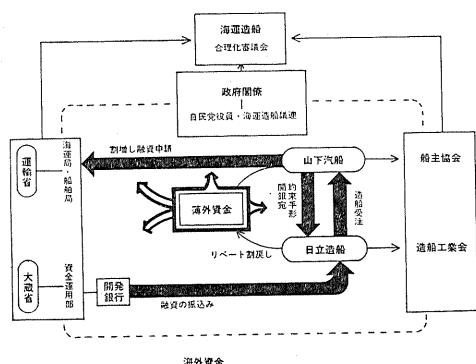
### リベートの還流

国家独占的な造船計画の割当てと各建設会社の割当てをめぐる贈賄競争は、次のような資金環流を通じておこなわれた。摘要をうけた山下汽船にみられるように、大手の海運各社は、リベート分を水増して融資申請し、それが割当てによって開銀から造船所に払い出されるとともに、造船所からリベート分を割戻しされる。この割戻し分でなる薄外資金が、官僚・政治家を買収する資金になるとともに、船主協会を通じて政治資金として保守政党に流れ込む。現在“国家財政の浪費を切る”と言って福祉財政の削減に努めている第二次臨時行政調査会の会長である土光敏光（前経団連会長）は、当時石川島重工社長として、同じルートで飯野海運にリベートを割戻し、その件での特別背任の共犯容疑によって逮捕されている。この構造は図示すると別図のようになる。

1949年から53年にかけての9次におよぶ計画造船において約2,000億円が融資されたが、造船疑惑の捜査のなかから明らかになったものだけでも海運業界の手に入れたリベートの総額は40億～60億円におよぶと言われる。政官界工作に使われた金は、もちろんこのリベートからの薄外資金だけではない。非常な低利で融資を得て利潤を蓄積した船運会社、造船会社は、交際費を蓄積して公式の寄付、接待をおこない、政官界工作を日常的に展開してきたのである。融資申請の窓口となる運輸省海運局、船舶局は、春秋のマージャン大会、ゴルフ大会に船会社から過大な寄付金を受けていた。また船主協会は、過去の計画造船の割当てを受けた加盟船主（船運会社）から、割当ての割合に応じて特別経費分担金（薄外資金）を徴収して、政党、議員への政治献金をおこなっていた<sup>17)</sup>。

### 国家独占＝リベートの経済

つまり現代の官金私消の体制は、国家との取引きを通じたリベートの発生とその還流のシステムとして網まれているといえよう。独占企業は、財政・金融や公共工事・資材などの国家市場を独占的に配分し、水増しされた発注価格や融資額、低利融資・利子補給や減免税などの特典をえて、国家独占的な超過利潤を手にする。それによって大企業に巨額の交際費や薄外資金が形成される。つまりそれは、企業が財政資金からひねり出したリベートを政官財の間に配分すること、国家独占によるリベートの再配分を意味している。各企業は、この資金を武器に、政官財の人的結合と情報網をあやつって、資金と発注の割当てにさらに強く食い込むための激



しい競争を展開する。そして次にこの独占企業間の競争が、激しく展開されてばされるほど、融資と発注による特別利潤の発生を可能にし、水増し価格と融資額を引きあげて、企業の競争力を強化する。

このことは、言いかえれば、財政資金からひねり出すリベートを国家独占的に大企業間に配分し、政官財癒着をめぐる企業間の競争を通じて政・官に再分配することを意味している。この行財政を通じたリベートの還流は、独占資本主義経済のリベートの還流を基礎にし、あるいはそれを支えている。独占的大企業は、商品・金融市場における「正常な取引」を通じてリベートの還流システムを広範に網みあげている。市場と技術の独占を通じて商品価格には、すでにリベート分が組み入れられ、情報と人的コネをつかって売り込みがはかられ、販売成功の時点で情報提供者、紹介者に紹介料・成功報酬の形でリベートが配分されているのである。

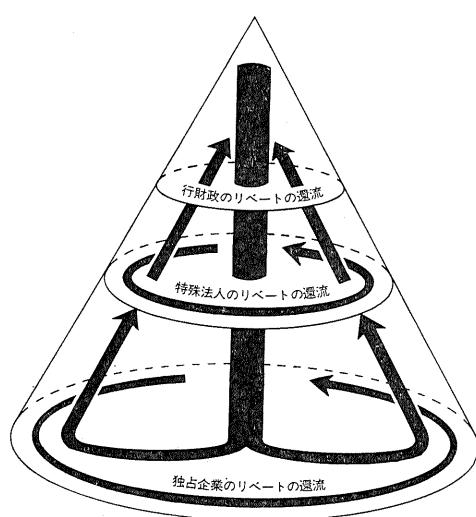
さらに、特殊法人は、それぞれの関係する行政機構、監督官庁に対するこのリベートの再配分の重要なルートとなっている。さらに民間企業の交際費、薄外資金のシステムは、特殊法人に移植される。独占権をもとに特殊法人のうちにつくられたリベートのプール（交際費）から

接待・供応、贈賄の形で監督官庁・関連省庁に資金が流れ、特殊法人に天下る各省庁の高級官僚の享受するところとなる。「官僚天国」と言われる特殊法人のうちに特有のリベートの還流システムが形成されているのである。

これら3つのリベートの還流システム、つまり日常化した広範な独占企業のリベートの還流システム、これが特殊な形で移植された特殊法人の還流システム、これらを貫いておこなわれる行財政のリベート還流システムのつながりを図示すると、別図のようなリベート還流の円錐形ができる。これを「国家独占のリベートの経済」と呼んでもいいだろう<sup>18)</sup>。国家独占を汚職体制に転化させているものはこのリベートの経済である。そして、官僚制とそこから張り出された高級官僚の政界・財界・特殊法人への「天下り」体制が、リベートの経済の主要な組織者であると言ってもいいだろう。

## 注

- 1) 室伏哲郎著『汚職の構造』岩波新書、1981年、208ページ。
- 2) 島恭彦、「軍国主義と腐敗」、『改造』1954年7月号、5ページ。
- 3) マルクス、「ヘーゲル法哲学の批判」、『マルクス・エンゲルス全集』大月書店、第1巻、283ページ。
- 4) エンゲルス「住宅問題」、『全集』第18巻255ページ。
- 5) 清水一行『首都圏銀行』集英社、
- 6) 宮本憲一『社会資本論』有斐閣、1968年、327～333ページ。
- 7) 清水一行、前掲書、322～323ページ。
- 8) 「この結果、まず開発事業にともなう不正汚職事件が全国にひろがった。1965～66年度は、文字どおり、汚職の年であった。高度蓄積にともなう経済危機は1962年ごろからはじまり、それが、1965年に財政危機へ、そして1966年に政治危機へと、次第に上部構造へ波及していく。」（宮本憲一、前掲書、325ページ）
- 9) 中国新聞社編『ルポ地方公務員』日本評論社、1976年、238～243ページ。
- 10) 東京新聞『特殊法人を斬る』三修社、1980年、133～135ページを参照。



- 11) 内山尚三「公共工事と入札制度の問題点」『ジユリスト』No. 759, 1980年を参照。
- 12) 同, 17ページ。
- 13) 日本共産党中央委員会出版局『談合問題と政官財癒着一(付)三井建設内部資料の全貌』1982年。
- 14) 東京新聞, 前掲書, 158~159ページ。
- 15) 井上晴丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』岩波書店, 1951年, 231~235ページ。
- 16) 室伏哲郎『汚職の構造』岩波新書, 27ページ。
- 17) 昭電疑獄, 造船疑獄については次のものを参照した。(1)室伏哲郎, 前掲書, (2)闇口孝夫『汚職の構造学』, 汐文社, 1980年, (3)山田敬男『戦後獄史』新日本出版社, 1982年, (4)野村二郎『戦後獄史の群像』第一法規, 1980年。
- 18) このリベートの経済は, 兵器の発注を軸に展開される「軍産複合体」のうちに典型的にあらわれ, アメリカの軍事経済の研究において明らかにされてきたところである。V・パーソ『軍国主義と産業』(清水嘉治ほか訳)新評論, 1967年, および池上惇『国家独占資本主義』有斐閣, 104~111ページを参照。

## 基礎経済科学研究所 研究年報

## 労働と研究 第4号 ¥ 1,000 (税込)

## 第I部 研究論文

- 京都府下における地域商業活性化の方向 ..... 金田 修  
——新たな地域産業政策の確立をめざして——
- 独占と「自由競争」 ..... 安満弁吉  
——中小企業問題の分析視点として——

## 第II部 修了論文の部(夜間通信研究科1980年度修了論文)

- 都市交通の危機と打開の方向 ..... 林 久和  
——大阪市営交通を中心にして——  
(コメント) 鶴田廣巳・高原一隆・佐々木雅幸
- 総合商社における「資本と労働」の一考察 ..... 宇多真揆也  
——スケッチ的試論—— (コメント) 森岡孝二・中村雅秀・杉野幹夫
- 『貧困の原点』 ..... 西山賢一  
——失業・半失業と工場法——  
(コメント) 二宮厚美・伍賀一道・横山寿一
- イタリア経済の基礎構造 ..... 岡宏一  
——国家企業と私的独占の関わりを中心に——  
(コメント) 林弥富・小野秀生・本多三郎

## 第III部 書評の部

- 向笠, 戸木田, 木元, 高木編著 ..... 氏家 正  
『工場調査・巨大工場と労働者階級 上・下』

## 第IV部 活動日誌

- 基礎研活動日誌(1979年10月~1980年9月) ..... 事務局

郵送御希望の方は、郵便振替(京都1972)を御利用下さい。

## 産業政策と経済官僚機構

—ジョンソン教授の提起によせて—

佐々木 雅幸

戦後日本の高度成長の秘密を、通産省の果たしてきた特有の役割に求めるアメリカの一研究について、官僚機構の民主的改革の視点から検討を試みる。通産省とその産業政策の連續性と断続性、官僚機構内部の相互関連と分業関係、「国家介入」における「発展指向」と「規制指向」などの諸課題を提起する意欲的論文。

### はじめに

「ノートリアス MITI」と呼ばれ、世界中のその悪名をとどろかせた日本の通商産業省に関する研究が、最近アメリカの一政治学者の手によって公刊された。

カリフォルニア大学（バークレー）教授チャーマーズ・ジョンソンによって著わされた『通産省と日本の奇跡』(MITI and the Japanese Miracle, —The Growth of Industrial Policy, 1925～1975—, 1982) は、戦後日本の高度成長の秘密を通産省という、他の先進資本主義国に例を見ない「経済参謀本部」の役割に求め、日本経済において経済官僚の果たした機能を戦前の商工省の設立にさかのぼって歴史的に検討した画期的な労作である。

筆者は外国人研究者の眼からみた、日本比較にもとづいた経済官僚機構の分析に触発されて、「産業政策と経済官僚機構」研究をすすめる上でいくつかの論点をまとめてみようと思う。

### （Ⅰ）「発展指向型国家」と産業政策

ジョンソン教授によれば、日本の高度成長＝「奇跡」を分析する論者は次のように分類できる。第1のグループは「日本のケースに西欧（おもにアングロ・アメリカ）の概念、問題および経済行動の規範を当てはめようとする人たち」、例えば『ジャパン・アズ・ナンバーワン』の著者エズラ・ヴォーゲル等、第2は社会

経済学派に属する人々で、これはさらに4つのタイプに分かれる。①文化人類学を中心とする「国民性—基本的価値観—コンセンサス」をベースとする分析、②経済学者による「奇跡は起こらなかった」とする分析、③「独特の構造的特徴」すなわち「終身雇用制」「年功序列型賃金制」「企業別組合主義」の「三種の神器」や貯蓄率、銀行制度、福祉制度、下請制度などの日本の制度的特徴を中心とする分析、④「ただ乗り」論——すなわち、アメリカとの同盟によって防衛支出の節減、巨大な輸出市場への容易な参入、比較的安価な技術移転においてただ乗りを享受した——にもとづく分析である<sup>1)</sup>。

しかし、これらの分析はいずれも本質的解明に至っていないとし、教授は「発展指向型国家」(developmental state) という概念を採用し、「発展指向型機能」を推進する経済官僚機構、すなわち「通産省」と、通産省の実施する政策、すなわち「産業政策」に日本の奇跡の秘密を求める、歴史的・実証的にその機能と本質を検討している。

通産省を典型とする日本の発展指向型国家の本質的要素については以下の点が挙げられる。  
＜第1の要素＞「小ぢんまりとし、費用があまりかかりない、しかしその体制のなかで得られる最良の管理専門家をスタッフとしてもつエリート官僚層」であり、「これらの官僚の任務は、第一に、発展させるべき産業を確認し選定すること（産業構造政策）、第二に、選ばれた産業をすみやかに発展させるための手段の確認

と選定（産業合理化政策），第三に，指定された戦略分野における経済的健全性と有効性を保証するための当該分野における競争の監督である<sup>2)</sup>。

＜第2の要素＞「官僚がイニシアティブを取り，効果的に活動できる十分な余地を与える政治体制」<sup>3)</sup>

＜第3の要素＞「経済に国家が介入するという市場調和的方法の完備」であり，その方法とは①政府金融制度（開発銀行等）の創出，②税制上のインセンティブの広範な利用と限定された目標設定，③目標設定のための指示的計画，経済全体についてのガイドラインの活用，④意見の交換，政策の検討，フィードバック機能，意見の相違を解決するための公式で常設のフォーラムの設置，⑤民間や半官半民の団体（日本貿易振興会，経団連など）への一部の政府機能の割当て，⑥リスクの高い分野での特殊法人への依存，⑦一般会計予算とは別でかつ一般会計予算からの資金供給をうけないゆるやかな仕組の「投資予算」の創設と利用，⑧国内における競争の維持を目的とするのではなく，国際的競争を目標にした独占禁止政策の方向づけ，⑨政府の指導・援助による研究開発，⑩発展指向型目標達成のための政府の許認可権の利用であり，もっとも重要な市場調和的介入の手法は「行政指導」である<sup>4)</sup>。

＜第4の要素＞「通産省のごとき水先案内人的機関」の存在であり，この機関は計画策定，エネルギー，国内生産，国際貿易，金融の一部（産業金融と租税政策）をあわせて所管している必要がある<sup>5)</sup>。

官僚機構の中に占める通産省の位置について，教授は次のように述べる。

「発展指向型国家である日本においては，大蔵省，経済企画庁，外務省等をふくめた多くの官僚機構のあいだで権力闘争がある。」

しかしながら，もっとも大きな積極的影響力を行使するのは，産業政策を策定しつつ実施する機構，すなわち通産省である。<sup>6)</sup>

この通産省の特徴については，

「人員数という点では経済官庁のうちでもっとも小さく，一般会計予算におけるシェアはもっとも小さい。この第二の姿は重要な点であり，通産省が大蔵省主計局の支配的影響から自由であることを示す。通産省は，日本開発銀行，電源開発株式会社，日本輸出入銀行，中小企業金融公庫，商工組合中央金庫，日本石油開発公団，日本生産性本部による信用供与に同意を与え，支出を正当と認める権限を通じて，資金にたいするコントロールを行う。」<sup>7)</sup>

通産省の実施する「産業政策」<sup>8)</sup>に関しては，次の主張に同意している。

「産業政策は西欧経済学用語辞典にはない日本固有の用語であり，国内産業保護，戦略産業の発展，内外の変化に対応しての，あるいは予測しての経済構造の調整に関連した政策の複合体を指す。」<sup>9)</sup>

以上のような特色づけをもつ「発展指向型国家」は西欧の資本主義国家とは明らかに異なるタイプの「国家介入」を行い，日本の高度成長を導いたと教授は指摘している。日本のように発展指向的機能をになった国家とは対象的に，国家それ自体はこのような経済活動にはほとんどかかわりをもたず，競争の維持（反独占政策），消費者保護のための調整機能をもつ国家を「規制指向型国家」（regulatory state）と呼んでいる。ジョンソン教授によれば「規制指向型国家」の代表はアメリカであり，「発展指向型国家」＝日本とは，政府と経済との関係において二つの異ったタイプをつくりだしている。「規制指向型国家」は「市場合理性」と「効率性」を基準にして「国家介入」を行い，通常「産業政策」をもっていない。これに対して，「発展指向型国家」は「計画合理性」と「有効性」を基準として経済に介入する。したがってアメリカのような市場合理的な体制のもとでは，公務にもっとも有能な人材が集まることはなく，国家的意思（政策）決定は官僚よりも，むしろ選挙で選ばれる専門家によってなされ，エリートの動きも政府から民間へ（天下り）ではなく，

その逆である<sup>10)</sup>。

ジョンソン教授によるこのような国際比較にもとづく「発展指向型」と「規制指向型」という「国家介入」のタイプ分けは、日本の産業政策のあり方を日本独自のものとして把握することの弱かかった筆者にとって新鮮な問題提起であった<sup>11)</sup>。例えば、現在進行中の新自由主義的な「行政改革」において、「小さな政府」や「政府規制の緩和」が産業行政の分野で主張される際に、反独占や消費者保護を眼目とする「規制行政」の解除に重点がおかれる場合と、戦略産業の育成を志向する「発展指向行政」の解除に力点がおかれる場合とでは、著しくその意味するところが異ってこよう。

しかしながら、「国家介入」の二つのタイプをもっていきなり日本とアメリカの国家それ自体のタイプ分けとするのはやや性急といわねばならない。現代資本主義国家の「国家介入」の主要な側面は、日本においてもアメリカにおいても「発展指向型」のそれに他ならないと思われるからである。

この点はジョンソン教授も次のように認めている。すなわち、「経済参謀本部」としての「通産省」という経済官僚機構は、アメリカや他の先進資本主義国においても例を見ないものであり、アメリカの産業行政を担当する「商務省」は通産省と比べて「発展指向」機能が極めて弱い<sup>12)</sup>。ところが、アメリカの場合にも、日本の通産省に相当する官僚機構が存在している。それは「国防省」である。「それは国防省が本来の性格と機能として、通産省と同様に戦略的、目標指向的視点をもっているからである。」<sup>13)</sup> 国防省は、とりわけ冷戦体制以降、軍需産業である原子力、航空・宇宙、エレクトロニクス産業への研究開発投資や市場の確保などによって、国際的な先端産業として育成し、高水準の「発展指向」機能を果たしたことは周知の事実である。むしろ、アメリカにおける政府と産業界との融合を「軍産複合体」と呼ぶのにならって、日本の官僚機構と大企業との癒着を「官産複合体」と呼んでいるのである。

このような理解に立てば、「発展指向」と「規制指向」という国家介入の二つのタイプが、国家行政のいかなる領域で発生し、どのような関連をもって機能しているかを明確にすることが国際比較のうえで重要なテーマとなるだろう。

また、「規制指向」的介入は反独占や消費者保護という住民の民主主義的要求や運動が「国家の公共性」を根拠にして「介入」を迫った結果といえよう。しかし、当の「規制」する主体が、規制対象の産業と癒着するケースが多く、「発展指向」的機構に転化する傾向が強いことも事実であろう<sup>14)</sup>。

さらに、「発展指向」における二つのタイプ、すなわち、国防省を中心とする「軍産複合体」と、通産省を参謀本部とする「官産複合体」の比較と相互関連を念頭に、「行政改革」の国際的展開を考えてみれば、軍事を「聖域」として専ら保護されているアメリカの「軍産複合体」が、日本の「官産複合体」には産業政策を解除して市場を開放せよと挑戦している内容が明らかになってくる<sup>15)</sup>。

アメリカの軍事・経済官僚機構と日本の経済官僚機構との相互関連こそ分析に値しよう。

#### 注

- 1) C. Johnson, *MITI and the Japanese Miracle*, 1982, pp. 7-17, 矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ, 1982年, 6~20ページ。
- 2), 3) *Ibid.*, p. 315, 邦訳, 355ページ。
- 4) *Ibid.*, p. 317-318, 邦訳, 358~359ページ。
- 5) *Ibid.*, p. 317, 邦訳, 361ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 26, 邦訳, 31ページ。
- 7) *Ibid.*, p. 79, 邦訳, 86ページ。
- 8) ジョンソン教授は産業政策の基本的構成要素を  
①産業合理化政策と ②産業構造政策の二つとしている。

小宮隆太郎氏は「産業政策」を次のように定義している。「産業間の資源配分や、個々の産業の私企業によるある種の経済活動の水準を、そのような政策が行われない場合とは異ったものに変えるために行われる政府の政策を指す。つまり産業政策とは、ある種の産業における生産・投資・研

究開発・近代化・産業再編成を促進し、また他の産業におけるそれらを抑制するものである。」さらに、日本の産業政策の諸類型を次のようにあげている。「(i) 新規産業の振興 (ii) 産業合理化計画 (iii) 過剰投資の抑制 (iv) 衰退産業への援助」小宮隆太郎『現代日本経済研究』東大出版会、1975年、307ページ。

9) Johnson, *op. cit.*, p. 26, 邦訳, 31ページ。

10) *Ibid.*, pp. 18-21, 邦訳, 22~25ページ。

11) この点の評価については田口富久治氏も同様の感想を抱かれている。田口氏によれば、日本以外の「発展指向型国家」としてフランス、イタリアがあげられるとしている。田口富久治「先進諸国における行政の構造——『発展指向型国家』の日本型とフランス型」『ジェリスト』総合特集29号、1983年1月。64~95ページ。

12) この点について、アメリカ会計検査院レポート『日米貿易の争点と課題』(1979年、日本貿易振興会・海外経済情報センター)は次のように述べている。「工業製品の輸出を管轄している商務省と通産省の輸出に対する取り組み方は対象的である。商務省は〔製品の〕マーケティングから始めるのに対し、通産省は、既に指摘したように、どの産業が一番すぐれた輸出品を提供しうるかを検討することから始める。商務省は、どの産業に対してもかたよらない取り扱いをするが、通産省は優先順位のリストを持っている。商務省はどの製品を輸出品として奨励するかについては特に条件をつけない。たとえば、商務省は、靴製品に対する調整援助計画の一環として、輸出を通じて販売を促進する仕事さえ引き受けってきた。日本は、労働コストが高く日本はとても太刀打ちできないと分っている製品について工業諸国と競争するのを避けるため、たえず付加価値が高く所得弾力性のある——即ち、所得の上昇とともに需要が増大する——製品をさがし求めている。」同書、216ページ。

13) Johnson, *op. cit.*, p. 21, 邦訳, 25ページ。

14) アメリカにおける「規制指向」行政の典型である公益事業(電力・ガス産業)統制は、消費者である農民や住民の運動によって制度化されたものである。しかし規制機関である公益事業委員会が規制対象である公益事業(私企業)と癒着を深める中で、それら企業の高蓄積をみのがした事例は

数多くあり、「規制指向」行政が内容的に「発展指向」行政に転化した例と考えられる。例えば、E. Hunt, *The Power Industry and the Public Interest*, 1944, 参照。

15) 最近の新聞報道によれば、アメリカ下院歳入委員会貿易小委員会の公聴会で、日本の特定産業育成策の批判が続出した。工作機械会社、フーダー社の副社長が「通産省の米国市場への進出的をしぼった日本業界の育成強化策が自由な競争を妨げ、米国の業界の衰退につながった」と指摘し、日本の産業政策の解体を迫った。これに対し、日本電子機械工業会の顧問弁護士は「米国の電子工業界が軍需を中心に米政府の発注に大きく頼っている」と政府依存に変わりがないことを指摘し、これに応酬している。『朝日新聞』1983年3月11日付夕刊。

## (II) 産業政策の連続性と断続性

さて、ジョンソン教授の第二の問題提起は、通産省と産業政策の発生史をさかのぼって検討したさいに明らかになる、産業政策における戦前と戦後の連続性の指摘である。

「通産省それ自体は、自然増加の偶然のプロセスの結果生まれたものだ。商工省は、農業行政と商工行政が分離したことに端を発している。商業面の機能をぬぎそなながら、一方で産業面の機能を加えて発展し、企画院の軍需省総動員局への併合により計画策定能力を獲得し、そして、軍需省の時代に石炭、石油、電力にかんする行政が一本化されることにより、初めてエネルギーにかんする完全な支配力を獲得したのである。戦争で企業局が設置されたことにより、ミクロ・レベルでの介入権限がそなわった。最終的には、通産省は、商工省と国際貿易を管理する機構(貿易庁)との合体から生まれたものである。通産省は、運輸、農業、建設、労働、あるいは金融にかんする権限をもつことはないが、これらの分野にたいして、とくに金融については、日本開発銀行のような機関を通じて強い影響力をもってきた。」<sup>1)</sup>

農商務省→商工省→軍需省→戦後商工

省→通産省という官僚機構の変遷をジョンソン教授は、産業政策上の特徴によって①自主統制 ②国家統制 ③官民協調の三段階に区分して把握している。戦前・戦後の日本経済の発展を経済官僚の動向と経済官僚機構と政策手段の変遷を軸にして概観するという興味深い展開となっているので、ここでやや図式的ではあるが紹介しておこう。

#### <自主統制期>

「第一次大戦後の長期の景気後退とそれに加えての1927年の大恐慌が商工省の新設と産業政策の最初のこころみを導き出した。」<sup>2)</sup>

商工省は1925年（大正14年）農商務省から独立するや、折からの長期不況に対処するため産業政策の実験を開始する。その第一歩は「輸出組合法」と「重要輸出品工業組合法」の制定である。これは中小企業の組合に対する輸出数量、価格等のコントロール権限の付与と、企業間の破滅的過当競争の終止を目的としたもので、ここに今日の「不況カルテル」「合理化カルテル」の萌芽がみられる。

次いで1927年の金融恐慌は「商工審議会」を生み出した。この審議会は、戦後の「産業合理化審議会」や「産業構造審議会」の直接の前身であり、日本に「産業合理化」の概念を導入し、金解禁と産業合理化運動を結びつけた。「金本位制は日本の物価を世界の物価と関連づけ、産業合理化は日本の国際競争力を強めると論じた。」<sup>3)</sup>

1930年には具体的に合理化施策を企画し実行するために「臨時産業合理局」が設立され、企業の統制、科学的管理方法の実施、産業金融の改善、工業品の規格統一、製品の単純化、国産品の使用奨励に関する企画立案を行った。この局で立案された最重要の法案は「重要産業統制法」（1931年）である。この法律は生産レベルの決定、価格支持、新規導入の制限、特定産業に対する販売管理にかんする企業間のカルテル的合意という形の「自主統制」に法的根拠を与えるもので、25年の法律よりも政府の認可権限が強化され、なによりも大企業へ範囲が拡大されるという特徴をもっていた。これによって商

工省は、カルテルメンバーが生産能力を拡大するための投資にたいする許可と、彼らによる生産量削減の決定にたいする許可を与える権限をえた。「戦後の産業政策の中心をなした政府の許認可権限および『行政指導』の慣行の源はこの法律にある。」<sup>4)</sup>

以上の一連の「産業合理化」から「国の認可によるカルテル」に至る商工省の試みにおいて中心的役割を果たした経済官僚は吉野信次と岸信介であり、とりわけ若手官僚、岸はアメリカで「科学的管理法」とティラー、フォード両システムの動向を調査し、またドイツで産業合理化運動を視察して、日本に「産業合理化」の概念をもたらした。

ここで注意すべきはドイツの合理化運動の特徴を政府の後援するトラストとカルテルに見出し、「合理化とは経済的竞争の減少」すなわち、「協調」と「統制」であるという理解を日本に定着させたことである<sup>5)</sup>。

日本の産業政策を生み出したものは経済的危機であり、1920年代の日本は①国際競争力の回復、②産業再編成、③労働生産性の向上の必要に迫られており、商工省の試みはこれらに応えるものであった。

いいかえれば、全般的危機の段階にある「日本資本主義の脆弱性」こそが商工省という経済官僚機構の肥大化を必要としていたといえよう。

#### <国家統制（前）期>

「1930年代が戦後の経済的『奇跡』に寄与したものは何か、それは、政府部内に経済参謀本部を生み出したことである。」<sup>6)</sup>

商工省の経済官僚たちが産業政策の確立に努力を傾けていた時期に、軍部の中からも、たんに経済危機を乗り切るだけでなく、軍事的な生き残りのためにも産業政策が必要であるという認識が生まれてきた。すでに第一次大戦時に、ドイツの「総動員計画」にならって「軍需工業動員法」（1918年）が制定されていたが、27年の金融恐慌を機に「資源局」が設置された。この局は「日本における本格的な経済計画の最初

の担当局<sup>17)</sup>であり、商工省からは若手の植村甲午郎が出向し、商工省と軍計画当局者との調整役を果たし、軍事的必要性と民間経済能力の統合・調整を行なう「経済参謀本部」的な部局となった。

このうち、軍事・経済官僚たちが努力を傾けたのは戦略的に重要な特定の産業ごとに個別の法律を制定することで、最初のものは「石油業法」（1934年）であった。この法律は現在ある「石油業法」のモデルでもあり、これによって石油の輸入、精製は政府の許可制となり、輸入業者に最低6ヶ月分の備蓄を義務づけるとともに、政府による割当て、価格設定、製品の強制的購入権限を認めた。この法律の施行機関として「燃料局」が設置されたが、これは商工省の発足以来最初の「タテ割原局」であり、以後39年には省全体に拡大されてゆく。

1935年には「内閣調査局」が発足し、「電力国家管理法」を策定・成立（1938年）させた。これによって多数の発電・配電会社が9電力会社に統合され（民間による所有を認めつつ、国が管理する）、のちにこの所管が逓信省から商工省に移った。

1930年に設置された商工省「貿易局」は37年に外局に格上げされ、商工省の貿易行政への影響力が強まった。この局は占領期間中に外国貿易に強大な力をふるった「貿易庁」の前身である。

日華事変の勃発（1937年7月）とともに戦時統制が開始され、「臨時資金調整法」「輸出入品等臨時措置法」が制定された。前者は大蔵省の民間金融機関に対する行政指導の先駆けとなり、後者は全ゆる物資の輸入の規制、輸入物資の統制権限を商工省に付与し、1949年の「外国為替・貿易管理法」の前身ともいえる法律で、高度成長期以後、「通産省の産業政策推進上の最大の武器となつた<sup>18)</sup>」

統制経済実施の点からより重要なものは「企画院」の創設（1937年）である。これは「内閣調査局」と「資源局」とが合併したもので、軍人、革新官僚、満州で活躍した経済計画担当者

などが加わり、各省の業務を指示・調整するまさに「経済参謀本部」と呼ぶにふさわしい強力な機関となつた。

企画院は人事面で商工省の影響力が強かっただけでなく、企画院の計画を実施するため、商工省の組織改革（個別産業ごとの原局体制への再編成）が不可避となつた。43年には商工省と合併し軍需省に統合される。また企画院は戦後の経済安定本部や経済企画庁の前身でもあった。

企画院の業績は「国家総動員法」（1938年）

（植村甲午郎の起草）で、これにより行政府は産業統制における「白紙委任状」を手に入れ、財閥の所有権だけが唯一保障されることになった。

戦後の産業政策を理解するうえで、より重要性をもつものは企画院第四部の業務であった「物資動員計画」で、これは占領期間中の「臨時物資需給調整法」として甦っただけでなく、高度成長期の通産省の主要な政策手段となつた「外国為替予算制度」（1950～64年）にも影響を与えた。これは利用可能な外貨枠の範囲で優先順位の高いものから物資輸入を割り当てる方式であった。

1939年には統制強化のため商工省の大機構改革が行なわれ、産業別の「タテ割原局」が完成した。「産業政策とは物資所管原局と同義語である。<sup>19)</sup>

しかしながら、軍部と財閥との対立、各省間の対立等により、統制は無政府的となり、より一層の統制強化のために1943年に軍需省が設置され、商工省は企画院を吸収してこの省に統合された。

以上のような「経済参謀本部」を中心とする統制経済の中で、財閥と軍部との利害対立を調整しながら統制手段を開発していったのは、岸信介、椎名悦三郎、植村甲午郎など「革新官僚」と呼ばれる経済官僚たちで、彼らは「満州國」で産業政策の実験を試み、その成果を戦時中、戦後の産業政策に生かすことになった。

まさに植民地侵略と戦争という、日本資本主

義の構造的特質である「侵略性と脆弱性」が生みだす「内圧」と「外圧」の中で「経済参謀本部」は成長をとげたといえよう。

しかし、統制経済が実際に強化され、経済官僚機構が強大になるのはGHQの占領下においてであった。

#### <国家統制（後）期>

アメリカ軍占領下でかえって経済官僚機構が強化された。それは次の理由による。①GHQは軍部の追放、財閥の変化と弱体化をもたらし、経済官僚機構のライバルの力を弱めた。②官僚機構内部でもっとも強大な力をふるった内務省は、GHQによって解体され、内務省や警察がもっていた割当て権限は商工省と経済安定本部に移った。③GHQは間接統治方式を採用し、経済機能を集中的に政府の手におこうとした。

敗戦直後、占領以前（1945年8月26日）に椎名悦三郎等が商工省を復活させ、機構が温存されて、「貿易、産業担当の官僚は、敗戦の危機の中にあって連続性を確保しえたのである。」<sup>10</sup>

財閥解体、独占禁止政策等の「経済民主化」をすすめる、GHQの方針にとまどいつつ、経済官僚たちは経済復興にとりかかった。1946年新発足の経済安定本部は、「傾斜生産方式」を推進した。安定本部にはかつての企画院のメンバーが加わり、石炭・鉄鋼に優先順位を与え、限られた資源を集中する傾斜生産方式は「物資動員計画」に酷似していた。「傾斜生産方式の扱い手となった、復金、需給調整法、経済安定本部、石炭庁などの機関はまぎれもなく戦時中の経済統制のための諸機関を復活させたものである。」<sup>11</sup>

1948年秋ごろから、占領政策の転換がはじまり、「経済安定9原則」「ドッジライン」が示され、日本経済の国際市場への復帰がめざされた時期、1949年5月に、商工省と貿易庁を合併し、通産省が生みだされた。

「第二次大戦からの経済復興の必要性とそれに加えて1949年の深刻なデフレが通産省の新設と産業政策の復活を導き出した。」<sup>12</sup>

通産省の業務は国内産業統制から、貿易振興、輸出促進のための産業育成に転換した。GHQはひき続き、「外国為替及び外国貿易管理法」「外資法」を制定し、輸出でえた全外貨を集中管理し、輸入業者に割りあてる（外貨予算）権限と、外国からの技術導入と株式取得等の許認可権限を、占領解除とともに通産省にひき渡した。「かくして通産省は、戦前、戦中のいかなる先輩たちもえられなかつた産業にたいする巨大な管理、統制手段を手中におさめることになった。」<sup>13</sup>

講和成立とともに、産業政府は「国家統制」から「官民協調」の時代に入るるのであるが、ジョンソン教授は次のように述べている。

「日本人のほとんどすべてが、1945年の敗戦を明治維新以来のもっとも重要な変革とみている。しかし日本の産業政策の観点からすれば、1940年代は一つの連續した期間、すなわち産業にたいする高度の国家統制の時代ではなかったか」<sup>14</sup>

確かに、ジョンソン教授が明らかにしたように、日本の産業政策を発生史的に展開してみると、それは戦争や経済危機下にある日本資本主義を救済するために重ねられてきた努力、とりわけ、その「侵略性と脆弱性」が生み出す危機の独自な深さに対応する日本の独自の政策であることが判然とし、経済官僚の行動に光をあてることにより、その政策の一貫性が明白に浮かび上ってくるのであるが、戦前と戦後の間には「連続性」とともに「断続性」があるのでないか、すなわち、産業政策における「形式上の連続面」と、「内容上の断続面」があるのでないかという疑問が浮かんでこよう。

#### <官民協調期>

高度成長への準備期（1949～1954年）を経て通産省はシステムの確立へ向かった。

「通産省のつくりあげた高度成長システムは政府による『育成すべき』産業の選択、選ばれた産業の生産物を市場に出すための措

置、さらに以上のような政策がもたらす過当競争を抑制するための方策、の三つから成り立っていた。経済官僚が行使しうる具体的手段としては、外国為替および技術に対する規制があった。彼らはこの権限を利用して将来育成すべき産業を選択していった。有利な条件での財政、金融面での措置、輸入品にたいする国内産業の保護措置は、選ばれた産業のコストを低下させる手段であった。カルテルや銀行系列をベースにしたコングロマリットを命ずる権限は、経済官僚に競争を管理する力を与えた。<sup>15)</sup>

具体的には、1949年の「産業合理化審議会」（戦前の「商工審議会」の後身）の設置、1950年の「外資法」の制定、51年の「開発銀行」（資金運用部資金の大企業融資を行う政府系金融機関）の設置、52年の「企業合理化促進法」（①新規設備にたいする補助金の交付と研究開発費の減免、②特定業種に対する新規設備費の急速減価償却、③特定産業にたいするインフラストラクチャの提供）制定などによって、高度成長システムを整備した。

さらに、「繊維工業設備臨時措置法」「機械工業振興臨時措置法」など業種ごとの「産業立法」を成立させ、「不況カルテル」「合理化カルテル」の法的根拠をえて、「独占禁止法」に風穴を開けた。

また、税制面では大蔵省の協力をえて、「租税特別措置」の活用（輸出所得の50%を非課税、特定設備の加速償却、技術導入費用の経費扱い、留保金制度など）をはかった。

このような政策手段を武器に通産省は、外国技術に依存して、「需要の所得彈力性の高い」産業、すなわち、50年代前半は鉄鋼、電力、造船、化学肥料を育成し、その後は合成繊維、プラスチック、石油化学、自動車、エレクトロニクスなどを選択・育成し、重化学工業化をめざした<sup>16)</sup>。

60年代以降の「自由化」にたいする対応のなかでもっとも重要なものは「産業構造」という概念が創造され、1961年に「産業構造調査会」

（のち64年に「産業合理化審議会」と統合されて「産業構造審議会」となる）が設けられたことである。

「この概念は、資本構成、輸出比率、産業集中度、規模の経済、その他の国際競争力を示す指標でみて、日本の産業と欧米の産業とを比較することを、たんに短かくしていったものである。ひとたびこのような比較が行なわれると、さらにこの概念は、日本の各産業が国際経済場裡で十分に競争できること、ただし現在のような産業構造によってではなく、別の産業構造をもてばそれが可能であることを主張するために用いられた。産業内で競争しあっている企業の数は減らされねばならず、その結果残る企業は規模が拡大されなければならず、そして系列体制により生まれた先行投資と過剰生産能力はコントロールされなければならないかった。」<sup>17)</sup>

要するに、「産業構造」という概念は、主要産業における合併の促進と設備投資調整カルテルの理論的根拠となつた。

迫りくる資本自由化の圧力に対し、自らの存在意義を確保するためにも通産省は新たな産業政策の道具を開発する必要があった。“異色官僚”と呼ばれる佐橋滋は、アメリカ資本のヨーロッパ侵略に対抗するフランス流の「混合経済」体制に学んで、「特定産業振興臨時措置法案」（1963年）の創案に努めた。

この法案は資本自由化に対して、特定産業（最初は特殊鋼、自動車、石油化学）の国際競争力を強化するために、政府、産業界、金融界の三者「懇談会」を構成し、各個別産業の「振興基準」を作成し、実施する内容のものであったが、「官僚統制」の復活を懸念する業界や、大蔵省の批難の中で流産した。

この結果、残された手段が「行政指導」であり、国内政策を重視する「佐橋派」の後退と「国際派」の台頭が省内ではじまつた。

「行政指導」というものは、貿易自由化と、通産省が指導行政のための新しい法的根拠を確立するのに失敗したという経過をたどっ

て、日本の官民の関係の顕著な特徴となったのである。それまでは、経済政策決定において政府の役割は外貨予算の管理によって保証されていた。外貨予算が廃止されたあと、政府は従来どおり、その伝統的役割を果たしつづけた。ただし、企業や産業の外国貿易にたいする統制を通じて応諾を強いるという従前のような明確な権限なしにそうしたのである。」<sup>18)</sup>

1965年の不況期の通産省の行政指導の主要な形態は「協調懇談会」を通じる設備投資調整であった。

60年代後半から70年代にかけての資本自由化と企業の自主性の向上の中で、官民協調体制にひびが入りはじめ、通産省はその存在意義を失いかけていた。しかし、1973年の「狂乱物価」と「第一次石油ショック」は再び通産省に命をふき込んだ。

「本書の研究の目的にとって石油ショックが重要なことは、それが日本国民に官僚機構の必要であることを再度認識させたことにあら」<sup>19)</sup>。

灯油やトイレット・ペーパーの売り惜しみに激怒した消費者の要求を反映して、「国民生活安定緊急措置法」と「石油需給適正化法」が制定された。「新しい二つの法律は、通産省の行政指導を法律化し、行政指導が国民の利益になることを正式に認めた。」<sup>20)</sup>

1974年、公正取引委員会は「石油闇カルテル」を告発した。東京高等裁判所は「通産省は行政指導によって、会社をして生産制限を行なわしめる権限はない。」という判断を下し、以後独占禁止法の強化がはかられた。

ジョンソン教授は次のように述べる。

「ヤミカルテル事件と独占禁止法改正の通産省への影響は、行政指導を行なうさい、それが国と国民の利益のために用いられるようすること、そして通産省がその力を乱用しないようにみずから注意するようになったことである。」<sup>21)</sup>

さらに通産省は、1974年11月、最初の産業構

造の「長期ビジョン」を公表した。

「『ビジョン』はエネルギー節約と石油備蓄のためのきびしい基準を設定し、『知識集約型産業構造』がどのようなものかを詳細に示した。さらに保護主義が重大な脅威であり、日本みずからのために「国際化」する必要があると主張し、国民、政治家に、一般的に日本が経済的にどの位置にあり、繁栄をつづけるためにどの方向にすすまなければならないかを説明した。」<sup>22)</sup>

### 注

- 1) Johnson, *op. cit.*, pp. 319-320, 邦訳, 361ページ。
- 2) *Ibid.*, p. 114, 邦訳, 123ページ。
- 3) *Ibid.*, p. 103, 邦訳, 110ページ。
- 4) *Ibid.*, p. 110, 邦訳, 118ページ。
- 5) *Ibid.*, p. 108, 邦訳, 116ページ。
- 6) *Ibid.*, p. 155, 邦訳, 171ページ。
- 7) *Ibid.*, p. 118, 邦訳, 128ページ。
- 8) *Ibid.*, p. 136, 邦訳, 149ページ。
- 9) *Ibid.*, p. 146, 邦訳, 160ページ。
- 10) *Ibid.*, p. 172-173, 邦訳, 189~190ページ。
- 11) *Ibid.*, p. 186, 邦訳, 204ページ。
- 12) *Ibid.*, p. 114, 邦訳, 123ページ。
- 13) *Ibid.*, p. 194, 邦訳, 212ページ。
- 14) *Ibid.*, p. 195, 邦訳, 213ページ。
- 15) *Ibid.*, p. 199, 邦訳, 219ページ。
- 16) *Ibid.*, p. 236, 邦訳, 257ページ参照。
- 17) *Ibid.*, p. 253, 邦訳, 277ページ。
- 18) *Ibid.*, p. 273, 邦訳, 300ページ。
- 19) *Ibid.*, p. 297, 邦訳, 331ページ。
- 20) *Ibid.*, p. 298, 邦訳, 332ページ。
- 21) *Ibid.*, p. 301, 邦訳, 336ページ。
- 22) *Ibid.*, p. 301, 邦訳, 336ページ。

### (III) 経済官僚機構研究の課題

さて、前章ではジョンソン教授による通産省の50年史を筆者なりにまとめてみたが、教授の成果を踏まえて、三点ほど今後の検討課題をあげてみたい。

第一は、通産省とその産業政策の連続性と断続性という問題である。

ジョンソン教授の方法は、戦前の商工省時代

の産業政策と戦後の通産省の産業政策との連続性を強調することによって、産業統制の考え方と手段の原型が、戦前においてほぼ出そろっていたこと、40年代に続く占領期において、むしろ経済官僚機構が強化され、高度成長システムが準備されてきたこと、そして講和成立後も実質的な産業統制が実施され、これが高度成長を支え、日本経済の産業構造高度化をもたらしたことなどを明らかにしており、極めて示唆される点が多い。

とりわけ、戦前において、戦争と経済危機から日本独自の産業政策が生み出される過程、大戦後は戦後危機、自由化「圧力」という波をのりきるために、新たな産業政策が開発されてゆく過程を通じて「資本蓄積の危機と経済官僚機構の強大化」という法則が貫徹することを浮かび上らせている。

しかしながら、反面で、戦前と戦後の連続性が強調されるあまり、アメリカ軍による日本の社会経済構造の再編、官僚機構の編成替えのもの意味、すなわち戦後改革の内容が重視されていないように思われる。

戦前の産業政策と戦後のそれとは、たとえ「形式」において踏襲するところが多くとも、「内容」においても同質であってたということはできないであろう。

すでに中村静治氏をはじめとする技術論の専門研究者によって明らかにされているように、占領初期の段階で日本のエネルギー政策は、アメリカの国際石油資本の戦略下に支配されている<sup>1)</sup>。導入された外国技術も圧倒的部分がアメリカの大企業からのものであった<sup>2)</sup>。通産省の得意とする「スクラップ・アンド・ビルト政策」も、エネルギー、技術、資本という産業政策の根幹において、アメリカへの依存を強いられた、いわゆる「従属的加工貿易体制」を強制された上での高度成長政策であった<sup>3)</sup>。このように、戦後日本の産業政策は、技術、エネルギー供給において自立性を欠いたものであり、戦前とは質的に異なっており、いわばアメリカの設定する外枠の中で日本の通産省が内枠をは

め、「二重の枠組み」のもとで、育成された産業発展であった。

構造的な世界経済危機が進行する中で、国際競争は一層激化し、日本経済に対する“風当り”はますます強まっている。日本の経済官僚機構に対する、アメリカの軍産複合体の攻勢は激化し、これを自らの利害のもとへ再編成しようという動きが強まっている<sup>4)</sup>。

戦前において、軍部の利害と財閥の利益との調整役を演じてきた「経済参謀本部」たる通産省は、80年代の現在、アメリカの軍産複合体と日本の大企業の利益対立を調整する官僚機構へと姿を変えているのではなかろうか。「官僚機構の国際的連関と対立」についての検討が必要になっている。

第二は、官僚機構内部の相互関連と分業関係の問題である。ジョンソン教授も明らかにしているように、戦前の官僚機構の中核には「内務省」が位置していたが、戦後改革の一貫としてGHQによって解体され、戦後は経済官僚機構がその地位にとて代った。そこで、ジョンソン教授は、先に引用したように、戦後日本の官僚機構の中で、最も大きな影響力を行使するのは産業政策を担当する通産省であるとしている。

この点で、大蔵省を戦後の官僚機構の頂点とする日本の財政学研究者の見解と相異が生ずる。たとえば、池上惇氏は財政経済面での内務省と大蔵省の地位の逆転を指摘し、次のように述べている。

「とにかく大蔵省は、国税庁はじめ、資金計画、戦後の海外協力、あるいは国内の投資計画、こういったあらゆる領域における、まさに、総合調整の位置を占めることになる。特にケインズ主義が、戦後日本に入ってきたし、いわゆるドッジ・ラインとシャウプ勧告などで所得税中心の税制が非常にはっきりした形で定着しますので、その意味では大蔵省の権限というものがひところは絶大な影響をもつことになる」<sup>5)</sup>

「通産省 v. s. 大蔵省」という問題は、官僚

機構相互の権力争いとしても興味あるテーマであるが、両者の分担関係、あるいは分業関係という側面の理解も重要である。第Ⅱ章でも概括したように、高度成長システムにおける租税特別措置や財政投融資の機能は、大蔵省と通産省の協力なしにはありえないのは当然である。

戦後のケインズ主義政策が、財政金融を操縦桿として構想されたものだけに、大蔵省や日本銀行が経済政策の主役として一般には考えられるが、このような財政金融政策、いわゆる「間接統制」と、通産省の行う産業政策、いわゆる「直接統制」の独自の組み合わせこそ、日本の高度成長政策の一つの特質であったと考えられる。

官僚機構内部の力関係と分業関係を明らかにしてこそ、日本の「発展指向国家」の特質が浮かび上るのではないだろうか。

第三の点は、「国家介入」における「発展指向」と「規制指向」の二つのタイプの問題である。I章の終わりすでに述べたように、筆者にはこの二つの異なるタイプは「国家介入」の二通りの道とでもいえるものだと思われる。

「発展指向型介入」が通産省の産業政策に典型的にあらわれるように「資本蓄積の危機」に対応するものであるとすれば、例えば日本の1973年の「石油ショック」で制定された二つの法律は「住民のくらしの危機」に対応する「国家介入」であると考えられる。いわば灯油やトイレット・ペーパーの必要性という住民の共通利害を守るために通産省の行政指導に「公共性」が与えられたのである。では住民の共通利害を守る行政指導はどのような内容をもたねばならないのだろうか。①規制の対象となる企業の資本蓄積を保障するために暴利を見のがすのか、②あるいは、単に企業間の競争条件を復活させればよいのか、③それとも、独占的な暴利獲得のシステムにメスをいれるのか、反独占、消費者保護の「規制指向行政」は上の三つのいずれの内容をもちうるのか、そのあり方が迫まられている。

アメリカにおいてもレーガン政権下での新自由主義的「行政改革」の進行によって、伝統的

な自由競争、すなわち、市場機構の復活をめざす反独占政策自体が後退させられようとしている<sup>6)</sup>。

官僚機構の本質が、「住民の共通利害を行政材料に転化させ、住民の上に立つ機関」にあるとするならば、独占的な暴利獲得のシステムにメスをいれうる行政指導を行いうるのは、民主的な行政機構以外にありえない。そうであれば先の引用でジョンソン教授は石油ショックで日本国民がその必要性を再認識したのものは「官僚機構」ではなく「産業行政を司さどる民主的な行政機構」であるといわねばならなかったであろう。

この点で、官僚機構の温存・再編成を許してしまった、戦後改革の不徹底性こそ問題とされねばならない。経済官僚機構の民主的改革の理論と実践こそ、重要な課題となっている。

#### 注

- 1) アメリカの国際石油資本五社の代表からなる「石油顧問団」は占領初期からGHQの参謀部G4とともに日本の石油産業にたいする占領行政上で事実上の決定権をもち、日本のエネルギー支配の基礎がためを終えていた。中村静治、『現代日本の技術と技術論』青木書店、1975年、99ページ以下。
- 2) 事実上アメリカの子会社ないし在籍企業のものを含めると、1975年までの技術導入件数の56.4%をアメリカのものが占めている。中村静治、『戦後日本の技術革新』大月書店、1979年、58ページ。
- 3) 柳ヶ瀬孝三、「戦後日本資本主義の制度的基盤」『講座現代経済学VI』、日本経済論』青木書店、1982年参照。柳ヶ瀬氏は、戦後改革でつくりあげられた日本型官僚機構を「近代的ブルジョア的官僚機構と国家主義的強権的官僚機構の結合物」と規定している。同上、58ページ。
- 4) 例えば、米通商代表部『日本の対米貿易障壁と日本政府の最近の市場開放改策（『エコノミスト』、1982年3月、12月28日、1月4日合併号に全訳掲載）などに通産省への厳しい批判がみられる。
- 5) 池上惇「<座談会>行政国家の位相」『ジュリスト』総合特集29号、1983年1月。（対談者は阿利莫二、井出嘉憲、田口富久治の各氏）この座談会で池上氏は戦後改革の連続性と断続性につい

て、戦前が「内務省主導の地主後見型」であったとすれば、戦後は「大蔵省主導の財界後見型行政国家」に転換したと指摘し、「戦前と戦後の行政国家は、寄生地主と財界が交替しただけで、国民は労働と地域の場において依然として無権利である」という点で連続しているし、寄生地主と財界がいわかわったという意味で断絶しています。」と興味ある発言を行っている。この場合に、「連續性」を生みだしたものは、戦後改革の不徹底性である。

6) 新野幸次郎、「国際的な競争政策の潮流」、遠藤孝史「海外主要国における独占禁止政策の概要と動向」いずれも『公正取引』、1983年2月号に掲載。

### おわりに

通産省を中心とする経済官僚機構の研究課題

はもちろん、上記の点に尽きるものではない。とりわけ、現在、問題とすべき点に、過剰な行政介入が、介入を受ける産業や企業に直接的なコスト負担をかけるとともに、産業構造に歪みをもたらし、消費者の利益を損い、長期的な経済の活力を奪っていくのではないかという点<sup>1)</sup>、さらに、テクノポリス構想にもみられるように、通産省主導の新たな地域開発方式が、地場産業の「活力」をひきだしながら、どのような社会システムをつくっていこうとしているのか等については今後検討の機会をもちたいと考えている。

### 注

- 1) 田中直毅、「産業政策の見直しと行政改革」『経済評論』1980年11月号、15ページ以下。

(所員・大阪支部)

### 夜間通信研究科 1979年度 修了論文集

## 労働と研究 第3号 ¥1,500(税込)

精神薄弱児施における障害児と職員の発達保障 ——奈良県立登美学園の場合—— (コメント)	小沢祥子 池上惇・田中昌人・武元勲
京都府下における商業振興に関する基本的な考え方 ——大型店問題と関連して—— (コメント)	金田修 小野秀生・前川恭一・成瀬龍夫
繊維独占による中小企業支配の実態 (コメント)	安藤弁吉 中村雅秀・森岡孝二・下野克己
大都市型産業経済と中小零細業者振興政策 ——大阪市の住江混合地域の一研究ノート—— (コメント)	永吉秀幸 森岡孝二・水津雄三・中村雅秀
炭鉱「合理化」反対闘争を通しての今日の労働運動の視角 (コメント)	中原優 二宮厚美・湯浅良雄・向井喜典
マルクス・エンゲルス「都市と農村」論の一観角 ——「都市と農村の止揚」と全面発達—— (コメント)	角田憲昭 藤岡惇・梅垣邦胤・樋原正澄
グラムシのヘゴモニー概念 ——「ユーロ・コミュニズム」研究のためのノート—— (コメント)	長谷川真知子 芦田亘・後藤康夫・中橋幸二郎
レーニンの競争論 ——とくに「過渡期」との関連で—— (コメント)	音羽周 本多三郎・林弥富・田中宏

## 府県自治体とその官僚機構化の諸段階

小森治夫

現代日本の官僚機構のなかで特色ある位置を占める府県制、その完全自治体化と官僚機構化との対抗関係の歴史の整理を試みる労作。著者は自治体労働者としての持味を生かして機関委任事務問題と補助金問題を手がかりにアプローチし、今日の臨調「行革」の背景をえぐりだす。

### はじめに

第2臨調の地方制度改革案の検討において財界側が最終のターゲットにしていたのは道州制であったといわれている。地方自治体の行財政に対する「徹底した減量と膨張抑制」や「選択と負担の仕組み」が道州制への志向と一体のものとしておしだされようとしていたことは記憶においてよいことであろう。

しかしながら、道州制の導入は「政治的配慮」なるものによって次のような表現に後退させられた。すなわち、「都道府県の広域化による地方圏の行政機構については、長期的、総合的な観点から検討を行うものとする」というものである。なるほど道州制という言葉を見い出すことはできない。だが、道州制の導入と対をなす府県自治制度の解体もしくは再編への執念はここでもあからさまに語られているとみるとがきよう。

都丸泰助氏は、新著『地方自治制度史論』（新日本出版社）のなかで、臨調路線が、「戦後地方自治制度の要であり、民主的地方自治の象徴ともいべき地位にある都道府県知事の公選制と、さらには都道府県の存在そのものを敵視し、これを抹殺もしくは徹底的に改変しようと企図している」（423ページ）と指摘されている。氏は、それ故にこそ、今日において府県制を総括的に考察することの重要性を強調して

おられる。全く同感である。私もまた、目下、同様の問題意識から、研究者と自治体労働者との協同の作業として府県制の研究に従事しているところである。戦前における官治行政の担い手であった府県が戦後改革によって民主化されたことの意義はいうまでもなく極めて大きい。府県自治という言葉が新たに語りうるようになったのである。しかし、戦前の内務省を頂点とした官僚機構の一翼としてのそれは確かに改革されたのではあったが、それは不徹底であった。安保体制のもとで再び新たな官僚機構化の道を歩ませられてきた。今日、ある意味では、臨調路線のなかで、その完成段階にさしかかっているのではあるまい。もちろん、それは、60年代後半からの革新自治体の時代を終焉させるか否かという問題を焦点にかさねあわせたものであることは言うまでもない。その帰すうを述べるわけにはもちろんいかない。

小論では、以上のような問題意識から、都丸氏の研究にも大いに刺激をうけて、戦後の府県自治体がいかにして官僚機構化の諸段階を経てきたものであるか、私なりの整理を試みてみることにしたい。すでに述べたように、私たちの研究はいまだ途上にある。ここでは、府県自治体の官僚機構化をすすめるにあたって重要な役割を果してきた、中央政府による統制の中心的な手段の1つであった機関委任事務と国庫補助金の動向に注目することに視野を限ることにしたい。皆さんのご批判を得たい。

## I 府県の官僚機構化の第一段階

### —戦後改革期—

府県の官僚機構化の第一段階は、戦後改革期における、府県知事の直接公選制、府県の完全自治体化という府県制度民主化の障害物として据えられた機関委任事務の府県行政への拡大と国庫補助金の存続・拡大とのうちにみることができる。まず、戦後の地方自治制度改革で最大の改革と言われる、府県知事の直接公選制の実現及び府県の完全自治体化について、その意義を確認しておこう。

明治地方制度は、内務大臣を頂点に、府県を中心、市町村を基底としたピラミッド構造をなすものであり、このなかで府県及び国の官吏である知事が中軸とされ、内務大臣に掌握された知事は府県会及び市町村を統制する重要な役割をもつものとされた。そして、この府県は地方団体としての性格をもつが、同時に国の行政区画であるという二重の性格を有していた。知事及び幹部職員は中央政府の任命する国の官吏であり、その組織、権限は勅令である地方官官制によって規定されていた。この官選知事が、同時に地方団体たる府県の執行機関であったわけで、知事もまた二重の性格を有していた。

さて、当時の行政は原則として中央政府がその権限を有する建前であったが、地方における執行については、一部は特別地方官庁たる中央各省の地方出先機関が行っていたが、一般的には普通地方官庁たる府県知事が中心となって実施していた。そして、知事は部内の行政事務の執行にあたっては内務大臣の指揮監督下にあり、委任によって各省の事務を行う際には各省大臣の指揮下にあった。それゆえ、府県が自治団体としての性格をもち、権限が限定されているといえ、府県会が設置されたその意味は、官吏の知事が執行する国政事務に対する費用負担を主たる任務としたものにすぎなかった。

他方、府県の行政事務を具体的にみると、警察、教育、道路、河川、産業振興、社会

事業など、住民生活の各般にわたる重要な部門を受けもっていたわけで、それをすべて国政事務として行うという限定つきではあるが、府県は「地域総合行政」の扱い手でもあったといえよう。

ところで、この内政において重要な存在であった府県知事が、住民の直接選挙によって選ばれるということは、国の官吏の知事としての性格が否定される同時に、府県が国の行政区画としての性格を否定されて市町村と同じ自治団体となることを意味する。すなわち、府県は、憲法上の地方自治の制度的保障の下に、自己の機関により、自己の事務を、自己の責任に基づいて処理することを認められた完全自治体となり、その運営については、公選知事及び府県議会を中心とする住民参加の方式が広く認められるということになる。ここに、戦前の府県制度との決定的な違いがあるといえよう。（地方自治権の確立）

こうして、戦後改革による知事公選制の実現、府県の完全自治体化は、府県が国の行政区画であることを前提として構築されてきた戦前の国家行政機構に、根本的な変革を迫ることになった。すなわち、民主的府県制度の下で府県自治が発展をすれば、府県は、その内政上に占める大きな位置ゆえに、一方では、民主的中央集権と分権のカナメとして、民主的国家建設の展望を打ち出し、他方では、市町村自治の守り手としての役割を果たしうるといえよう。これはまた、府県が本来の意味での「地域総合行政」の扱い手となりうることを示すものである。

このような重要な意義をもつ知事公選の問題であったがゆえに、その実現に至る過程での内務省の抵抗は大きかった。内務省では、当初、知事は議会による間接選挙制として考えられていた。しかし、GHQの強い指示により、住民の直接選挙に踏み切らざるをえなくなると、次には知事は直接公選で選ぶが國の官吏とするという知事公選・官吏案を出して、あくまでも抵抗を試みた。しかし、これもGHQ、衆議院の

反対により、ようやく知事の直接公選・公吏制の実現が確定するわけである。

そこで、次に問題となるのは、「府県知事等の身分変更に伴って、地方における国政事務の処理を如何するか」（地方制度調査会に対する諮問事項の第二）ということである。これに対して、当時の地方制度調査会の答申は、官吏の知事が処理していた事務を、そのまま公吏の知事に処理させるという機関委任の方向を打ち出した。すなわち、戦前の市町村長に対する機関委任の方式を、公選知事に拡大し、機関委任の方式を地方自治体の事務処理方式として一般化したわけである。

しかし、この方式を選択する前提として、まず国政事務を府県の自治事務に委譲し、どうしても委譲困難な事務についてのみ公選知事に機関委任することになっていた。だが、国政事務の自治事務への委譲については、中央各省がこぞって反対し、またGHQ内部におけるGSと他の部局との対立もあり、国政事務を大幅に府県に委譲するという内務省の改革案は実現しなかった。これは、①既に昭和10年代の戦時行政段階において、行政機能とくに経済統制機能の増大によって、内務省の地位が相対的に低下する一方、内務省以外の中央各省は地方出先機関を増設し、地方行政に対する影響力を強めていたこと、②戦後、知事公選制実現と府県の完全自治体化により、戦前にその強大な権限を誇っていた内務省も既にその存在意義を失っており、内務省解体はいわば論理的必然であったわけで、中央各省は事務委譲よりむしろ内務省解体の間隙をぬって自らの権限拡大を図ろうとしていたこと、などによるものである。そのうえ、中央各省の公選知事に対する不信は根強く、中央各省は地方出先機関を濫設するという事態になった。

こうして、完全自治体である府県の公選知事に対して、国政事務を機関委任し、その財源として国庫補助金を交付するという方式のみが一般化することとなった。そして、従来は内務省の優位性により、府県に対する中央各省の多元

的な官僚統制はある程度排除されていた面があったわけであるが、1947年の内務省の解体により、逆に中央各省の府県に対する多元的な直接統制が強まり府県自治発展の障害はますます増大をした。そして、結局、戦後における中央一地方の行財政システムとしては、府県における機関委任事務と中央各省の地方出先機関という2系列の形の、タテ割の行財政システムが定着することとなった。戦後改革により、公選知事と完全自治体としての府県が、民主的中央集権と分権のカナメとなって、市町村の自治を守りつつ地域行政の総合性を保障するという新しい構想は、機関委任事務とその財政上の表現である国庫補助金の存続・拡大という事態により、実現する条件を著しく制約されたわけである。

このようにして存続した機関委任事務と国庫補助金に対して、1949年のシャウプ勧告では、市町村優先の行政事務再配分と国庫補助金制度の全面整理の方針が出された<sup>1)</sup>。そして、これを具体化した1950年及び51年の地方行政調査委員会議勧告（神戸勧告）では、機関委任事務と国庫補助金について根本的な改革を提起した<sup>2)</sup>。

しかし、このすぐれた勧告は、1951年5月のリッジウェイ声明、8月の政令諮問委員会答申にはじまる「逆コース」という情勢の下に、ついに実現しなかった。別の言い方をすれば、神戸勧告は、中央一地方を通じる官僚的な行財政構造の集中的表現である機関委任事務と国庫補助金にメスをいれたがゆえに、中央各省の強力な抵抗に遭遇せざるをえなかったと言えよう。

こうして、画期的な府県知事の直接公選制、府県の完全自治体化は、府県自治発展の制度的基盤を形成するものであったにもかかわらず、機関委任事務と国庫補助金の存続・拡大は、府県の官僚機構化の第一段階となつたのであった。

#### ・注

- 1) シャウプ勧告では、地方財政の5つの重大な問題点として、①市町村、都道府県、中央政府間の事務の配分、及び責任の分担が不必要に複雑であ

り、また重複している②上記三段階の統治機関の間における財源の配分が、若干の点において不適当であり、また中央政府による地方財源の統制が過大である③地方自治体の財源は、地方の緊要経費を賄うには不足である④国庫補助金及び交付金は、独断的に決定されることが多い⑤地方自治体の起債制限は、きわめて厳重に制限されている、を指摘した。そして、基本方針として、①地方税源の拡充強化②国庫からの交付金の一方的独断的決定の排除③国・都道府県・市町村間の徴税と行政責任の明確化、集中化④必要な財政平衡交付金の設置、を示した。

2) 「国家的にも影響があると同時に国民の身近においてその意志により処理されなければならない多数の事務について、従来は、国の事務という建前を探り、地方公共団体又はその機関にその一部を委任しその処理を義務づけるとともに國は指揮監督権を行使するという方法が採られていた。しかし、このような方法のもとにおいては、國、府県又は市町村のどの単位に責任があるかが不明確であり、その結果國民がその支払った税金がいかにして有益且つ貴重な行政の形をなして自己に帰つて来るかを理解することを不可能にしていた。」

「國の責任とされた事務の処理を地方公共団体に委任することができる場合は、必要やむを得ない最小限度にとどめ、地方公共団体が國の代行機関として働く範囲を極力縮小すべきである。このような事務については、事務の責任者たる國が経費の全額を負担し、責任達成上必要な範囲の監督権を保留することは必要であろうが、監督の方法はつとめて合理化されなければならない。」

「機関委任 国の責任とされた事務を地方公共団体の機関に委任して行うことは、極力避けるべきであるが、ただ三の2において述べるような場合には認められてよい。しかし、この場合においても、その事務の処理のために地方公共団体に経費を負担させることは絶対に避けなければならないし、また、その監督の方法を合理化することが必要である。」

(補注) 「三の2 國會議員の選挙、國の行う指定統計調査、食糧管理のように地方公共団体の事務と密接な関連を有するものについては、地方行政の円滑なる運営、住民の利便等を考慮し、出先機関を設けないで地方公共団体に委任して行うことが望ましい。」

「地方財政制度の再検討 責任の所在と経費の負担は、原則として一致しなければならない。したがって、各論において各行政事務について市町村、府県及び國の三段階の責任が明確になるに伴い、その責任とされた事務の処理に要する経費は、それぞれ市町村、府県又は國が自ら負担すべきである。もとより、市町村又は府県にあらたに事務が委譲されるに伴って、地方財源の再検討をする必要があり、これについては、引き続き調査研究を行う予定であるが、さしあたりは地方財政平衡交付金制度等の運用によって、できるだけ右の原則を貫くことが望ましい。」

## II 府県の官僚機構化の第二段階

### 一 「逆コース」期一

府県の官僚機構化の第二段階は、1951年以降のいわゆる「逆コース」期における府県制度改革であり、それは府県の国家的性格の強調にはじまり、ついには知事官選論（知事公選制廃止）、道州制論（府県廢止・合併）の主張にまで至るものである。

まず、1951年5月のリッジウェイ声明を受けて出された政令諮詢委員会の「行政制度の改革に関する答申」では、地方自治体への機関委任事務と中央の指揮監督権の強化を主張するとともに、府県の地位の積極的な位置づけによる地方行政の中央集権化、能率化への方向を示し、とりわけ府県制度改革などの検討のための別の「強力な機関」を提案した。

これを受けて、1952年12月に第一次地方制度調査会が発足した。ここでは、そもそも府県制度改革を最大の重点事項として、地方制度調査会が設置されたことに注目したい。そして、1953年の同答申では、①市町村と府県の性格の区別、すなわち府県の国家的性格の強調、②（府県合併の前提として）町村合併の促進、③國家地方警察及び市町村自治体警察の廃止と府県・大都市単位の警察への移行、④市町村の教育委員会の廃止及び府県教育委員会公選制の廃止、⑤府県の部制を6部以内にするなど、府県制度の見直しに関する事項が多い。また、地

方財政面では⑥平衡交付金制度の地方交付税制度への改変などがあり、総じて地方行財政反動化へのレールを敷く内容が盛り込まれ、漸次、制度化されていった<sup>1)</sup>。

とりわけ注目したいのは、①の市町村と府県の性格の区別、府県の国家的性格の強調である。答申では、次のように述べている。

「府県は、本来、その自治事務を処理すると同時に、市町村とは異なり、市町村を包括し、市町村と国との中間に位する広域自治団体として、国家的性格を有する事務を処理することをもその任務とすること。従って、国は、国家的性格を有する事務の遂行に必要な限りにおいて、指揮監督権の行使その他の関与を行うことができるものとすること」

「府県の性格に鑑み、事務の配分及び出先機関の統合等を促進するため、機関委任及び団体委任の制度並びに地方事務官等の制度を活用するものとすること」

このように、一方では、府県と市町村と同じ性格の自治団体としないで、府県を国家的性格と自治体的性格の双方をもつ「中間機関」的性格に改め、府県に対して公選知事の罷免権を含む国の指揮監督を強化できる制度にしようという現実的、漸次的な府県制度改革に対して、他方では、現行府県を一挙に廃止して、官治的な性格の団体である道州を置き、その長も中央政府の任命として、知事公選制を廃止するという府県制度改革の構想があった。

この知事官選論、道州制論については、1952年以降、活発な議論が展開された。当時の吉田首相は、現行府県を廃止して道州制を採用すべきであると語り、これを受けて塚田自治庁長官も、府県は段階的に整理、統合することを表明した。また、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会などは、市町村自治強化の立場から府県の廃止、道州制論を主張した。他方、全国知事会、全国都道府県議長会は、府県廃止、道州制には強く反対し、知事の直接公選制の堅持及び事務と財源の再配分を主張した。

次に、府県制度改革論議の表舞台である地方制度調査会の動きをみてみると、1954年に発足した第二次地方制度調査会では、府県制度改革を本格的に取り上げ、府県制度改革の論議に終始したと言っても過言でないわけであるが、結局、具体的な答申案をまとめるまでは至らなかった。そして、第三次地方制度調査会では、当時の地方財政危機に対してどう対処するかという財政問題に重点がおかれた<sup>2)</sup>ため、府県制度の根本的改革は第四次地方制度調査会で再び議論され、結局1957年に「地方制度の改革に関する答申」としてまとめられたわけである。そして、その多数意見として採択された「府県制度改革の具体的方策」の骨子は、①現行府県を廃止し、国と市町村の間に中間団体として「地方」をおく、②「地方」は地方公共団体の性格と国家的性格を併せもち、その区域は全国を7～9ブロックに分割したものとする、③「地方」には直接選挙で選ばれた議会と議会の同意を得て総理大臣が任命した国家公務員たる「地方長」をおく、④「地方」を管轄区域とする国の総合出先機関（「地方府」）を置き、「地方長」をこの長とする、というものであった。この答申は、権限と財源とを集中して、広域的な土地の確保、水資源の開発、道路の建設など財界本位の地域開発をやりやすくするための条件づくりというネライをもつものである<sup>3)</sup>が、同時により根本的なねらいとしては、戦後地方制度改革で最大の改革と言われた府県知事の公選制を廃止することにあることは明らかである。それゆえ、この答申は、あまりにも強力な中央集権化傾向、すなわち戦後の民主的地方自治制度を一挙に戦前型に戻すような性格ゆえに、また、調査会の審議過程での非民主性<sup>4)</sup>ゆえに世論や各界の反対も強く、結局は実現しなかった。<sup>5)</sup>

なお、知事公選廃止は憲法との関係で、当然に違憲問題となるが、当時の政府は、憲法上の地方公共団体としての府県の性格を変えれば、府県知事の公選制を廃しても違憲でないとの合憲説をとっていた。また、憲法改正論者たち

は、第九条の改正だけではなく、憲法全体にわたる大改正を企図しており、とくに現行憲法の地方自治の諸規定を改正することにより、知事公選廃止を合憲化しようとした。しかし、1956年の参議院選挙の結果、当分憲法改正は困難との状況になり、憲法改正の議論は沈静化する。

こうして、府県の官僚機構化の第二段階では、府県の国家的性格を強調した第一次地方制度調査会答申による一連の府県制度改革は実施されたが、一拠に戦前型の府県制度に戻そうとした反動的改革は民主的世論などの反対により実現せず、府県知事の直接公選制は戦後3回の知事選挙を経て、一応の制度的定着をみるのである。

#### 注

- 1) ①及び⑤については1956年の地方自治法改正で、②については1953年の町村合併促進法で、③については1954年の警察法改正で、④については1954年の教育二法成立で、⑥については1954年の地方財政平衡交付金法改正で実施された。
- 2) 当時の地方財政危機は、①1955年の地方財政再建特別措置法により自治庁の府県に対する監督・統制権を強めるために②合併により行財政能力を高め赤字財政を克服するという府県合併の論理として、最大限利用された。
- 3) 道州制実現については財界が何度も強い要望を出している。例えば、1955年の関西経済連合会「地方行政機構の改革に関する意見」など参照。
- 4) 第四次地方制度調査会の委員53人のうち、答申を決定した総会の出席者は41人であり、そのうち8人は採決の際に退席した。そして、採決参加者33人のうち、「地方制案」に賛成したのは17人であった。
- 5) 当時の新聞論調については、『都市問題』48巻11号(1957年)、同49巻1号(1958年)を参照。それによれば、道州制を支持した新聞は1紙のみであった。

### III 府県の官僚機構化の第三段階、第四段階

#### —高度成長期—

府県の官僚機構化の第三段階は、地域開発行政の展開過程において、府県が中央各省、公団等の下請機関化する段階である。

そして、府県の官僚機構化の第四段階は、革新府県自治体が増加する中で、中央各省が機関委任事務を住民運動対策として活用することにより住民運動と革新府県自治体を対立させ、ついには財政危機を利用して革新府県自治体の打倒に至る段階である。

さて、内務省の解体により、戦後における中央一地方の行財政システムは、中央各省がその地方出先機関と府県の機関委任事務という2系列で行うタテ割の行財政システムとなったことについては既に述べたところであるが、このことを言い換えれば、戦前における内務省統治型から戦後の大蔵省統治型への転換、しかも大蔵省は総括規制を行うのみで、予算配分の実質的な権限は中央各省が握る、ということになる。

そこで、1955年以降の高度成長期の中央一地方の行財政システムをみてみると、高度成長前期においては、中央各省は府県の権限の吸い上げ、地方出先機関の強化、公団・事業団の設置などの形で、直接中央各省に仕事をかかえこむ傾向が顕著であった。それに対して、高度成長後期においては、中央各省は機関委任事務を活用して、府県に仕事を処理させる傾向が強い。しかも、このような転換が、1964年の第1臨調答申における「機関委任事務活用論」を契機に行われていることに注目したい。

さて、高度成長前期をみると、中央各省は地域開発政策をすすめるにあたって、①幹線道路、重要河川についての管理権限を道路法改正(1964年)、新河川法制定(1964年)により府県から中央各省へ吸い上げたり、②地方農政局の新設(1963年)、地方建設局の強化(1963年)、地方厚生局構想(1964年)など中央各省の地方出先機関を強化したり、③水資源開発公団、愛知用水公団、道路公団、阪神高速道路公団、住宅公団等の各種特殊法人を設立した。これはニューセントラリーゼーション(新中央集

権的傾向)といわれ、府県自治の危機が強く叫ばれた。

他方、地域開発、産業振興に関する機関委任事務と国庫補助金が増大しており、とくに地方財政面をみると、公共事業関係の補助金の増大に加えて、公共事業の裏財源を地方交付税で措置し(「地方交付税の補助金化」)，なおかつ不足する裏財源を地方債でまかなわせるという構造が確立する。これは、中央各省が地方の一般財源を地域開発という国家的計画事業にすべて吸収してしまうシステムである。

しかし、地域開発の主体として、地域総合行政の担い手として、府県は位置づけられていたのではなかったかという疑問もあろう。だが実際のところ、地域開発の中心となる企業誘致にしても、進出するかどうかを最終的に決定するのは民間企業であり、産業基盤を整備するにしても、必要な財源を中央各省に求めるか、中央各省の直轄事業の実施を求めなければならない。それゆえ、地域開発の主体は府県ではなく、民間企業であり、中央各省であると言わなければならぬ。結局、府県の役割とは、地域開発をめぐって生じる市町村や住民との間の利害対立や紛争に対処するという調整機能である。

こうして、府県は中央各省の地域開発の下請機関化され、府県の官僚機構化は新たな段階へすんだといえよう。

しかし、皮肉なことに、地域開発の進展は公害・環境問題の深刻化、過疎・過密問題の表面化、社会的共同消費手段の不足、さらには公共事業の利権化に伴う府県官僚機構の汚職・腐敗が住民の怒りをよびさまで<sup>1)</sup>、住民運動が台頭する。ここに至って、戦後改革の民主主義的法律(憲法、地方自治法、地方財政法)を住民が活用しうる力量を蓄積していることが明らかとなり、とくに知事公選制を活用して革新知事が続々誕生した。そして、革新府県自治体は公害防止・環境保全、医療・福祉行政、宅地開発規制、超過課税、住民参加、行政機構の民主化等の先進的行政を行ったのである。戦後改革で法

律上は認められた地方自治権が、この段階でようやく確立をしたといっても過言ではない。

ところで、先に高度成長後期は機関委任事務が積極的に活用されたと述べたが、これは高揚した住民運動対策という側面をもつ。例えば、公害・環境問題や都市計画などのように住民運動の対象となっているもの、住民の抵抗を受けそうなものは、法律で国の事務としていたんとここんだうえで、機関委任事務という形で知事に権限を与えていた。これは、中央統制の権限は保持しながら、住民の合意を得るという面倒な事態の処理は府県にさせ、住民運動と革新府県自治体を対立させようとするものである<sup>2)</sup>。

このように、中央各省が地方出先機関、公團等に仕事をかかえこむ傾向から機関委任事務活用論に転換したのには、1964年の第一次臨時行政調査会の「行政事務の配分に関する改革意見」が大きな契機となっている。

「わが国における地方制度は、西欧各国にみられるように、歴史的な長い伝統のもとにつちかわれてきたものではなかった。昭和24年のシャウプ勧告では、国の事務は国、地方の事務は地方公共団体と、行政事務の処理主体が明確に区別された。この方式は理論的には正しかったけれども理想に走り過ぎたきらいがあり、実現はみなかつたものの、この勧告を契機として、中央省庁の地方公共団体に対する不信が露骨となり、かえって機関の膨脹を招来するとともに、縦割り行政を助長し、事務処理が遅延して、行政の不合理はすべて国民にしづらせられる結果となった。したがって、現在の情勢下では、国民のために便利で、親切で、しかも迅速・経済的な行政を行うには、地域の総合性を生かし、地方公共団体の健全育成をはかりつつ、機関委任の方式をとることが最も適当であるということができる。」

つまり、第1臨調は、中央各省の地方出先機関に中央一地方を通ずる行財政を行わせるより、中央各省は権限を保留しつつ実際の仕事は府県に行わせるという「国は企画、地方は実

施」の体制がより効率的との判断を示したものである。

ここで注目されるのは、自治省<sup>3)</sup>の機関委任事務に対する評価の変化である。第一臨調答申の一年前に出された第九次地方制度調査会答申では、神戸勧告の基本路線を継承し、機関委任事務廃止、事務再配分を主張していた<sup>4)</sup>。しかし、第1臨調答申後、自治省内部でも機関委任事務活用論が増えたという。これは何故であろうか。それは、自治省にとって、中央各省の地方出先機関、公団はまったく権限外であるが、府県の機関委任事務ならば府県の掌握度を強めればコントロールもかなりできる。神戸勧告以来の事務と財源の再配分を主張しても、中央各省の反対でまったく実現しないなら、当面は中央各省から府県に機関委任事務と国庫補助金という形で権限とカネをおろさせ、それを自治省がコントロールするという現実的な方式に転換をしたといえるのではないか。いわばニューセントラリーゼーションに対抗して、建前としての「地域総合行政」を提起したものと言えよう。

このような機関委任事務活用論に対して、革新府県自治体をはじめとして、いくつもの機関委任事務と国庫補助金の改革案が提起され、国に対して事務再配分と財政改革を強く要求した。しかし、中央各省は機関委任事務と国庫補助金の改革にはあくまでも抵抗し、事務再配分と財政改革はまったく実現しなかった。

その後の経過についてはよく知られているように、73年のオイルショック以降の深刻な経済不況と財政危機のなかで、住民と公務労働者の分断型キャンペーン（人件費攻撃）、利益誘導型キャンペーン（「革新ではカネがこない」）が展開され、大きくは総合安保戦略構想、都市経営論等の政府・財界の80年代戦略に革新陣営が一歩出遅れたとみえる状況のなかで、革新府県自治体は次々に敗北していく。そして、代わって旧内務省、自治省出身の知事が増えたことは、自治省の勢力拡大として注目する必要がある。

この革新府県自治体の敗北の原因として、不況下での産業政策、雇用政策上の立ち遅れや住民運動、労働運動の弱さなどが指摘されているが、機関委任事務と国庫補助金の改革、事務と財源の再配分をはじめとした官僚機構の改革問題をぬきにするわけにはいかないであろう。「革新ではカネがこない」という利益誘導型キャンペーンが、不況下での中間層の組織化に最大限活用され、効果をあげたかにもみえる理由を科学的に分析しなければならないからである。

こうして、府県の官僚機構化の第四段階は、知事公選制下での旧内務省、自治省出身の知事の増大で幕を閉じるわけである。

#### 注

- 1) 革新知事誕生の原動力としての汚職・腐敗問題を、また革新府県自治体の重要な功績として清潔さをもっと強調すべきであろう。全国革新懇編『日本の革新をどうすめるか』に収録された「討論 革新自治体—過去・現在・未来」における大牟礼藤男氏の発言を参照。
- 2) なお、増大する機関委任事務の内容をみておくと、高度成長前期は地域開発、産業振興関係が多く、高度成長後期は革新府県自治体の影響を受け、土地利用、公害、福祉関係が多い。
- 3) 内務省は、1947年に（戦前から既に分かれていた厚生省を別として）建設省、労働省、警察庁、消防庁、地方財政委員会、選挙管理委員会、総理府自治課に解体された。その後、1952年に内務省の中核であった地方行政部門が総理府自治課、地方財政委員会、全国選挙管理委員会を合体させ、自治庁として復活する。さらに、1960年、自治省に昇格する。
- 4) 「固有事務、委任事務の区別は、地方自治法制に際し当然廃止されるべきものであったのであり、地方行政調査委員会議の勧告も、そのような前提に立ってなされていたのである。この際、法制上からこの概念の区別を廃止し、都道府県の責任において処理する事務は都道府県の事務、市町村の責任において処理する事務は市町村の事務と、端的に考えることとすべきである。」「委任事務という観念が廃止されることに伴い、従前の機関委任事務とされていたものの多くは、自治事

務として、議会の審議にからしめ、住民の意志を反映して処理させることとすべきである。さらに、従来、機関委任事務については、一般に国が当然に権力的関与を行うものとされていたが、これを改め、それぞれの事務について必要な関与の態様を検討すべきである。」

#### IV 府県の官僚機構化の第五段階

最後に、府県の官僚機構化の第五段階として、第2臨調の描く府県制度改革について検討してみたい。

まず前提として確認すべきことは、今回の基本答申の焦点は三公社の分割民営化問題——とりわけ国鉄改革にあり、国と地方の機能分担の問題については抽象的な作文に終わっていることである。そういう意味ではまとまった府県改革構想が提起されているわけではないので、本稿で注目してきた機関委任事務と国庫補助金についてみてみよう。

まず、機関委任事務については、第三部会レベルでの「維持・活用論」は、調査会での審議を経て、「見直し・整理合理化論」に修正された。しかし、具体的には、「二年間に全体として少なくとも一割程度の整理合理化を図る」というきわめて現状維持的な結論となっている。

国庫補助金についても、中央各省の抵抗は根強く、具体的な補助金改革は何ら提起されていない。このように、機関委任事務と国庫補助金についての根本的な改革は提起されず、「地方の時代」といわれた地方分権の議論はまったく反映されていない。

他方、財界の長年の念願である「道州制」については、既にみたとおりである。ここで提起されている府県から（市町村合併により行政能力をつけた）市町村に事務委譲を行い、府県は広域行政機能、管理・監督機能に純化せしめようとの構想は、府県廃止、道州制実現への着実な布石となりうるものであることも言うまでもない。

とくに、今回の臨調行革を総合安保体制下での軍事機構中心の官僚機構づくりの一環としてみれば、戦時体制下の強力な地方長官制による中央集権化も想起されよう。とりわけ、憲法改正が提起されている下での府県制度改革構想ということになれば、「逆コース」期の府県制度改革論議とあまりにも酷似しており、一挙に決着をつけるような府県制度の大改悪が企図されているものと考えないわけにはいかないであろう。

(筆者：所員・京都支部)

## 臨調・行革を考える

### —現場からのレポート—

#### 企画にあたって

ここに掲載するのは、夜間通信研究科の修了生の人びとが語る職場からの研究課題報告である。いずれも「臨調行革」がすすめられるなかで、いま、研究を深めなければならないと考えられておられる問題について報告していただいたものである。

「臨調行革」のなかでますます明らかになっていることは、政府・財界の「21世紀」戦略の科学的批判の必要性であり、私たちの労働と生活のすべての場における「臨調」型の反国民的再編のあらわれを批判し、それにうちかっていく力の発達と蓄積の法則性を明らかにしていく作業の緊要性である。ここでは、山田正明氏が、臨調答申にいう「都市再開発」が「大阪築城400年まつり」などのエベントづくりにシンボライズされて、財界戦略が大手をふって進行しつつあることを批判している。また、山田昇氏は、臨調行革下の中企業行政の反動的再編にたちむかうにあたっては、「古い官僚機構」ではなくて、民主主義的な「新しい行政機構」をつくりだすことが重要であるなどの研究上の論点を大胆に提示されている。伊藤憲章氏は、農業つぶしの臨調路線のなかで、農業会議に働く自らの労働の存否そのものが根底から問われている状況にあり、視野の狭さを克服して「国民の食糧を確保するための労働」としてとらえなおす重要性を指摘している。最後に、中村淑子氏は、保健婦労働を官僚機構論の見地からみつめなければならない重要性を指摘している。住民のなかにあって住民の密着して活動しなければならないはずの保健婦労働が、「社会のなかから生まれながら社会に対してますます外的となっていく官僚機構」といわれるよう、住民の生活から遠ざかり、それに対応して職場でバラバラにされ、健康破壊がすすむ。労働者の団結でそれを克服しようとするなかに民主主義の力の成長があるとしている。

ここに述べられた諸問題、諸侧面が、それぞれ臨調路線の示す「軍事大国」化の一端であり、それにうち

かつ志向や運動とのぶつかりあいを示していることはいうまでもない。今回の場合は、以上の4名の方々に登場していただいて、私の研究課題——そして、みんなの研究課題を提示していただいた。今後のお互いの、そして共同研究の刺激としていくことが編集局の願いである。本企画へのみなさんのご批評やご意見を得たいと思う。

編集局

大阪城と400年まつりから

「すばるプラン」へ

山田正明

本年10月、大阪21世紀計画は、大阪築城400年まつりの開幕でスタートするが、大阪市を中心として、そこに見られる、臨調「行革」下の財界主導の大都市再開発戦略の一端をみてみることにしよう。

大阪21世紀計画の幕あけとなる大阪築城400年まつりや国際デザインフェスティバルの会場ともなる大阪城国際文化スポーツホールは、2年前壊わした旧砲兵工廠跡地に、東京の武道館を上回る最大収容人員約1万6千人のスポーツ・文化のイベント用多目的施設として建設される。そのホールの平野川をはさんだ対岸には、大阪ビジネスパーク計画地区となっている約25万m<sup>2</sup>の土地がある。この土地は、松下興産、住友生命、竹中工務店、鹿島建設、熊谷組の5社が所有者となっているが、ここに、1980年代後半には、西日本一の超高層ビルが建ち並ぶオフィス街が出現する。

また、淀川をはさんだ工場地帯の都島区側で

は、三井不動産と鐘紡が、戸数4千戸という民間のマンション開発でわが国最大の「都島パークシティ」を建設し、その対岸の大淀区では、大阪市が3,230戸の「淀川リバーサイドタウン」を建設。その周辺地域に住宅・都市整備公団なども相次いでマンションを建設しており、80年代後半には、合計1万1千戸のマンション群になろうとしている。

このほか、市内の梅田、難波、阿倍野などのターミナルで、国鉄、私鉄と大阪市とが一体となって、大ショッピングセンターを建設する計画が着々と進められている。

このように、一方では人口呼び戻し策として、他方では、工場跡地や低層建物や商店街の高度利用と美観策としての大阪市内の都市再開発事業に、不動産会社や商社、銀行などがなだれこむようにして参加してきている。これは、深刻な消費不況で、大規模な宅地開発や住宅建設が伸び悩みをみせていることから、新しい市場としての都市再開発事業への参入となっていると言える。

大阪築城400年プランが打ち出されてから2年余になるが、この間に、大阪府、大阪市、財界などの間で、着々と体制が作られてきている。その主なものをみると、昨年4月に(財)大阪21世紀協会(会長松下幸之助)が発足。続いて、大阪府、大阪市、大阪商工会議所の3者で組織する大阪経済振興連絡協議会(会長古川進)が、黒田革新府政誕生以来の事実上の“休眠”状態から、昨年5月に11年ぶりに復活してスタート。今年1月には、昭和100年(2025年)を見通して近畿圏の将来像を描く「すばるプラン」(新しい近畿の創生計画)で、新近畿創生懇談会(会長芦原義重)一国、近畿2府6県の地方自治体、財界、学識経験者など94人で構成一が初会合を開いている。同懇談会では、関西新国際空港と関西学術研究都市の2大事業を軸としたプランが検討される予定である。

これら一連の動きは、4年前の'79年11月に建設、鉄鋼の両業界が中心になり、日本土木工業会、鋼材倶楽部、日本セメント協会などが参

加団体となって設立した日本プロジェクト産業協議会における活動内容に組み込まれている。そして、第2臨調の基本答申の中では、「民間の能力を最大限に」生かした「住宅建設」「都市再開発」「社会資本の充実」となって表われてきている。

そこで、注目されるのは、今年1月に国有財産中央審議会が出た、「当面の国有地の管理処分のあり方」についての答申である。かつて1972年3月に同審議会は、都市とその周辺の国有地を自治体などが公共施設を利用する場合は優遇措置をとるべきだとの方針を示していた。しかし、今回の答申では、①今後は地方自治体への無償貸付けをやめ有償とする。②地方自治体が利用を望まない土地は民間に売却するなど、国有財産を積極的に売却することにより財政収入を増やしていくべきだとしている。しかも、③地方財務局長の権限で、民間に売却できる小規模未利用地の規模を拡大する。④競争入札をして民間払い下げを円滑に進めるために、転売禁止条項を停止する。⑤風俗営業施設にも利用できるよう用途制限を緩和するなどの措置が必要であるとしている。

今ひとつは、建設省で、都市中心部には老朽化した木造アパートや狭小な住宅が立ち並び、居住環境が一段と悪化しているとして、そこへの民間デベロッパーの資金や活力を生かすために官民研究会を設置しようとしていることである。ここでは、現行制度で民間企業が着手できる都市再開発を検討するほか、民間が実施する場合の都市再開発事業の開発面積、容積率、高さ制限などについても弾力的に認める方向で検討することになっている。

ところで、1977年6月イギリス環境省が「インナーシティのための政策」と題する白書を発表して以来、1979年2月東京で、総合研究開発機構主催により「大都市圏の将来—繁栄か衰退か」をテーマとした大都市問題国際研究フォーラムが開催されるなど、インナーシティ問題に強い関心が注がれている。昨年6月には、大都市企画主管者会議においてもインナーシティ問

題についてのシンポジウムが開催されているが、そこでの大阪市の認識は、重要な問題点を含んでいる。

つまり、大阪市のインナーシティは都市を取りまく旭、都島、東成、生野、阿倍野、西成、福島区にまたがっており、戦前から1950年頃までに市街化した地域であるとした上で、住宅については、戦前の木造住宅の割合が32%で市平均21%を大きく上回っている。また、1人当たりの公園面積は1.4m<sup>2</sup>（市平均2.4m<sup>2</sup>）、建築密度は65%（同58%）であり、「オープンスペースの不足が目立つ」としている。一方、人口千人当たりの生活保護率は21.1人（同20.7人）、納税義務者1人当たりの市民税額は6万828円（同5万9,907円）で、15年前の7.4倍（同6.8倍）、失業率は4.8%（同4.2%）となっているから、インナーシティの経済状態の貧困化現象は見られないと結論づけている。社会環境については、人口千人当たり犯罪発生件数は17.4件（同21.2件）、交通事故発生件数は4.1件（同5.2件）、公害苦情数は0.6件（同0.7件）といずれもインナーシティの方が少なく、平穏で暮らしやすい状態にあると報告している。こうした調査分析についての検討はここではさし置くが、このような認識の上に立っているにもかかわらず、今後は、インナーシティが歴史的にも職住近接の住宅地として発達してきたことから、古い住宅を再開発し、有効利用を図ることが必要だとしているのである。

以上見てきたように、大阪市では、大阪築城400年まつりをバネとして、都市再開発事業によりスクラップ・アンド・ビルトが進められている。しかし、21世紀へのプラン作りにおいて、大企業の活力作りはできるであろうが、本当に大阪市民が、地域の自治組織を民主的に運営し、住民のための住民による住民のプラン作りによって、住民の活力が出せるようになっているかどうかが問われているのではないか。上からの青写真によるプランでは、決して歴史的風格を持った都市自治体とはならないであろうと思われる所以である。（所員・大阪支部）

## 「行政改革」と自治体中小企業行政

山 田 昇

現在強行されようとしている「行政改革」は、自治体の中小企業行政にも大きな影響を与えるものと考えられる。通産省では自治体に対する中小企業関連補助金の削減を他省に先がけて積極的に検討しており、「中小企業庁」を内局化しようという考え方もあるといわれる。最近通産省は中小企業を「弱者としてではなく活力ある多数派として積極的に評価すること」を強調している。これも中小企業育成策を切り捨て、問題を中小企業の自助努力へとすり替えるイデオロギー的攻撃といえよう。一方ではアラスカ石油開発への15億円の貸付金の返済免除のように、「国家的事業」を名目に大資本の海外投資や技術開発に対する補助金は、聖域として温存されようとしている。また、これまでに蓄積した膨大な余剰資金をかかえる大資本は、新しい利潤源泉を求めて中小企業分野へ積極的に進出し始めている。

このような情勢の中での今後の自治体中小企業行政を展望してみると、次のような点が課題として指摘できる。

○「行政改革」には国民の強力な反対運動が予想されるが、自民党政府の下ではその影響は財政的・制度的に及んでこざるえない。限られた資金・組織の中で中小企業を守っていくには、行政効率を高めていくことが必要になってくる。そのためには自治体行政における「商工行政」の位置付けを科学的に再検討し、その総合性を確立することが重要である。さらに組織全体がその力を十分に発揮出来るように、官僚機構の民主化が求められるといえよう。

○中小企業行政の基本は「中小企業の経営基盤の安定」にあると考えられる。しかし政府からの選別政策が進められる過程で、自治体においても地域内中小企業の競争力を強化する

ことが必要になってくる。中小企業といえども資本であり、全国的・国際的市場競争の中で存在するからである。両者の政策課題をどのように調和させていくのかという視点が、今後非常に重要といえる。

○中小企業行政の中で今後強化されなければならないのは、大資本に対する民主的規制である。大資本が自治体の資源や財政を食いものにしないようにすることはもちろん、その資本力や情報力等を地域経済の振興や街づくりの中に活用するようコントロールしていくことが求められている。

このような課題に対して自治体労働組合運動が、どのような役割を果せるのかということが問われている。これまでも自治研活動の重要性は強調されてきた。しかしそれは、組合の組織力が強いといわれる京都府でも、商工行政関係を含め本格的なものとはなっていない。その理由として革新首長が長く続いたため、「行政施策」に関することは旧来の「官僚機構」を利用するという姿勢が、自治体労働組合、革新政党、民主団体の中で強かったためともいわれる。

しかしそのような立場に安住する限り、首長が保守に交替すれば、中間層を含む広範な住民の支持を得られないのは明らかである。1982年京都府知事選の結果は、そのことを示しているとも考えられる。自治体労働者を含む民主勢力全体が、「新しい行政機構」の確立をめざし努力することが必要といえる。

その中にこそ、「行政改革」に対決する真の力が存在するといえよう。

(所員・京都支部)

### 「国民の食糧」を守る労働を

~~~~~伊藤憲章~~~~~

私の職場は高知県農業会議という農業団体です。農業会議という組織は、「農業委員会等に関する法律」の中で各市町村におかれている農

業委員会の上部組織として規定されています。農業会議の性格をはっきりさせるために、まず農業委員会の機構と仕事について説明したいと思います。

農業委員会は、市町村にある教育委員会や選挙管理委員会と同じ行政委員会です。行政委員会であるため、予算については市町村長に権限がありますが、農地法を中心とした所掌事務の執行については、何ら拘束されることなく独立しておこなえます。また、他の行政委員会が、市町村長の任命による委員で構成されているのに対して、農業委員会は農民の選挙で選ばれた委員（他に農協の理事、議会推せんの学識経験者なども加わります）で構成されているのが大きな特徴です。そしてこのことは、この制度を民主的に運営する条件にもなりうるわけです。

さて、次に仕事の内容ですが、もっとも重要な仕事は、農地法にもとづいて農地を守っていくという農地の番人としての役割です。特に農地の転用制限については、いろいろの制約はありますが、大きな力を発揮しています。いまひとつ、別の意味で重要な仕事は農用地利用増進事業の遂行に関するものです。この制度は、地価の高騰を原因に所有権の移転による規模拡大が難しくなったため、貸借による規模拡大を公的機関（市町村、農業委員会）が仲介役となって促進していくというものです。しかし、水田単作地帯ならまだしも、高知県のように施設園芸に特化した資本、労働集約的経営では、これ以上の外延的規模拡大はできないのが実態です。むしろ不在地主の公認など問題点の多い制度です。

また、農民の利益代表機関としての重要な役割を担っています。それは、「地域の農業と農民を代表して意見を公表し、他の行政庁への建議、答申を行なう」ことができる権限をもっているからです。現在のところ、宝のもちぐされのようになっていますが、有効に使えば大きな力になります。その他、農業者年金、税金、制度資金などその業務は多岐にわたっています。

農業会議は、このような農業委員会の会長

(農業会議員)によって構成されています。仕事については、以上のような農業委員会の所掌事務に対する指導、農地の転用に関する知事からの諮問の審議、農業会議独自の事業の3つからなっています。これらの仕事は、その多くが大規模経営を育成するための「土地と人」の両面にわたる国の施策を担わされているといえます。特に独自の財源をもたないため、国の補助金が予算の大半を占め、しかも人件費については低い単価にもかかわらず、全国でわずか70人そこそこの予算しか計上されていないのです。そのため、人件費をその中に含んだ国の各種補助事業に頼らざるをえないという財政的基盤の弱さは大きな問題です。これは、農業そのものが衰退の一途をたどり、それにつれて農業関連予算が縮少されてきている中で自分の職場がいつまで続くのか、その不安から自分の仕事に自信が持てず、ただ、せつな的に与えられた仕事をこなすだけという非常に狭い視野しかもてない要因にもなっています。

各人が、自分の仕事を農政全体の流れの中に、はっきりと位置づけることが今ほど重要なになっていく時はないと思います。結局、私たちの仕事(職場)は、農業がこのまま衰退していくのでは将来の展望を見い出すことはできません。特に、中核農家(大規模農家)にのみ、日本農業の将来を託すという考え方方が、私たちの組織の中で主流を占めているということには危惧の念を抱かざるをえません。なぜなら、これでは、安全で新鮮で多様性(栄養素を十分に含んだ)をもった食糧を国民に供給するという農業の本来の任務を放棄することになるばかりでなく、地域の発展の問題に重大な影響を与えるをえないからです。むしろ結果的には、中核農家の存立基盤自体をも掘り崩すことになります。

現在、第2臨調においても市場原理の導入を通じた国際競争力をもつ大規模農家の育成に今後の農政の方向をもっていこうとしていますが、日本農業の発展にとっていったいどういう意味をもつのか。もう一度、地域農業の実態を

ふりかえりながら、私たちは自分の仕事をみつめ直してみる必要がありそうです。

(所員・高知支部)

### 保健婦労働と官僚制

中村淑子

私は保健婦として市役所で住民の保健予防の労働に従事しています。1974年、私が就職した時は保健所と管内2市1町の行政で連携をとりあって、地域の住民組織(障害児父母の会等)を育成しながら、療育園・ボニーの学校・ことばの相談等住民要求を発展させてゆく母子保健の仕事をしていました。

ところが私が就職して2年間で事業が7つふえ、保健婦6人ではやりきれず、新生児の全数訪問を、1人目の赤ちゃんと2人目以後の希望者の訪問(訪問件数は半分に減少)に保健婦がしていました(1976年)。1978年には保健婦から1名が係長になり、1979年には訪問担当地域が6つから5つになりました。したがって保健婦は訪問に次第に出なくなってしまった。1981年には1976年以後3つ事業がふえ、さらに、1982年に3つ事業をふやすために、母子と成人の業務分担をし仕事の専門分化と婦長制を導入してきました。そして1982年2月より老人保健法を実施するため、6人の保健婦を母子・成人・老人の2人ずつで業務分担をして業務実績をつくり、1984年に保健婦の1名増員を課長として要求してゆくと提案がありました。こうして私たちの仕事は新生児訪問すらいけない月があり、検診・相談・事務等におわれ住民の真の姿・要求から遠ざかり、職場では課長(保健婦)が基本的なことは決めて、その手足になつて動くという状況が生まれてきています。課長は、「あなたがたが考えて案を出さないのが悪い」と言うけれども業務におわれ考えるゆとりがないのと、住民の真の姿が検診・相談では十分つかめない状況です。また、母子と成人に業務を分担しても、訪問・検診・相談は共同で仕

事をしているので感じることもいろいろあるが、「成人の担当の人がやることだから」「私は母子の仕事で手いっぱい」という気持になり、また、「私たちが考えても結局課長は自分の考えを通すのだから」と、仕事での話し合いの相互批判がなくなっていました。

保健婦が住民の生活から遠ざかり、職場でバラバラにされると課員の中に健康破壊が生じてきました。まず私が自律神経失調症（疑）になりました、心臓の悪い人が1カ月間仕事を休んだり、頭痛・動悸・不眠を訴える人、昼休み家に帰って休まないと身体がもたない・休みの日に外へ出る気力がないという人、慢性胃炎になった人、また、管理職の人が感情的に課員をおこることが多く、職場の雰囲気は朝のあいさつすらしない暗さになってきました。

ここまできてようやく保健婦がまとまり始めました。私が基礎研のゼミで学んだ「イギリスにおける労働者階級の状態」から、今の社会で団結することがどんなに大切な話をすると、それでは皆意見が一致するのです。何のために団結するのかはっきりしてなくても、労働者がバラバラにならざるを得ないものかハダで感じているのだと思います。それとも女性のグループ志向かな（！？）

まず保健婦5人がふだん感じていることを出し合い、3つの要求にまとめました。①職場の雰囲気の問題 ②人員要求（保健婦2名） ③仕事の分担・すすめ方についてです。そして課長と話し合いをもちました、話し合いの結果③の仕事のすすめ方については私たちの要求も入れながら保健係で具体的に検討してゆくことになりましたが、①と②は平行線でした。「課長の意見を聞かせて下さい」というと「あなたがたの意見を聞かせて下さい」と競争関係がはっきりしてきました、1つ課長の本音が聞けたのは「老人保健法を実施するのにこのような事業をしてゆく必要がある。それには何人の人が必要であるということが出せないから、仕事をふやし実績をつくり1984年度に保健婦1名の増員を要求する。」ということでした。課長は現場

の様子が、私たちは市の組織的動き・医師会など対外的な動きがくわしくわかりません。お互いの現場と管理職がもっているものをもちよって、どのような事業をしてゆくのか、そのためには何人の人が必要なのか話しあってゆけばよいのにと思います。なぜそうできないのかわかりません、課長と保健婦との競争からくる人間関係のもつれだけではないと思います。ただ普段からお互い話し合いのできない状況にあるのは確かです。

ここで私たちの職場をきびしくしている原因に、1978年京都府が林田府政になり、国の国民健康づくり政策が半強制的に市におろされてきたことがあります。（蜷川さんの時代には、国の事業を市町村に通達はするけれど、実施するかしないかは市町村の自主性にまかせるという府の姿勢でした。）したがって業務量がふえるだけでなく自主的な仕事ができなくなり、保健所・市町村がバラバラで仕事を進めるようになってきました。さらに、市の給与のラスペイレス指数が高いと自治省の指導があり、1980年に財政健全化計画を当局サイドがつくり、組合で闘ったのですが、1980年、給与の1号俸下位、1981年、3カ月延伸と給料のダウンを余儀なくされ、また、職場では財政をきりつめスクランブル・アンド・ビルト方式で仕事をふやしてゆく方法がとられてきています。

これから組合で職場の雰囲気（課長が仕事をすすめてゆく場合課員をどうみているか）と、保健婦の人員要求の問題で闘ってゆきます。保健婦以外の職場の労働者と話し合い、課長・部長へと話し合いをすすめてゆく中で臨調・行革という壁にぶつかるであろうと思います。その時挫折するかもしれません、また立ちあがってゆかねばと思っています。なぜなら働きがいのある仕事がしたいのです。障害児の人達とその家族の人々の頑張り・苦労が心の中にあるのです。その他にもいろいろ困難をかかえ苦労している人々を知っています。このような人々の苦労がむくわれるために、そして職場の健康破壊の実態を改善し、私も病気を乗りこえる力を

身につけてゆくために。

何よりも心を動かすのは仲間の成長です。仕事中でもだまっていてはだめだと保健婦の間で本音を出して話しをし始めるだけでなく、課長にぶつかってゆくようになりました。頑張ってぶつかってもだめで目を赤くしながらも「今までさけていたけどぶつかってゆくことの大切さ

がわかった。こんどもぶつかってゆける」とか「団結が力になることもわかった」と1つ1つ自らの行動で学んでいっている姿は、労働者が管理職をおいぬき民主主義の力を身につけてゆくのではともおもわされます。

(所員・京都支部)

基礎経済科学研究所 研究年報

# 労働と研究 第5号 ¥ 1,200(税込)

## 第I部 研究運動論

経済科学の研究教育における新しい課題 ..... 池上 悅

## 第II部 修了論文の部 (夜間通信研究科1981年度修了論文)

「現代社会教育に関する一考察」 ..... 杉山 悟

——子どもの発達とおとの発達の統一的把握について——

(コメント) 柳ヶ瀬孝三・今井幸二・武元 熨

住民要求の発達と公務労働〔論文要旨〕 ..... 田畠安敏

——戦後における京都を舞台に——

(コメント) 重森 晓・佐々木雅幸・湯浅 良雄

日比野正己氏の「障害者のまちづくりの思想」の検討 ..... 豊田裕子

(コメント) 小沢修司・成瀬龍夫・青木郁夫

昭和恐慌と都市財政 ..... 久保勝資

(コメント) 鶴田廣巳・田中重博・関野満夫

都市に巣食う十二指腸虫 ..... 見田 徹

——『大手私鉄』資本の一考察——

(コメント) 森岡孝二・野村秀和・小野秀生

政府・財界の労働戦線戦略に対する ..... 中原 優

総評・春闘共闘の運動方針批判

(コメント) 中村雅秀・湯浅良雄・森岡孝二

V・パーソの支配利潤論に関する一考察 ..... 西田達昭

——『最高の金融帝国』等の検討を中心に——

(コメント) 森岡孝二・池上 悅・二宮厚美

『企業における諸管理システムと労働者』 ..... 中山久雄

(コメント) 横山寿一・清水司・二宮厚美

# I C 産業と地域雇用問題

—テクノポリス構想によせて—

鈴木茂

## はじめに

通産省が提唱している「テクノポリス（技術集積都市）」構想は、80年代以降の地域開発構想として自治体や地域住民の期待を集めている<sup>1)</sup>。70年代の地域開発構想として新全総・列島改造論が提唱した交通通信ネットワークの整備をテコに大規模工業基地建設や工場再配置によって国土全体の効率的利用を図る構想は不況と住民の反対運動によって挫折し、三全総が提唱した80年代の開発構想である「定住圏」構想も、各県1圏域ずつ「モデル定住圏」を設定したり、既存の「広域市町村整備計画」の練り直しなどが行われたが、計画通りには進捗していない。このような状況のなかで、定住圏構想の通産省版ともいえるテクノポリス構想は今後の成長産業とされる「技術先端産業<sup>2)</sup>」を開発の中核産業として位置づけるものであり、実現可能性のある構想として期待を集めている。すでに全国約40地域の中から選定された19地域<sup>3)</sup>（20道県）の基本構想が82年春には出そろい、各地域は83年度に予定されている本指定へ向けて開発構想の作成を競っている。今後、新産業都市指定にみられたように、指定をめぐって激しい陳情合戦が展開されるものと予想される。また、候補地域では早くも地価の高騰傾向があらわれるなど、テクノポリス・ブームがおこりつつある。

技術先端産業といわれるものの中には、I C（集積回路）・産業用ロボット・コンピュータ・ファインセラミックス・航空機などのように実用化段階に移行しているものと、バイオテ

クノロジー利用産業や光産業のようにまだ研究開発段階にあって、1990年代から21世紀に実用化が見込まれているものとに分けられるが、前者は鉄鋼・石油化学・非鉄金属・造船などの高度成長の索引者であったわが国の基幹産業が世界的な不況下で設備投資の停滞や操業率の低下・設備の休廃止が相次ぐなかで、旺盛な設備投資を行い、地方立地や雇用の拡大が進んでいる。なかでもI Cは「今世紀最大の発明」あるいは「産業のコメ」・「産業の原油」ともいわれ、コンピュータ・通信機器・メディカルエレクトロニクス機器・産業用ロボット・オフィスオートメーションの開発や導入など現代急速に進んでいるエレクトロニクス化の技術的中板を担うものであり、技術先端産業のなかでも戦略産業としての性格を強めている。わが国のI C産業は合衆国から基本技術を導入して1960年代後半から展開を開始し、ドル・ショック、石油ショックで一時的に停滞するが、70年代半ばから急成長し、地方立地や雇用の拡大が最も進んでいるものの1つである<sup>4)</sup>。小論の課題は、I C産業の立地の現状と地域雇用に及ぼしている影響を明らかにするとともに、それを素材としながらテクノポリス構想を検討することである。その際、鹿児島県におけるI C産業の立地とテクノポリス構想を取り上げた。シリコンアーランドといわれる九州において鹿児島県はI C産業の立地では後発地域であるが、九州圏内でも工業集積が低く、それだけI C産業の雇用吸収力が相対的に大きな地位を占めているからである。まず第Ⅰ節ではI C産業の急成長と立地の特徴、第Ⅱ節では鹿児島県におけるI C産業の立地の現状と問題、第Ⅲ節ではI C産業の

立地が自治体財政に及ぼしている影響、第Ⅳ節ではIC産業の立地を素材としてテクノポリス構想の諸問題を取り上げ、総括にかえたい。

## I IC産業の急成長と立地の特徴

わが国IC産業は70年代半ば以降急成長し、工場の地方立地や多国籍化が急速に進んでいる。窪田純二氏<sup>5)</sup>によると1973年から79年の6年間の鉱工業生産指数の年平均伸び率1%，電子機器生産高同7.5%に対して、ICの生産は数量で5.6倍（年平均成長率33%），金額で3.4倍（同23%）にも拡大した。このようなIC産業の急成長をもたらした第1の要因は、主力の電算機やVTR・ラジオ・テレビ・ステレオなど民生用電子機器向けの既存需要の大幅な増加と時計・自動車などの新規需要分野が開拓されたことである。電子技術の発達によって従来の電子機器だけでなく、新たな機器分野でのLSI（大規模集積回路）やマイクロコンピュータの利用が拡大したことである。第2の要因は、集積度の向上による信頼性の向上や小型化・軽量化に加えて、量産効果による大幅な価格低下<sup>6)</sup>がもたらされたことである。第3の要因は輸出の増大である。官民一体となった研究開発<sup>7)</sup>、良質の労働力と品質管理<sup>8)</sup>による高い信頼性の確保が日本製ICの国際競争力<sup>9)</sup>を向上させ、海外における需要の急増と量産体制の立遅れが相まって、輸出を急増させている。1975年から80年の間に輸出金額で157億5400万円から1,833億700万円へ約12倍、輸出比率が13.4%から32.1%へ2倍以上に増大した。とりわけ、わが国ICメーカーが64K RAMの量産体制を世界に先がけて確立したことが輸出の急増に寄与しているのであり、世界の64K RAMのシェアの約7割を占めているといわれている。輸出の急増は鉄鋼・家庭電気製品・自動車などに次いで新たな「貿易摩擦」をひき起し、それへの対応もあって日本メーカーによる合衆国IC企業の買収や現地に子会社を設立するなどの多国籍化を急速に強めている。

IC産業は今後もさらに高い成長が予測されている。日本電子工業振興協会の予測（1980年）によると、ICの生産価額（78年価格）は81年の4,167億円から85年には約2倍の8,806億円、さらに90年には約5倍の1兆9,291億円に拡大すると予測されている。また、窪田氏の推計では、これよりもさらに高い生産が予測され、85年には1兆1,000億円から1兆2,000億円にも達すると見込まれている<sup>10)</sup>。

こうした需要・輸出の急増と高い成長見込みやICの電子部品としての特殊性がIC産業の激しい技術開発や設備投資競争を生んでいる。ICは電子機器その他の部品ではあるが、それを使用する機器の性能を大きく左右する。ICの技術水準がそれを使用する機器の競争力を規定するといってよい。しかも、量産化による価格低減効果が大きく、他社に先がけて量産化し、マーケット・シェアを拡大すればするほど価格競争力を強化できる。また、技術の道徳的摩耗のスピードが早く、製品のライフ・サイクルは3～4年と短いうえ、巨額の研究開発及び設備投資を必要とする。このため、各社は激しい競争を展開しており、世界的な不況の中で旺盛な設備投資が続いている。

旺盛な設備投資は当然労働力や土地・水資源需要を増大させ、60年代末には大都市圏における若年労働力不足が顕在化したことと相まって、IC産業の地方立地が急速に進んだ。ICは軽量であるため輸送コストの面で立地上の制約要因が小さいが、シリコン洗浄用水として大量の良質の水（軟水）を必要とし、当初は労働集約的産業であったことから、水資源および労働力の豊富な特定の地域に集中している。本社や研究所・主力工場のある首都圏・近畿圏を除けば、九州と東北に集中している。とくに、九州は1981年のIC生産高全体の数量ベースで約35.5%，金額ベースで約25.4%も占め、日本のシリコンアイランドと称されている<sup>11)</sup>。

九州のICおよび関連産業の工場および従業員数は、中村守氏の調査によると、81年12月末現在でIC一貫8工場（東芝北九州、九州日本

電気、三菱電機・熊本、日本T I、東芝大分、日本楽器・鹿児島、ソニー 国分セミコンダクタ、沖電気・宮崎) 7,480人、組立単独3工場(九州ツツミ、佐賀エレクトロニクス、鹿児島富士通) 1,050人、組立協力会社27工場4,011人、関連産業16工場5,165人、計54工場、17,700人に達し、九州の主要産業の1つになっている<sup>12)</sup>。このうちI Cおよび主要関連企業の立地状況は第1図の通りである。また、九州I C産業の設備投資はきわめて旺盛である。日本開発銀行福岡支店が行った九州主要I C企業(20社、22工場、資本金5,000万円以上)の設備投資動向調査<sup>13)</sup>によると、81年度の実績は546億円、対前年度比35.5%増、82年度の計画は674億円、同23.5%にも達している。82年度の設備投資計画総額は鉄鋼に次いで2番目に大きい。また、九州へのI C産業の新規立地計画がさらに相次いで発表されている。日本電気(大分県中津市、256K RAMの組立ておよび検査、84年着工)、東芝(東芝大分工場の拡張と杵築市への64・256K RAM組立て工場の建設、83年着工)、フェアチャイルド・ジャパン(諫早市、83年8月操業開始、85年完成まで総投資額210億円、從

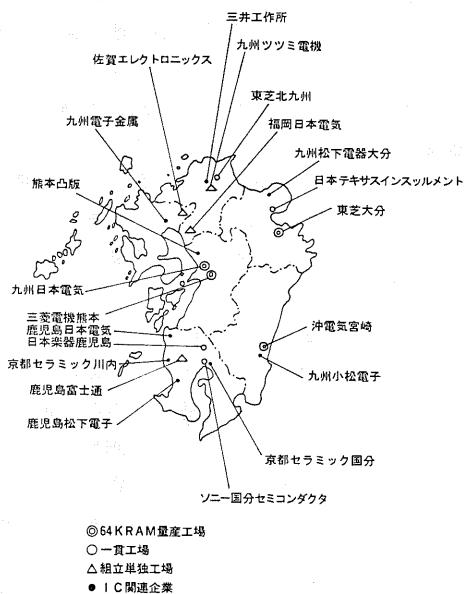
業員700人)、ソニー(大分県国東半島)、ゼベック(熊本県阿蘇郡西原村、ハイブッドI C、83年2月着工)、九州電子金属(佐賀県伊万里市、シリコン・ウェハー、83年6月着工)などである。

しかし、これらI Cおよび関連産業は九州圏内で均等に立地しているわけではなく、県別にみるとかなり不均等な立地を示している。立地が多くみられるのは熊本・大分・福岡の3県である。この3県には60年代から70年代初期に立地がみられ、九州日本電気、東芝・北九州、同大分、三菱電機・熊本の各社は下請・協力会社を広範に組織化している。3県のなかでも熊本県への立地はとくに顕著である。80年の実績では、数量ベースで2億6,536万個、全国シェアの10.0%、九州全体の28.3%、金額ベースでは659億4,900万円、全国シェアの11.6%、九州全体の48.7%を占めている。シェアが数量ベースよりも金額ベースの方が大幅に上回っていることが示しているように、九州圏内では64K RAMなどの主力工場が集中している。また、熊本県の調査(81年12月現在)では、三菱電機系下請会社は10工場、従業員786人、日本電気系10工場、1,296人に達し、下請会社の組織化でも最も進んでいる<sup>14)</sup>。

上記3県と比べると、佐賀・長崎・宮崎・鹿児島の4県はI C産業の立地では後進地域である。立地が始まるのは先進地域よりも遅く、70年代半ば頃になってからである。また、先進地域への立地が各社の工場再配置計画の中でいわば「自生的」に展開される傾向がみられたのに対し、後進地域では「農村地域工業導入促進法」(1971年6月)や「工場再配置促進法」(1972年6月)を活用して工業用地の造成・税制上の優遇措置・労働力確保上の協力などをテコに誘致している。4県の中で立地が比較的進んでいるのは鹿児島県であり、鹿県におけるI C産業の立地の現状については次節で検討したい。

ところで、I C産業の急成長は土地・水資源や労働力の需要を急増させ、立地先が分散化す

第1図 九州I C及び主要関連企業立地略図



る傾向を見せていている。もちろん、既存立地地域周辺部への立地や既存設備能力の増強も行われているが、土地・労働力確保上の制約から従来あまり立地のみられなかった地域に立地する傾向があらわれている。例えば、日本電気の山口県厚狭楠町（神元工業団地）や三菱電機の愛媛県西条市への立地計画がそれである。九州への立地の要因として(1)豊富で良質な労働力、(2)温暖な気候、(3)良質の水、(4)空港への便が挙げられるが、これらの要素は必ずしも九州固有の要素ではなく、こうした要件を多かれ少なかれ満たす地域は少なくない。70年代の地方空港や高速自動車道を中心とする交通通信ネットワークの整備、自動化による労働集約産業から装置型産業への移行、洗浄用水の回収・再利用技術の開発などは立地の制約要因を緩和する傾向にある。また、IC産業は関連産業の先行集積を必ずしも必要としないから、既存立地々域に立地が特化するよりはむしろ分散立地の傾向を強めるであろう。

## II 鹿児島県におけるIC産業の立地の現状と諸問題

鹿児島県内のICおよび関連産業は、第1表に示すように、82年4月1日現在、14社、常用従業員総数7,981人、パートその他1,372人に達している。このうち、ソニー国分セミコンダクタ㈱・日本楽器製造㈱鹿児島工場はIC一貫工場、㈱鹿児島富士通は組立てのみである。ソニーは74年5月操業当初従業員120名でパワー・トランジスタを生産していたが、77年3月にIC生産（組立て）を開始し、さらに80年2月からウエハープロセス生産工程を開始し、一貫工場になった。設備の相次ぐ増設で、従業員規模は操業当初の約10倍に達している。下請企業がなく、全て自社生産である。日本楽器製造㈱鹿児島工場は同社唯一の一貫量産工場であり、研究開発部門（浜松）以外は鹿児島工場内にあり、エレクトーン用ICを生産している。㈱鹿児島富士通は組立て工程のみであり、チップは会津工場から川崎工場を経て供給されている。

会津工場が主力工場であり、水質が適さないため鹿児島富士通ではウエハープロセスは行っていない。従業員規模は83年中には750人に拡大し、将来的には1,000人規模にするといわれている。京都セラミック㈱は九州圏内のIC関連産業の中でも最も規模の大きいものである。とくに国分工場は同社の4工場中最大規模であり、同工場内に移転された総合研究所はセラミック関係研究所では世界でもトップクラスに属するといわれている。また、同社の場合子会社や下請企業の組織化がすすみ、東芝から譲渡された㈱鹿児島エレクトロニクスをはじめ約15社、従業員合計約1,000人に達している。このほか、家庭の主婦約800人が内職に組織化されている。

ICおよび関連企業は県内への進出企業<sup>16)</sup>の中で大きな地位を占めている。82年4月1日現在までの進出企業総数は231社、常用従業員総数21,050人、臨時1,198人、パート1,811人にのぼるが、IC産業は従業員数で全体の37.6%，4割近い比率を占めている（ただし、大川産業、大日之出電子は地場資本）。しかも、進出企業の半が従業員100人未満の小規模零細なものが多く、全体の81.8%を占めているのに対して、IC企業は相対的に規模が大きい。従業員300人以上のものはわずか13社、全体の6%にすぎないが、この中にIC及び関連企業は7社含まれている。また、IC産業は女子雇用型産業であるといわれているが、自動化・24時間フル操業およびウエハープロセスにともなって男子雇用が増加する傾向にあり、衣服（女子構成比90.8%）や繊維（同74.2%）が圧倒的に女子雇用型であるのに比べると、男子雇用の占める割合が相対的に大きい。

また、IC産業は立地市町村の中でとりわけ大きな地位を占めている。国分市は県内でも企業進出が最も進んでいる地域であるが、同市への進出企業の中でソニー・京セラ両社は圧倒的に大きな地位を占めている。第2表に示すように、64年から82年4月までの進出件数（製造業）は17件、従業員総数は4,512人にのぼるが、そのうちソニーは28.7%，京セラは46.1%，両社

第1表 鹿児島県におけるIC及び関連企業（1982年4月1日現在）

| 会社名    | 所在地                                                                                                                                                              | 操業年月                                                                                        | 従業員(常用)                                                                                                              |                                                                                          |                                                                                      | パート<br>その他                                                                             | 主要製品                                                                       |                                                                                                                                                                                                    |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                                                                                                                                                  |                                                                                             | 男子                                                                                                                   | 女子                                                                                       | 計                                                                                    |                                                                                        |                                                                            |                                                                                                                                                                                                    |
| I C 産業 | ソニー国分セミコンダクタ(株)<br>日本楽器製造㈱鹿児島工場<br>㈱鹿児島富士通                                                                                                                       | 国分市<br>栗野町<br>入来町                                                                           | 74年5月<br>76年11月<br>78年10月                                                                                            | 592<br>101<br>231                                                                        | 704<br>186<br>281                                                                    | 1,296<br>287<br>512                                                                    | —<br>28<br>90                                                              | IC(一貫)<br>LSI(一貫)<br>IC(組立)                                                                                                                                                                        |
|        | 小計                                                                                                                                                               |                                                                                             |                                                                                                                      | 924                                                                                      | 1,171                                                                                | 2,095                                                                                  | 118                                                                        |                                                                                                                                                                                                    |
| 関連産業   | 鹿児島日本電気㈱<br>鹿児島松下電子㈱<br>京都セラミック㈱<br>同 国分工場<br>㈱細井製作所<br>阿久根工場<br>鹿児島エムケイ㈱<br>鹿児島エレクトロニクス(㈱)<br>鹿児島高機能電器工業㈱<br>同 溝辺工場<br>大川産業<br>日之出電子工業<br>大口電子㈱<br>鹿児島日本石英硝子(㈱) | 出水市<br>伊集院町<br>川内町<br>国分市<br>阿久根市<br>日吉町<br>隼人町<br>金峰町<br>溝辺町<br>阿久根町<br>伊集院町<br>大口市<br>横川町 | 69年11月<br>69年10月<br>69年7月<br>72年10月<br>70年1月<br>70年8月<br>74年4月<br>73年5月<br>78年8月<br>? ? ?<br>? ? ?<br>82年4月<br>82年1月 | 331<br>285<br>1,202<br>1,574<br>17<br>48<br>217<br>39<br>10<br>? ? ?<br>? ? ?<br>19<br>5 | 525<br>316<br>386<br>509<br>24<br>42<br>89<br>123<br>65<br>? ? ?<br>? ? ?<br>19<br>5 | 856<br>601<br>1,588<br>2,083<br>41<br>90<br>306<br>162<br>75<br>? ? ?<br>60<br>19<br>5 | 329<br>57<br>497<br>342<br>24<br>—<br>—<br>—<br>—<br>? ? ?<br>60<br>5<br>— | 発光ダイオード表示管<br>ゲルマニウムトランジスタ<br>発光ダイオード<br>赤外フォトトランジスタ<br>ICパッケージ<br>ICパッケージ<br>IC部品組立て<br>ICメッキ<br>ハイブリッドIC<br>トランジスタ<br>発光ダイオード<br>発光ダイオード<br>ICの検査<br>半導体素子<br>ゲルマントランジスタ<br>ICリードルーム<br>半導体用石英硝子 |
|        | 小計                                                                                                                                                               |                                                                                             |                                                                                                                      | 3,747                                                                                    | 2,081                                                                                | 5,886                                                                                  | 1,254                                                                      |                                                                                                                                                                                                    |
|        | 合計                                                                                                                                                               |                                                                                             |                                                                                                                      | 4,671                                                                                    | 3,252                                                                                | 7,981                                                                                  | 1,372                                                                      |                                                                                                                                                                                                    |

出所：鹿児島県企画部『進出企業（製造業）一覧』（1982年4月1日現在）および聞き取りにより作成。

で75.8%を占めている。両社以外では、中野織布産業（196人）、KK山久製陶所（411人）、国分製陶（106人）、KKタブテフォーセット（133人）、南九州食品KK（191人）を除くと、従業員数10数名程度の零細なものである<sup>17)</sup>。日本楽器が立地している栗野町への進出企業はわずかに4社、従業員合計381人である。また、富士通が立地している入来町は80年国勢調査人口6,695人、世帯数2,331戸のうち農家が1,239戸占め、農業就業者数は減少しているが依然として15才以上就業者の35.8%を占める農業を主体とする地域である。県工業統計調査によると、

第2表 国分市への進出企業におけるソニー・京都セラミックの位置

| 進出企業数<br>(1964~82年) | 従業員    |        |        |
|---------------------|--------|--------|--------|
|                     | 男      | 女      | 計      |
| (A) 17社             | 2,545人 | 1,967人 | 4,512人 |
| (B) 京都セラミック         | 1,574  | 509    | 2,083  |
| (C) ソニー             | 592    | 704    | 1,296  |
| (D) 小計(B+C)         | 2,166  | 1,213  | 3,379  |
| (D)/(A)             | 85.1%  | 61.6%  | 74.8%  |

注(1) 1982年4月1日現在。

出所：国分市資料より作成。

同町の80年12月末現在の製造業はわずかに20事業所、従業員数558人、そのうち食料(9・)木材(6)が中心を占め、地域で産出される農産物や林産物の加工業が存在する程度である<sup>18)</sup>。富士通は町内で最大の、そして唯一の近代的工場であるといつてよい。

このようにIC産業は進出企業のなかでもとくに大きな雇用吸収力をもち、構造的不況下でも拡大傾向にあるが、このことが地元自治体や住民の期待を集めるとともに、後述するようにテクノポリス構想においても中核業種の1つとして位置づけられる根拠になっている。しかしながら、IC産業は地元が期待するような安定した雇用機会を必ずしも保障しているわけではなく、次のような諸問題を同時にかかえている。第1に、自動化・ロボット化が急速に進み、労働力の雇用吸収力が相対的に低下していることである。まだ完全自動化<sup>19)</sup>までは達していないが、初期のIC組立て工程で一般的にみられたような顕微鏡のぞきながら配線する情景はごく一部を除いて姿を消している。IC産業が成長期にあるため、自動化が進んでも雇用者数の増大傾向が維持され、絶対的減少が生じているわけではない。しかしながら、仮に自動化が進まなければ現在の3倍程度の労働力が必要であろうといわれているように、雇用吸収力が相対的に低下しているうえ、労働者が取得した技能の陳腐化が急速に進んでいる。

第2に、IC産業の立地は農村若年労働力、とりわけ若年女子労働力の確保にあるが、労働力確保は必ずしも企業側の期待通りには進まず、また労働者の定着率は低い。IC産業は技術先端産業であるとはいわれるものの、拡散・組立て工程の労働内容は基本的に単純肉体労働である。大多数の労働者は高卒労働者を中心に編成され、機械の製作や資材の装填などの補助作業に従事している。こうした労働内容や技術の道徳的摩擦の早さに対応した24時間フル操業、微細加工に伴う視力低下問題などのために、IC企業の賃金水準・労働条件は地域のそれと比べて相対的に恵まれているが<sup>20)</sup>、立地市

第3表 緋鹿児島富士通従業員出身市町村別構成  
(1982年8月20日現在)

|        | 出身地域 | 男子  | 女子  | 合計  | 比率    |
|--------|------|-----|-----|-----|-------|
| 県<br>内 | 入来町  | 42  | 65  | 107 | 18.5  |
|        | 宮之城町 | 38  | 74  | 112 | 19.7  |
|        | 鶴田町  | 19  | 31  | 50  | 8.8   |
|        | 祁答院町 | 21  | 24  | 45  | 7.9   |
|        | 薩摩町  | 21  | 13  | 34  | 6.0   |
|        | 樺脇町  | 11  | 18  | 29  | 5.1   |
|        | 東郷町  | 5   | 6   | 11  | 2.0   |
|        | 上甑村  | 0   | 1   | 1   | 0.2   |
|        | 川内市  | 28  | 26  | 54  | 9.5   |
|        | 小計   | 185 | 258 | 443 | 78.0  |
| その他    |      | 53  | 49  | 102 | 18.0  |
| 計      |      | 238 | 307 | 545 | 96.0  |
| 県外     |      | 22  | 1   | 23  | 4.0   |
| 合計     |      | 260 | 308 | 568 | 100.0 |

出所：緋鹿児島富士通資料より作成。

町村内の女子労働者の確保がきわめて困難な状態にある。結婚による退職も少なくないが、調査したいずれの企業でも女子の定着率の低さが指摘されている<sup>21)</sup>。女子労働者の確保が困難な理由として一般に高学歴化や第三次産業の発達が挙げられるが、こうした外的要因だけによるのではない。とりわけ、女子の二交替勤務は早朝出勤や遅い退社時間を余儀なくし、自宅通勤可能地域内の女子労働者の雇用をむしろ困難にしている。このため、各社は労働力を広域的に確保するとともに、寮制度が一般化している。例えば、富士通の場合、労働者の出身市町村別割合は第3表の通りであり、かなり広域に及んでいる。入来町は富士通を誘致するために工場用地の造成や税制上の優遇措置を付与したにも拘わらず、同町住民の雇用は必ずしも多くない。また、各社とも入寮者は労働者のかなり大きな割合を占めている。ソニーは男女とも約35%，富士通は女子の約28%，日本楽器は女子の約65%，京セラは男子の約22%，女子の約78%にのぼっている。

第3は、IC産業の基本的性格は部品生産であり、組立加工型産業のようにすそ野の広い地

域の産業構造を形成していないことである。とくに、地方立地が進んでいるのは拡散・組立工場であり、I C部品や機械装置は本社あるいは主力工場から供給されている。組立工場の一部を下請企業に請負わせる場合を除いて、県内各社の間では部品や資材の需給関係はきわめて小さい。各社は企業内分業の観点からそれぞれ独自に立地しているのであって、立地面で相互に誘引する関係は基本的にみられない<sup>22)</sup>。

第4は、労働者の生活環境の整備問題である。当面最も大きな課題になっているものの1つは住宅問題である。上記のように、労働者の出身地は周辺市町村だけでなく、かなり遠隔地に広がっているうえ、20才台の若年労働者が中心である。入社初期の独身時代は会社寮や民間アパートでその住宅需要は満足されるが、問題は結婚して世帯を形成してからの住宅需要をいかに満すかである。公的私的賃貸住宅ストックの少ない農村でこうした住宅需要が高まっているのである。2つめは文化・娯楽施設の未整備である。ロボット化による機械の補助作業や労働強化は労働者の疲労やストレスを当然高めざるをえないが、青年労働者の疲労やストレスを解消できる文化・娯楽施設の整備が立遅れていることである。国分市はともかくとして、栗野・入来両町は県内でも山間部の奥地にあり、青年労働者の欲求を満たすような文化・娯楽施設は皆無に等しい。休日になるとマイカーをとばして鹿児島市まで出かけてゆく労働者が多いという。

さらに、労働者の出身地域は広域にわたるが、それに対応した道路・交通網の整備が立遅れている。空港・高速道路の整備は本社との間の情報通信・管理職の移動や原材料・製品の輸送を円滑にし、立地上の地理的制約要因を取り除くものではあるが、労働者の日常の通勤に必要な地域内の交通網は必ずしも整備されているわけではない。むしろ、バス路線の縮少や国鉄ローカル線の廃止が検討されており、労働者はマイカーへの依存を強め、交通渋滞や交通事故などの新たな問題を生み出している。

以上のようにI C産業は県内進出企業の中で雇用吸収力が大きく、不況下でも増大傾向にあり、今後さらに高い成長が見込まれているが、自動化による雇用吸収力の相対的低下や労働者の流動性が高い。また、多国籍化や国際競争の激化に伴って、国際的な工場再配置や過剰生産能力を累積させる可能性を拡大しており、I C産業が長期的に安定した雇用を必ずしも保障しているわけではない。しかも、生活関連公共施設のストックの少ない地域へのI C産業の立地は、これら公共施設の需要を増大させ、自治体や住民の財政負担を今後拡大していくものと予測されるが、この点については次節で検討したい。

### III I C産業と自治体財政

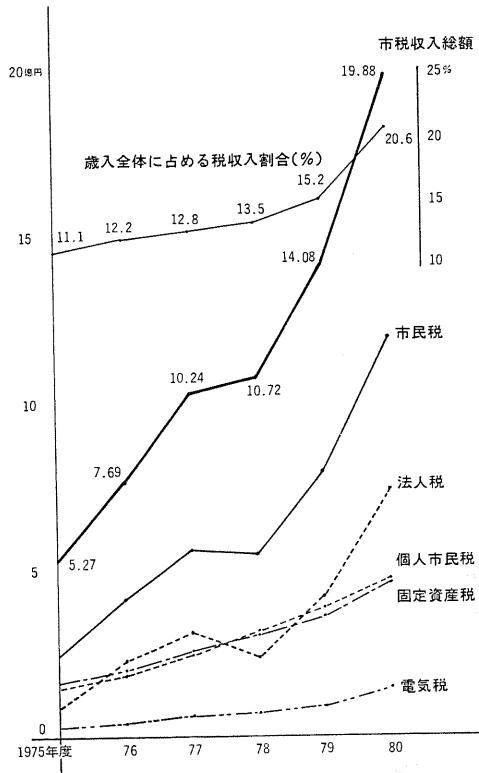
I C産業の進出に際して自治体の誘致政策が果した役割は大きい。鹿児島県のように後進地域では、「農工法」や「工場再配置促進法」を適用して用地買収・造成および低価格での譲渡や固定資産税の減免などの優遇措置をテコに、I C産業の誘致が図られている。一方では、I C産業が内陸立地型であり、良質で豊富な水資源を必要とすること、他方では、分散的な農民的小土地所有や慣行水利権の存在などを考慮すれば、I Cの立地条件に適した地域であっても、自治体の誘致政策なくして進出は困難であったであろう。進出先が「農業振興地域の整備に関する法律」(1969年)による農業振興地域に指定され、ほ場整備が行われている場合にはとくにそうである。例えば、ソニーの立地先は既には場整備済みの農地であった。「農振法」の趣旨からすれば農地転用は困難である。しかし、国分市はソニーの立地が確定後「農工法」を適用して買収し、「野口農工団地(109千m<sup>2</sup>)」として造成のうえ、ソニーに譲渡している。また、京セラ国分工場の立地先は県が「国分内陸工業団地(4区画、22万2000m<sup>2</sup>)」として造成した工業用地である。同様に、富士通は入来町土地開発公社(1972年12月設立)が造成した

「副田農工団地（4区画、10.2万m<sup>2</sup>、分譲価格1.1万円／坪）」、【日本楽器は栗野町が造成した「北方農工団地（県立栗野工業高校移転跡地、4.7万m<sup>2</sup>、分譲価格3千円／m<sup>2</sup>）】に進出している<sup>23)</sup>。「農工法」や「工場再配置促進法」の適用は、進出企業に対する工場用地の提供や固定資産税の軽減を法認するとともに、農振地域内の農地転用の制限の緩和や地主に対する土地譲渡所得税の軽減（免税点を500万円に引上げ）によって農民の土地譲渡を促進する効果をもっている。

ところで、IC産業の立地条件を整備し、地域の土地・水資源や労働力支配を補完している自治体の財政力は、資本蓄積を加速化しているIC企業とは対照的に脆弱である。3市町のうち国分市は後述するように企業進出にともない人口や税収入が増加傾向にあるが、栗野・入来町の財政力は貧困である。いわゆる財政力指数（基準財政収入額÷基準財政需要額の3年間の単純平均）は、国分市で0.36、栗野町0.23、入来町0.21にすぎない。過疎化し、財政力が貧困であるがゆえに企業を誘致し、雇用機会と税収入の拡大を図る必要があるといわれるが、巨大企業が貧困な自治体財政に寄生しながら地域の土地・水資源や労働力を支配し、国際競争力を強化している側面を見逃すことはできない。

IC産業の立地は自治体の税収入の一定の増加をもたらしているが、同時に人口増加に伴う生活環境の整備などの新たな財政需要を生み出している。第2図は県内でも企業進出の顕著な国分市の市税収入の推移を示したものであるが、税収入のかなり高い伸びを認めることができる。市税収入総額は75年度に対して80年度には約4倍に増大し、その結果、歳入構成に占める税収入の割合は10%台から20%台を超えていく。こうした市税収入の増大に最も寄与しているのは法人市民税であり、この間に8倍を超える伸びを示し、市税収入全体の16.6%から37.0%へ、20ポイントも増加している。ところが、法人市民税の高い伸びとは対照的に、固定資産税の伸びは停滞的である。1台数億円もする装

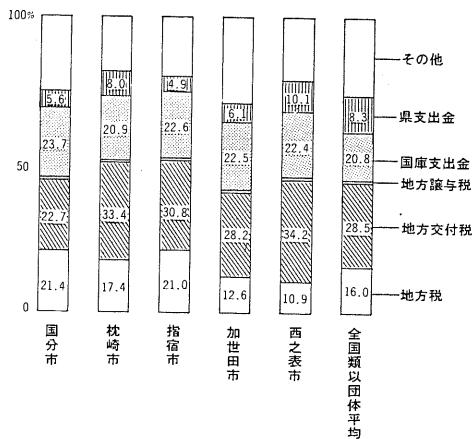
第2図 国分市税収入の推移



出所：国分市資料、鹿児島県『市町村財政状況』より作成。

置が導入されるなど巨額の固定資本投資<sup>24)</sup>が行われていることを考慮すると、固定資産税収入の伸びはきわめて小さい。特別減価償却度や誘致のための固定資産税の減免などの優遇措置が固定資産税収入の伸びを抑えているといえる。この傾向は国分市だけの傾向ではなく、栗野・入来両町の場合にも共通にみられる。栗野町の日本楽器関係税収入は2747万円(80年度)、うち法人市民税1754万円(64%)、固定資産税993万円(36%)、入来町の富士通関係税収入は1600万円(81年度)、うち法人市民税1250万円(78%)、固定資産税350万円(22%)である。いずれも税収入の約10%を占めているが、町民税に比べて固定資産税が小さい。なお、国分市の場合には市税収入の伸びは歳入全体に占める税収入の割合を県内の類似団体と比較して一定程度高める効果をもたらしているが、入来・栗野両町の

第3図 国分市および類似団体の主要歳入の構成  
(1980年度決算)



出所：鹿児島県『市町村財政状況』昭和55年度版、  
自治省『類似団体別市町村財政指数表』1982年  
1月より作成

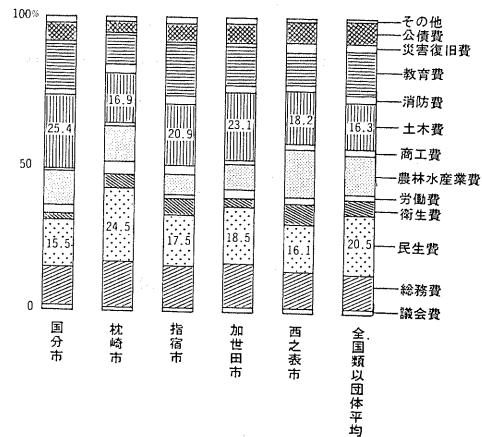
場合にはこのような効果をもたらしていない。  
(80年度の歳入全体に占める税収入の割合は、  
入来町9.9%，栗野町9.2%)。

ところで、税収の増大は現行の地方財政調整制度の下では必ずしも歳入全体の増大をもたらさない。税収＝基準財政収入の増加は地方交付税の交付額を減額させる方向に働くからである。第3図は他の類似団体の歳入構成と住民1人当たり歳入を比較したものである。地方税・地方交付税・地方譲与税を合わせた一般財源の比率をみると、国分市のそれはほぼ全国類似団体平均水準にとどまっている。基準財政収入に算定される税収入は標準税率による税収入の75%であり、自治体にとってはせいぜい残り25%が歳入の純増になるにすぎない。

他方、企業誘致とそれに伴う人口増加は住宅などの生活環境整備のための新たな財政需要を

生み出している。第4図は国分市と類似団体の目的別歳出構成を対比したものである。これをみれば、国分市は類似団体と比べて民生費の割合が小さいのに対して、土木費の占める割合が大きいのが特徴的である。土木費(23億3100万円)のうち最も大きいのは都市計画費であり、その中心は住宅対策費(14億1600万円、住民1人当たり39,994円)である。住宅費は他の類似団体と比べてずば抜けて大きい。県内類似団体中住宅費の最も大きい指宿市(3700万円)の約4倍、全国類似団体平均(1人当たり8,998円)の4.4倍にも達している。この結果、市の公営住宅の整備は他市と比べて顕著に進んでいる。毎年100～150戸の公営住宅が建設され、81年度末現在で累計1,701戸にも達している。公営住宅の整備が進んでいることは、市の公営住宅等(単独建設住宅も含む)に住む世帯数が国調世帯数(80年)に対して15.2%，住民基本台帳世帯比12.1%にも及び、他市がいずれも数%台であることと比べても明らかである。栗野町の場合も住宅対策費は住民1人当たり41,000円、歳出全体の13%も占め、類似団体平均(1人当たり4,200円、1.3%)の約10倍に達している。入来町の場合は町土地開発公社が宅地造成・分譲や住宅建設<sup>25)</sup>を行っていることもあって、住宅対策費はそれほど大きくないが、それでも1人当たり9,722円、歳出の3.6%を占め、類似団体

第4図 国分市および類似団体の目的別歳出構成



出所：第3図と同じ。

平均の約2倍である。IC産業を中心とする企業進出は、公的私的賃貸住宅ストックの少ない農村自治体に対して住宅対策費を増大させていくといえよう。今後は住宅需要だけでなく、保育所・幼稚園・学校・公園・医療・上下水道その他の生活関連公共施設に対する需要を増大させ、それにともなって自治体の財政負担を増大させていくものと予測される。

#### IV IC産業とテクノポリス構想 —総括にかえて

1982年3月に発表された鹿児島県のテクノポリス構想はエレクトロニクスおよびメカトロニクス分野の技術先端産業を中心に据えて「産」「学」「住」を三位一体として開発し、(1)先端技術産業の導入および地域産業自らの技術向上等による産業構造の高度化、(2)若年男子の定着による人口構造の活性化と新しいふるさとづくり、(3)複眼都市構造の形成による地域構造の強化、(4)新しい社会建設を担う創造的人材の育成を図ると謳っている。

圏域は母都市（「高次都市機能」の供給基地）である鹿児島市からおおむね車で1時間圏、鹿児島空港から同30分～1時間圏の双方が重なった範囲に設定され、国分市・隼人町（テクノポリス区）を中心に2市12町（80年国調人口69.2万人、面積約1,320km<sup>2</sup>）に及んでいる。この圏域を選んだ理由として構想は(1)南方性という地域特性、(2)国際空港および九州縦貫自動車道や重要港湾である鹿児島港・志布志港・川内港の存在、(3)ソニー・京セラなどの先端技術産業や京セラ総合研究所・宇宙開発基地（内之浦・種子島）などの研究開発機関の先行集積、(4)鹿児島大学・九州学院大学（国分市）・鹿児島工業高等専門学校（隼人町）・鹿児島女子大学（同）などの高等教育機関の存在、(5)母都市鹿児島市の都市機能の集積を挙げている<sup>26)</sup>。県では知事を本部長とする「テクノポリス建設推進本部」を設置するなど、テクノポリス構想は事実上破産している志布志湾開発計画よりも県政の焦点になりつつある。

では、テクノポリスは構想に唱われているように地域の産業構造の高度化や均衡のとれた開発と安定した雇用の場を創造するであろうか。まだ建設構想が作成中であり、それを踏まえた検討はできないが、IC産業の立地の現状から予測される問題点を列挙すれば次の通りである。まず第1は、構想が期待するようにエレクトロニクス・メカトロニクス分野を核に「インダスリー・コンプレックス」が形成されるかどうか疑問である。構想は「インダストリーコンプレックスは、中核となる先端技術産業とそれらに部品・部材を供給する関連工業、加工外注関連工業などでひとつのコンプレックスを形成し、これらのコンプレックスがさらに複数集積することにより、広範囲に密度の高いコンプレックスを形成する<sup>27)</sup>」としているが、すでに立地がみられるIC産業は関連産業の集積を必要としない部品生産工程が配置されているにすぎない。下請協力会社が組織されている場合もメッキなどの組立工程の一部が外注されるにとどまっている。各社は機械装置・部品・資材を基本的に本社から供給されており、関連産業の誘引力は小さい。他方、既存のIC産業が若年労働力を広域的に動員していることが示されているように、国分・隼人を中心とする「地域労働力市場」は必ずしも大きくなく、先端技術産業の集中立地の余力は小さい。むしろこの地域への集中立地ではなく、分散型の立地の方が「地域労働力市場」の実態に即しているといえる。

第2は、研究開発機関の誘致の可能性が過大に評価されていることである。テクノポリス圏域内へ公的研究機関の移転や設置が可能であっても、私的研究機関の立地の可能性については疑問である。基本構想では京セラ総合研究所の国分工場への移転をその事例として高く評価しているが、国分工場は同社の主力工場であり、主力工場に隣接して研究機関を設置したものである。研究所の移転は同社なりの合理的な根拠がある。しかし、他の企業が同様の条件を備えているわけではない。

第3は、テクノポリスは地域経済の格差を一

層拡大する可能性が強いことである。テクノポリス圏域は空港・高速自動車道および取付道路の整備によって県内でも比較的的道路網の整備が進んだ地域である。企業進出は従来の主要な進出地域であった国道3号線沿いからこの地域に集中する傾向を示している。逆に他の地域では内陸工業団地などが整備されても進出企業がなく、開発計画が失敗している例も少なくない。テクノポリスの指定によって既存の公共投資計画の優劣的実施や財源の傾斜配分が行われば、この地域への企業進出の集中傾向がさらに強まり、他の地域との格差をますます拡大するであろう。また、2市12町に及ぶ広範な地域の均衡のとれた開発が可能かどうか疑問である。構想は「それぞれの地域の特性に応じた機能分担をはかりながら、総合的一体的に開発整備を行う<sup>28)</sup>」と謳っているが、テクノポリス区である国分・隼人地区の開発に重点が置かれる計画になっている。テクノポリス圏域内にある地域間でも格差が拡大するであろう。

第4に、テクノポリス建設は農地の工業用地や宅地への転用を合法化・加速化し、農業振興地域の空洞化を進めるであろう。テクノポリス区に予定されている国分市は1971年農業振興地域の地域指定を受け、72年には振興計画を策定し、市街地と市東部の国有林を除く市面積の92%を農業振興地域に指定し、80年度末現在、田(1,349ha)の66.7%，畑樹園地(806ha)の68.7%はほ場整備済みであり、ほ場整備のために多額の公共投資が行われてきた<sup>29)</sup>。「農工法」は「農振法」を事実上ザル法化し、農地転用の制限を有名無実化していることはすでにみたとおりである。構想は先端技術の農業への導入による農業技術の高度化を謳っているが、テクノポリス建設にともなう広大な土地需要は地価の高騰や乱開発をもたらし、地域全体としての農業の振興を阻害するであろう。土地問題に対する対応策として構想は計画的な土地利用の先行取得を謳っている。しかし、地価の上昇や自治体の財政力を考慮すると、自治体による先行取得は容易ではない。また、用地を先行取得

しても企業誘致が計画通り進まず、自治体の財政構造を悪化させている例は少なくない。

第5に、テクノポリスは民間ディベロッパーによる無政府的・投機的開発を促進する可能性が強いことである。通産省はテクノポリス構想を実現するために「テクノポリス建設促進法案(仮称)」の制定や立地企業に対する政府金融機関による低利資金融資制度、指定地域ごとに「テクノポリス建設促進基金」を設けて進出企業に低利資金の融資や債務保証を行うなどの案を検討しているといわれているが<sup>30)</sup>、国家財政の現状では自治体に大幅な財政援助を行うことは不可能であろう。自治体が産・学・住を三位一体として開発する財政的基盤に乏しいといえる。実際の開発は「民間の活力を生かす」という名目で民間ディベロッパーに担われることになろう。

結局、テクノポリス構想は住民の財政負担で先端技術産業の立地条件や民間ディベロッパーによる工業用地・研究学園都市・住宅開発の条件を整備しようとするものであり、自治体の財政危機と地域経済の不均等性を強めるであろう。

### 注

- 1) テクノポリス構想が通産省内部において検討され始めるのは1980年初頭からであり(佐瀬正敏「テクノポリス」生い立ちの記」『産業立地』21-9, 1982年9月), 公的に発表されたのは産業構造審議会答申「80年代の通商産業政策ビジョン」(80年3月)が最初である。答申は「テクノポリス(技術集積都市)とは、電子・機械等の技術先端部門を中心とした産業部門とアカデミー部門、さらには居住部門を同一地域内で有機的に結合したものである。この構想は、産業、学術部門を先導しつつ地域振興を回り、同時に新しい地域文化を創造しようとするものである。土地とインフラストラクチャーの整備を中心としたこれまでの地域開発とは、発想において異なるものであり、80年代以降の新しいモデルとなるものである。」(通産省・産業構造審議会編『80年代の通産政策ビジョン』通商産業調査会, 1980年4月, 117ページ)と謳っているが、テクノポリス構想の政治経済学

的意義やわが国の地域開発政策史における位置等の検討は今後の課題としたい。

- 2) 「技術先端産業」には航空機・宇宙産業・原子力産業・光産業・海洋開発産業・バイオテクノロジー利用産業・メカトロニクス・エレクトロニクス・新材料産業等が挙げられている。
- 3) テクノポリス候補地域は函館、青森、秋田、長岡、宇都宮、浜松、富山、御坊、西播磨、吉備高原、広島中央、宇部、香川西部、久留米・鳥栖、佐世保、県北国東、熊本、宮崎、国分隼人の19地域である。
- 4) ICは1958年に合衆国において発明され、翌59年にテキサス・インスツルメント社がICの試作品を完成し、さらに61年から同社が軍需用にICの量産化を開始した。わが国においてICの量産化が始まるのは60年代末からであり、日本電気がフェアチャイルド社から基本技術を導入し、66年から量産化を開始している。
- 5) 窪田純二「電子化の進展と集積回路産業」『調査』(開銀) No. 39, 1980年9月, 18ページ。この他、IC産業の現状については、庄野勝彦「IC産業」『産業立地』20-4, 1981年4月、大道康則『半導体・電子部品業界』教育社新書、1982年8月、が要領よくまとめられている。
- 6) たとえば、MOS型集積回路の平均単価は、1973年の914円から78年には412円に55%も低下した(窪田純二、前掲論文、18ページ)。
- 7) 現在世界市場で大きなシェアを確保している64KRMは電子計算機用集積回路開発促進補助金約300億(1977~80年度)の交付や、電々公社電気通信研究所・工業技術院電子技術総合研究所およびICメーカーによる官民一体となった研究開発によって開発されたものである。
- 8) 品質管理の事例としては、三菱電機熊本工場の末端従業員10人を1グループにした「小集団活動」と年1回QC活動の全社の発表会(全員役割分担、全員参加)を行う全社の品質管理(TQC)がよく知られている。品質管理とそれを可能にする良質の労働者の存在が日本製ICの歩留り率を高くしており、ウエハー電気検査後の歩留り率では米社製14%に対して日本製は成熟期には30%台に達しているといわれている(大道康則、前掲書、135ページ)。
- 9) ただし、日本の競争力が強いのは標準品であり、カスタムICやバイポーラ・デジタルICで

は合衆国の方がはるかに強い競争力を持っているといわれている。これはウエハープロセスや組立プロセスでの無塵化技術が優れているが、製造装置や回路設計技術において立遅れしていることを反映するものである。IC技術の日米比較の詳しく述べは工業技術院総務部技術調査課編『我が国産業技術の国際比較』通商産業調査会、1982年8月、383~393ページ参照。

- 10) 窪田純二、前掲論文、43~44ページ。
- 11) 福岡通産局調べ。
- 12) 中村守「集積回路産業の特質と九州における展開の実態」『九州経済統計月報』35-8、1981年8月。
- 13) 日本開発銀行福岡支店「九州地方IC関連設備投資速報」(1982年9月7日発表)。
- 14) 熊本県資料。
- 15) 京セラの労働者が全てIC関連業務に従事しているわけではないが、同社の売上げ高のうちICパッケージは約50%を占めている。
- 16) 鹿児島県企画部編『進出企業(製造業)一覧』(1982年4月1日現在)。
- 17) 国分市資料。
- 18) 鹿児島県企画部情報統計課編『鹿児島県の工業』1981年10月。
- 19) 組立工程のロボット化は急速に進み、配線作業の労働者の配置は当初1台に1人から2~3台から6台に1人程度に減少している。また、昨年11月に完成した日本電気の相模原工場は世界で最初の本格的な完全自動ラインを実現した(日本経済新聞、1982年11月11日号)といわれているが、多くの工場では各工程の連続的自動化までには達していない。
- 20) たとえば、富士通の場合高卒初任給95,500円、大卒124,500円、交替手当18,000円、週休2日制の実施。
- 21) たとえば、富士通の場合平均勤続年数2年、中途採用150名、京セラでは年間退職者100~150名、中途採用約100名。
- 22) 九州圏内におけるIC産業の立地の相互依存関係が希薄なことについては『産業構造の変革と九州経済の展望(昭和56年度九州経済白書)』(九州経済調査協会、1982年3月)451ページ参照。
- 23) 工業団地の建設主体が県であるか市町村であるかは20haを基準にしているが、実際には10haを基準にそれを上回る場合は県が内陸工業団地

- として造成し、下廻わる場合には市町村が農工団地として造成している。
- 24) I C産業の所要投資額は16K R A M月産32万個の場合約45億円、64K R A M月産50万個の場合約66億円にのぼるといわれている（大道康則、前掲書、46ページ）。
- 25) 入来町土地開発公社は1号用地（雇用促進事業団住宅用地、個人分譲60区画）、2号用地（雇用促進事業団住宅用地、個人分譲10区画）、3号用地（24区画）の宅地造成および分譲を行っている。
- 26) 鹿児島県『国分隼人テクノポリス基本構想—太陽と海と緑の臨空国際産業都市—』7～14ページ。
- 27) 同上90ページ。
- 28) 同上8ページ。
- 29) 鹿児島県・国分市『国分市農村総合整備計画書』1982年3月、17、28ページ。また、ほ場整備
- のためには場整備事業分として1968年以来計20億31百万円にのぼる投資が行われている。（鹿児島県資料）
- 30) 佐瀬正敏氏によると、人口6万人のケースの場合、テクノポリス建設に必要な土地は工業用地120ha、大学用地80ha、住宅用地600ha、幹線道路140ha等を合わせて1,000ha、これに緑地等を加えると2,000haの用地が必要であるという（同氏「先端技術を中心とした街づくりをめざして—『テクノポリス』建設構想—<下>」『産業立地』19-9、80年9月、5ページ）。
- 31) 通産省は法案には①テクノポリス地域に立地する製造業の試験研究施設について初年度30%の特別償却を認めること、②各指定地域ごとに開発機構に対して地域振興整備公団から出資できるようになるなどの助成策を盛り込む計画であるといわれている（朝日新聞、1982年11月9日号）。

## 夜間通信研究科 1978年度 修了論文集

## 労働と研究

第2号 (1979.5月刊)  
¥1,000 頒価実費送料込み

- 現代技術者論の基礎視角 ..... 青水司  
 —— 芝田進午氏の所説の批判的検討を中心に ——  
 (コメント) 林 堅太郎・戸名直樹・大谷良一
- 高知市における保育労働者の地域共闘 ..... 上田秋助  
 —— 早出・居残り問題を発端として人員増がいかに実現されたか ——  
 (コメント) 松永健二・柳ヶ瀬孝三・今井幸二
- マルクスにおける国家・コミュニーンの統一的認識 ..... 田中秀幸  
 —— 民主的自治体論への方法的接近 ——  
 (コメント) 芦田宣・池上惇・高原一隆
- 税務労働論 ..... 山田正明  
 (コメント) 横田茂・鶴田広巳・小森治夫
- 企業内福祉から社会保障へ ..... 大城朗  
 —— 転換期の労働運動の課題 ——  
 (コメント) 成瀬龍夫・浪江巖・小野秀生
- 国家と革命——レーニン理論の発展と変遷 ..... 小寺俊彦  
 —— 初期コミニテルンにおける統一戦線論の生成まで ——  
 (コメント) 阿知羅隆雄・中橋幸二郎・小淵港
- イランの白色革命と土地問題 ..... 松尾光喜  
 (コメント) 林弥富・藤岡惇・本多三郎
- 三位一体的定式と直接的生産過程 ..... 西村弘  
 —— いわゆる通常の観念の形成をめぐって ——  
 (コメント) 後藤康夫・尾崎芳治・堀垣邦胤
- ロバート・オウエンの空想的社会主义 ..... 的場信樹  
 —— ロバート・オウエンの分業編を中心 ——  
 (コメント) 池上惇・細迫朝夫・北村裕明

# 『資本論』における technisch と technologisch (下)

須藤 浩行

## 目 次

はじめに

- I. 生産過程（労働過程）にかんする叙述での technisch (technologisch)
  - (1) 技術（学）的性格と技術（学）的諸条件
  - (2) 技術（学）の基礎
  - (3) 『資本論』第Ⅰ巻でのその他の technisch (technologisch)

(以上37号)
- (4) 技術学的過程と技術的諸過程 (以下本号)
- (5) 『資本論』準備草稿や『諸結果』など、『資本論』第Ⅱ巻・第Ⅲ巻でのその他の technologisch と technisch
- II. 資本の技術（学）的構成
- III. 科学の技術（学）的応用
- IV. 貨幣の理論における technisch  
むすびにかえて

### (4) 技術学的過程と技術的諸過程

『資本論』に先だつ著作においては、技術学的過程なる語が用いられている。

『要綱』では、「原料を生産物に転化させるための技術学的過程<sup>1)</sup>」（下線は引用者による。以下においても同じ。）「資本の生産過程が同時に一種の技術学的過程——そのままのものとしての生産過程——<sup>2)</sup>」のように。『剩余価値学説史』では、第21章の「他方では、彼らは諸物を資本に転化させる。すなわち、諸物において示され諸物によって示される社会的関係を、物が労働過程すなわち技術学的過程〔邦訳は「労働過程または技術的過程」〕に要素としてはいるそのときに物それ自体に具わる属性を見るのである。<sup>3)</sup>」との文面において。また、

⑧ 過去の労働はここでは二つの形態で現われる。その一つの形態は、生産物、使用価値として、である。生産過程は、労働者たちがこの生産物の一つの部分を消費し、もう一つの部分を原料や労働手段として消費する、ということを必要とする。これは、技術学的過程〔邦訳は「技術的な過程」〕に関連することであって、ただ、労働者たちが産業的生産において彼ら自身の労働の生産物すなわち彼ら自身の生産物を生産手段にするためにはこれららの生産物にたいしてどのようにふるまわなければならぬか、ということを示しているだけである。

もう一つの形態は、価値である<sup>4)</sup>。(以下略)

との叙述において。『諸結果』においても、「手工業的経営の資本主義的経営への単に形態的な転化、したがってその場合にはさしあたり技術学的過程〔邦訳は「技術的な過程」〕はまだ同じままであるが、このような転化は、……<sup>5)</sup>」のように。

これらの technologisch もドイツ語改訂2版以後のマルクスならば、technisch でもって書きあらわしたに違いないが、『資本論』に先だつ著作においては、マルクスは、労働過程を技術的過程とも考えていたことがうかがえる。

けれども『資本論』においては、こうした用例にみられるような技術的過程ということばをみいだすことはできない。

『資本論』第Ⅰ巻現行版では、第5篇「第14章 絶対的および相対的剩余価値の生産」の次のような文面において、労働の技術的諸過程なることばをみいだしうるだけである。

④ 絶対的剩余価値の生産はただ労働日の長さだけ

を問題にする。相対的剩余価値の生産は労働の技術的諸過程〔technische Prozess, procédés techniques, フランス語版邦訳は「技術的な工程」〕と社会的編成とを徹底的に変革する。

だから、相対的剩余価値の生産は、一つの独自な資本主義的生産様式を前提するのであって、この生産様式は、その諸方法、諸手段、諸条件そのものとともに、最初はまず資本のもとへの労働の形式的従属を基礎として自然発生的に発生して育成されるのである。この形式的従属に代わって、資本のもとへの労働の実質的従属が現われる所以ある<sup>6)</sup>。

との叙述での下線部がそれである<sup>7)</sup>。

#### 注

- 1) 『要綱』, S. 518, III 570頁。
- 2) 同上, S. 533, III 587頁。
- 3) 『剩余価値学説史』第3分冊, S. 268, 356—357頁。
- 4) 同上, S. 270, 359頁。
- 5) 『諸結果』, ctp. 110, 97頁。
- 6) 『資本論』第I巻現行版, S. 532—533, 661頁。  
フランス語版, p. 220, 下152頁。
- 7) フランス語版には、引用40のほかに、次の叙述において技術的諸過程なる語をみいだすことができる。

「協業、マニュファクチュア的分業、機械など、一言にして言えば、集団労働の諸能力を飛躍的に増大させるのに適切な方法は、生産がすでに充分大規模に遂行されているところではじめて導入できるのであって、生産が拡大するにつれてこれらの方法も発展する。賃金制度の基礎上では、作業の規模は第一に、私的企业家の手中に蓄積される資本の大きさに依存している。このようにして、われわれが後にその起源を検討するある先行的蓄積が、近代産業、われわれが独自な資本主義的生産様式または厳密な意味での資本主義的生産と名づけたところの、社会的結合と技術的諸過程〔邦訳は「技術的工程」〕との総体、の出発点になる。」(p. 274—275, 下285頁。)

- (5) 『資本論』準備草稿や『諸結果』など、『資本論』第II巻・第III巻でのその他の technologisch と technisch

『資本論』第I巻現行版において、生産過程

(労働過程)にかんする叙述のなかで用いられている technisch なる語は、分業について述べた箇所、特定の生産技術や労働手段を指す箇所を除いて、おおむね、初版では technologisch で書きあらわし、改訂第2版において technisch に書き改めているということであった。そして『資本論』に先だつ著作においては technologisch を用い、『資本論』第II巻・第III巻においては technisch で書き表わしていることも、そのいくつかをみてきた。が、さらに念のため、『要綱』、『剩余価値学説史』、『諸結果』など、また『資本論』第II巻・第III巻での、ここまでに言及されることのなかった technologisch や technisch についても概観しておくことにしたい。

『61—63年草稿』においては「価値増殖過程」の項での

④ 剩余労働が実現されるべきときには、明らかに、より多くの労働材料が必要である。より多くの労働手段が必要となるのは、例外的な場合だけである。(中略)より多くの労働手段が必要となるかどうか、また必要とすればどの程度必要であるかということ——そして労働手段は本来の道具であるものばかりではない——は、特定の労働の、したがってこの労働によって使用される手段の、技術学的性質〔technologische Natur, 邦訳は「技術的性質」〕にかかっている<sup>1)</sup>。

『剩余価値学説史』では第1分冊「補録」「資本の生産性。生産的労働と不生産的労働」(a)項での「他面においては、機械の発達につれて技術学的にも〔auch technologisch〕労働の諸条件が労働を支配するものとして現われ<sup>2)</sup>」や、第3分冊第21章第3節(b)項での

⑫ 労働と労働条件との関係が転倒されていて、労働者が諸条件を充用するのではなく、諸条件が労働者を充用するという、この独自な社会的形態、すなわち資本主義的形態を、技術学的にも〔邦訳は「技術的」にも〕正当化するために、経済学者たちは労働の対象的な契機に労働そのものに比して不当な重要性を与えていた<sup>3)</sup>。

また、『諸結果』での

⑬ 相対的剩余価値の生産とともに、生産様式の現実の全姿態が変わって、独自に資本主義的な生産様式が（技術学的にも〔邦訳は「技術的にも〕）発生し、それを基礎として、またそれと同時に、はじめて、資本主義的生産過程に対応するいろいろな生産当事者たちのあいだの、そして特に資本家と賃金労働者とのあいだの、生産関係が発展するのである<sup>4)</sup>。

⑭ 生産様式そのものにはこの場合にはまだ相違はない。労働過程は、技術学的に見れば〔technologisch betrachtet, 邦訳は「技術的に見れば〕、以前とまったく同じに行なわれるが、ただ、今では資本に従属した労働過程として行なわれるだけである<sup>5)</sup>。

⑮ 形態的包摶の一般的な特徴、すなわち、技術学的には〔邦訳は「技術的には〕どんな様式で営まれていようとも、資本のもとへの労働過程の直接的な従属は変わらない。しかし、この基礎の上では、労働過程の現実の性質をもその現実の諸条件をも変化させる技術学的にも〔邦訳は「技術的にも〕その他の点でも独自な生産様式——資本主義的生産様式が立ち上がる。この生産様式が現われるとき、はじめて資本のもとへの実質的包摶が生ずるのである<sup>6)</sup>。

など<sup>7)</sup>、いずれも technologisch で書きあらわしている。

『資本論』第Ⅱ巻では、第1篇第4章での「特定の一資本家の生産資本を減価させるかもしれない生産過程内の技術的諸変革〔technische Revolutionen〕」はすべて無視することにしよう<sup>8)</sup>。「彼（資本家）は、生産を拡張し技術的諸進歩〔technische Fortschritte〕を彼の生産有機体に合体するために、資本を蓄積しなければならない<sup>9)</sup>。」などのように。『資本論』第Ⅲ巻においても、「労働の生産性の程度すなわち技術的発展の段階<sup>10)</sup>」との記述その他の技術的発展<sup>11)</sup>〔technische Entwicklung〕、そして技術的基礎<sup>12)13)</sup>〔technische Grundlage〕、技術的性格<sup>14)</sup>〔technischer charakter〕、技術的な諸事情<sup>15)</sup>〔technische Verhältnisse〕、技術的性質<sup>16)</sup>〔technische Natur〕、技術的諸特性<sup>17)</sup>〔technische Besonderheit〕など。これらはすべて technisch で書きあらわしている。

第Ⅲ巻での技術的性格、注記12) の技術的基礎も、第1部第3篇・第4篇での用例と同じように使われており、技術的発展は機械にたくして、技術的な諸事情は機械と原料すなわち生産手段にたくして用いられ、技術的性質や技術的諸特性は技術的諸条件や技術的性格と類似した意味で使用されている。

### 注

- 1) 『61—63年草稿』, S. 80, 140—141頁。
- 2) Karl Marx, *Theorien über der Mehrwert (Vierter Band des "Kapitals")*, Erster Teil, MEW Bd. 26. 1, S. 367, 大月版全集第26巻第1分冊, 498頁。以下『剩余価値学説史』第1分冊と略す。
- 3) 『剩余価値学説史』第3分冊, S. 271, 360頁。
- 4) 『諸結果』, ctp. 96—98, 86頁。
- 5) 同上, ctp. 102, 89頁。
- 6) 同上, ctp. 118, 103—104頁。
- 7) 同上, ctp. 158, 135頁。
- 8) 『資本論』第Ⅱ巻, S. 110, 132頁。
- 9) 同上, S. 123, 147頁。
- 10) 『資本論』第Ⅲ巻, S. 90, 101頁。
- 11) 同上, S. 90, 102頁。S. 348, 418頁。
- 12) 同上, S. 119, 138頁。
- 13) 同上, S. 154, 185頁。S. 158, 189頁。これらの箇所での技術的基礎は、第1部第4篇第13章での本来の意味とは異なった用い方がされている。
- 14) 同上, S. 127, 148頁。
- 15) 同上, S. 157, 188頁。
- 16) 同上, S. 185, 221頁。S. 185, 222頁。
- 17) 同上, S. 768, 975頁。

## II 資本の技術（学）的構成

マルクスは、現行『資本論』第1部「第7篇 資本の蓄積過程」「第23章 資本主義的蓄積の一般的法則」の冒頭で、資本の構成にかんする諸規定を述べている。

すなわち、資本の構成が、不変資本と可変資本とに分かれる割合によって規定されているとき、それを資本の価値構成とよび、充用される生産手段の量とその充用のために必要な労働量との割合によって規定される資本の構成を、資

本の技術的構成 [technische Zusammensetzung, composition technique] とよんでいる。前者は資本の構成を価値の側面からみたものであり、後者は生産過程で機能する素材の側面からみたものである。そして資本の技術的構成の変化が資本の価値構成に反映するかぎりにおいて、資本の構成を資本の有機的構成とよんでいる。この資本の構成を規定した現行版第23章冒頭のパラグラフは、フランス語版において新しく書き加えられたものを踏襲している。

初版においては、「第6章 資本の蓄積過程」「1) 資本主義的蓄積」「c) 資本主義的蓄積の一般的法則」が、現行版第23章第1節の第4パラグラフに書かれている「資本の増大は、その可変成分、すなわち労働力に転換される成分の増大を含んでいる。追加資本に転化される剩余価値の一部分は、つねに可変資本すなわち追加労働財源に再転化されなければならぬ<sup>1)</sup>。」に始まり、それに続けて、現行版で、

④6 他の不变な諸事情といっしょに資本の構成も不变だということ、すなわち、一定量の生産手段または不变資本が動かされるためにはつねに同量の労働力が必要だ〔初版では「不变資本を動かすためにはつねに同量の生きている労働が措定される〕」ということを前提すれば、明らかに、労働にたいする需要と労働者の生計財源とは、資本の増大に比例して増大し、資本が急速に増大すればそれだけ急速に増大する<sup>2)</sup>。

と叙述しているところでの下線部を資本の技術学的構成<sup>3)</sup>と書きあらわしている。そして現行版第23章第2節の冒頭に相当する箇所で、「蓄積が進行するにしたがって、生産手段の量とそれを動かしている労働力の量の割合に大きな変革がおこる。この変革はまた、不变成分と可変成分とよりなる資本価値の構成要素に転換した生産手段と労働力の割合の変動に反映する。私はこの構成を資本の有機的構成とよぶ<sup>4)</sup>。」と述べて、資本の有機的構成の規定をおこなっている。が、資本の価値構成、資本の技術的構成、資本の有機的構成の関係は、フランス語版や現行版におけるほどには明確でない。

『剩余価値学説史』では、「第23章 シエル・ビュリエ」の「5」において、

④7 生産資本のいろいろな要素のあいだの割合は二重に規定されている。

第一に、生産資本の有機的構成。われわれはこれを技術学的構成〔邦訳は「技術的構成〕の意味に解する。与えられた労働の生産力——これは変化が生じないかぎりは不変と仮定されてよい——のもとでは、それぞれの生産部面において、一定量の生きている労働（支払および不払）つまり可変資本の素材的諸要素に対応する原料や労働手段の量、つまり素材的諸要素から見た不变資本の量は、一定している。

(中略) これに変化が起こりうるのは、ただ、資本の両部分の技術学的な割合〔technologische Verhältnis, 邦訳は「技術的な割合〕」を変えるような変化が生産様式に生じた結果でしかない<sup>5)</sup>。

との叙述において、資本の技術学的構成なる語を用い、現行版での「資本の価値構成」のことを「資本の不变部分と可変部分の技術学的な割合」ということばで言いあらわしている。また第16章「3 (c)」では、

④8 不变資本にはいって行く商品の価値上昇は、蓄積された労働と生きている労働との技術学的な割合〔邦訳は「技術的な割合〕」が元のままだから、同額の貨幣で、より少ない蓄積された労働の充用と、またそのためにより少ない生きている労働の充用しか可能にさせないということを、ひき起こすのである。しかし、土地の生産性が同じで資本の技術学的構成〔邦訳は「技術的構成〕」が与えられている場合には、総生産物は充用労働量によって定まるのだから、充用労働量が減れば、地代もまた減らざるをえない<sup>6)</sup>。

のように、技術学的な割合といふことばを用いている。

けれども『資本論』初版では、「不变成分と可変成分とよりなる資本価値の構成要素に転換した生産手段と労働力の割合」のように、たんに「割合」と書きあらわして、資本の有機的構成を規定していることにもみられるように、『資本論』においては、『剩余価値学説史』で用いられた「技術(学)的な割合」なる語をみ

いだすこととはできない<sup>⑦</sup>。

すでに I—(1)で明らかにしたように、充用される生産手段の量とそれを充用するのに必要な労働量の割合は、生産過程（労働過程）の技術的性格をあらわしている。資本の構成についても、生産過程で機能する素材の面からみたばあいのそれを資本の技術的構成と名づけ、フランス語版では *technique*、現行版では *technisch* を用いて書きあらわしている<sup>⑧</sup>。

### 注

- 1) 『資本論』第I巻現行版、S. 640, 799頁。フランス語版、p. 269, 下271頁。
- 2) 同上現行版、S. 641, 800頁。初版、S. 599, 第2版、S. 637.
- 3) 初版では “die technologische Zusammensetzung”，第2版で *technologische* を削除している。
- 4) 『資本論』第I巻初版、S. 608.
- 5) 『剩余価値学説史』第3分冊、S. 374, 496—497頁。
- 6) Karl Marx, *Theoieren über den Mehrwert* (Vierter Band des “Kapitals”), Zweiter Teil, MEW Bd. 26. 2, S. 458. 大月版全集第26巻第2分冊、618頁。
- 7) 先に、引用④およびI—(1)の注8)での引用文に傍点を付しておいたが、これらの傍点の前後の記述と、引用⑦と⑧の下線部の記述とを対比してみると、『資本論』では「適当な割合」とか「この割合」とかで書きあらわしていて、「技術的な割合」なることばを用いずに記述していることが分かる。
- 8) 現行『資本論』第I巻、第7篇第23章第3節の第2パラグラフで書かれている「また追加資本の技術的変革は原資本の技術的変革を伴うからである。」(S. 658. 820頁。)の「技術的変革」は、すぐ後に続く叙述との関連で、明らかに「資本の技術的構成の変革」のことであることが分かるが、このばあいの *technisch* が、初版(S. 615.)においても第2版(S. 653.)においても（ただし現行版の「追加資本」が初版、第2版では「剩余資本」と書かれている。）*technologisch* で書きあらわされている。これにたいして同じパラグラフの「与えられた技術的基礎の上での生産の単なる

拡張として作用する中休み期間」という記述での「技術的」は、初版の *technologisch* を第2版では *technisch* に改めている。

なお付言すれば、同じ第3節の第3パラグラフの「資本の有機的構成や資本の技術的形態の変化はますます速くなり」(S. 659, 821頁。)との記述での「技術的形態」は、初版においても第2版においても *technisch* を用いている。

### III 科学の技術（学）的応用

マルクスは、生産過程への自然科学および技術学の応用を、労働の生産力すなわち資本の生産力を発展させる要因のひとつに数えあげ、「科学の技術（学）的応用」なることばを用いている。

すでに『要綱』において、

⑨ 資本の完全な発展は、労働手段が形式的に固定資本として規定されるばかりでなく、その直接的形態においても止揚のおこなわれたときにはじめておこなわれる——すなわち資本はそのときはじめてそれに照應した生産様式を指定したのである。そしてそれは固定資本が生産過程の内部で労働に対立して機械として登場するときであるが、生産過程全体はまた労働者の直接的機能のもとに包摂されたものとしてではなくて、科学の技術学的応用 [technologische Anwendung der Wissenschaft] として《登場する》ときもある。だから生産に科学的性格をあたえることは資本の傾向なのであって、直接的労働はこの過程のたんなる一契機におとされる。価値の資本への転化のばあいと同様に、資本の発展がよりすすむならば、資本は一方では生産諸力——この生産諸力のうちには科学もまた《ふくまれる》——のある一定のあたえられた歴史的発展を前提し、他方ではそれを推進し強制する、ということがしめされる<sup>⑩</sup>。（《》のなかは邦訳者による補足。）

のように「科学の技術学的応用」なることばを用いた叙述がみられる。

『資本論』第I巻においては、

⑩ 労働の生産力は多種多様な事情によって規定されており、なかでも特に労働者の熟練の平均的度

合、科学と科学の技術学的応用 [Wissenschaft und ihrer technologische Anwendbarkeit] の可能性の発展段階、生産過程の社会的結合、生産手段の規模および作用能力によって、さらにまた自然事情によって、規定されている<sup>2)</sup>。

⑤ 農業の部面では、大工業は、古い社会の保墨である「農民」を滅ぼして賃金労働者をそれに替えるかぎりで、最も革命的に作用する。こうして、農村の社会的変革要求と社会的諸対立は都市のそれと同等にされる。旧習になぞみきった不合理をわまる経営に代わって、意識的な、科学の技術学的応用が現われる。農業や製造工業の幼稚未発達な姿にからみついてそれらを結合していた原始的な家族紐帯を引き裂くことは、資本主義的生産様式によって完成される<sup>3)</sup>。

⑥ 労働の社会的生産力の発展は大規模の協業を前提し、ただこの前提のもとでのみ労働の分割と結合とを組織することができ、生産手段を大量的集積によって節約することができ、素材から見ても共同的にしか使用されえない労働手段、たとえば機械体系などを生みだすことができ、巨大な自然力に生産への奉仕を強制することができ、生産過程を科学の技術学的応用に転化させることができる<sup>4)</sup>。

のように「科学の技術学的応用」[technologische Anwendung der Wissenschaft]」を用いている。これらの引用において、大月版全集ではすべて「科学の技術的応用」と訳されているが、ドイツ語初版、第2版、現行版のいずれにおいても technologisch を用いて書きあらわしている。フランス語版では、引用⑤は叙述の変更もあって該当する箇所をみいだしえないのであるが、⑥と⑦については、application technologique で書きあらわしている。

一方、第7篇「第24章 いわゆる本源的蓄積」「第7節 資本主義的蓄積の歴史的傾向」のなかで、

⑧ この集中、すなわち少数の資本家による多数の資本家の収奪と手を携えて、ますます大きくなる規模での労働過程の協業的形態、科学の意識的な技術的応用 [bewußte technische Anwendung der Wissenschaft]、土地の計画的利用、共同的にしか使えない労働手段への労働手段の転化、結

合的社会的労働の生産手段としての使用によるすべての生産手段の節約、世界市場の網のなかへの世界各国の組入れが発展し、したがってまた資本主義体制の国際的性格が発展する<sup>5)</sup>。

と叙述しているところでは、ドイツ語初版、第2版では technologische Anwendung であるが、フランス語版においては「科学の技術への応用」[application de la science à la technique] と書き、現行版では technische Anwendung としている。

さらに、第13章第1節の

⑨ (機械による生産) 総過程が客観的に、それ自体として考察され、それを構成する諸段階に分解されるのであって、それぞれの部分過程を行なうことやいろいろな部分過程を結合することの問題は機械学や化学などの技術的応用 [technische Anwendung] によって解決される [フランス語版では「機械学や化学などを用いて解決される」] のであるが、もちろんその場合にもやはり理論的な構想は、積み重ねられた大規模な実際上の経験によって補われなければならない<sup>6)</sup>。

でのように、ドイツ語初版、第2版、現行版のすべてにおいて technisch で書きあらわしているところがあり、また同じ章の第1節での

⑩ ワットの第二のいわゆる複動蒸気機関の出現によってはじめて次のような原動機が見いだされた。それは石炭と水を食って自分で自分の動力を生みだし、その力がまったく人間の制御に服し、可動的であるとともに移動の手段でもあり、都市的であって水車のように田舎的でなく、水車のように生産を田舎に分散させないで都市に集中することを可能にし、その技術学的応用 [邦訳は「技術的応用」] という点で普遍的であり、その所在地に関しては局地的な事情に制約されることの比較的少ない原動機だったのである<sup>7)</sup>。

のように、ドイツ語版では初版、第2版、現行版のいずれにおいても technologische Anwendung であるにもかかわらず、フランス語版では application technique としている箇所がある。この引用⑩のばあいは、ワットの複動蒸気機関が生産過程において、あるいは交通・

運輸手段として利用するのに好適な原動機であることを述べているのであり、フランス語版での「技術的応用」の方がここでの文意によりふさわしいように思える。

機械制生産の時代が要請し近代科学として誕生した技術学は、自然科学の応用という側面をもっているが、生産の発展とからみあいながら、みずからの体系をもつひとつの科学として成長してきた。

自然科学にあっては、対象を純化した状態において基礎的概念や法則を把握し、理論の体系化がはかられる。これにたいして、生産を目的とする技術学は、技術学の対象としての生産過程をその構成諸要素に分解し、その基本的運動形態をみつけだすのであるが、さらに、分析によってえられた技術学的認識の体系化をはかることによって新しい技術の創造に寄与しなければならない。したがって、カルノー・サイクルも熱機関の理想サイクルであって、実際の蒸気機関の製作においてはカルノー・サイクルを完全に実現することは不可能であり、より実際に近いランキン・サイクルが適用される。交流回路理論もケネリーによる交流回路のベクトル的取扱いやインピーダンスの複素量表示、シャタインメットによる実効値概念の導入などによって電気工学として完成し、「電気の世紀」とよばれた時代を準備したのであった。このように自然科学の理論も技術学を介して生産技術に応用されるのであり、技術学もまた科学の一領域を占めるものであるならば、「科学の技術学的応用」と言いあらわそうが、「科学の技術的応用」とよぼうが、そこになにほどかの差異があるわけでもない。

それよりも、ここで特に、指摘しておかなければならぬことは、『資本論』第I巻における「科学の技術（学）的応用」という言いあらわしかたが、ドイツ語初版と改訂2版とが、すべて同一のことばで書きあらわされているということである。生産過程の技術にかんする叙述のばあいには、分業にかんするばあいを除いて、改訂2版において、初版での technolo-

gisch を丹念に technisch に書き改めているにもかかわらず、「科学の技術（学）的応用」については、すべて初版のままにしている。このことは、マルクスが、「科学の技術（学）的応用」と書きあらわすればあいの「技術（学）的」なる語と、生産過程の技術にかんして「技術（学）的」なることばを用いるばあいとを、明確に区別していたことを示している。

こんにちの時代では、「自然科学（あるいは技術学）の生産（過程）への応用」と書くのがよいのであろう。マルクスも、すでにみてきたように、フランス語版では「科学の技術への応用」（引用⑬）とか、「機械学や化学などを用いて解決される」（引用⑭）のように書きあらわしている箇所があるし、『要綱』においても、次のように「科学の生産への応用」と書いている箇所がある。

⑯ 大工業が発展すればするほど、現実的富の創造は、労働時間と充用された労働の量とに依存するよりも、むしろ労働時間中に動員される諸作用因の力 [Macht] に依存するようになる。そしてこれらの作用因はそれ自身ふたたび——それらの強力な効果はそれ自身ふたたび——それらの生産に要する直接的労働時間に比例しないで、むしろ科学の一般的な状態と技術学の進歩、すなわち生産へのこの科学の応用 [Anwendung dieser Wissenschaft auf die Produktion] に依存する。（この科学の、とくに自然科学の、そしてそれとともに他のあらゆる科学の発展は、それ自身ふたたび物質的生産の発展に比例する<sup>⑮</sup>。）

## 注

- 1) 『要綱』, S. 586—587, III 647—648頁。
- 2) 『資本論』第I巻現行版, S. 54, 54頁。初版, S. 6. 第2版, S. 15. フランス語版, p. 15, 上8頁。
- 3) 同上現行版, S. 528, 656頁。初版, S. 493—494. 第2版, S. 527. フランス語版, p. 217, 下148頁。
- 4) 同上現行版, S. 652, 814頁。初版, S. 610. 第2版, S. 648.
- 5) 同上現行版, S. 790, 994—995頁。初版, S. 744. 第2版, S. 792. フランス語版, p. 342, 下

457頁。

- 6) 同上現行版, S. 401. 496頁。初版, S. 366. 第2版, S. 395. フランス語版, p. 165, 下10—11頁。
- 7) 同上現行版, S. 398, 492頁。初版, S. 362—363. 第2版, S. 391. フランス語版, p. 164, 下7頁。
- 8) 『要綱』, S. 592, III 653頁。

#### IV 貨幣の理論における technisch

マルクスは、貨幣にかんする叙述のなかで「技術的」なる語を用いている。

『要綱』においても、

㊷ 流通の諸費用は運動費用に、つまり生産物を市場へ持ち込むための諸費用に帰着する。『この費用は』ある状態から他の状態への変換をとげるのに必要であるところの、労働時間である。この費用はすべて本来的には計算作業と、これに要する時間とに帰着する。(『このことは』特殊的・技術的な貨幣業務 [technisches Geldgeschäft] の根柢となる)<sup>1)</sup>。 (『』のなかは邦訳者による補足。)

のように technisch を用いているが、『経済学批判』においては『資本論』第I巻でのばあいと対照的に、以下にみられるように technisch なる語をしばしば用いている。まず「第1章商品」では、貨幣は商品交換を円滑におこなうために考えだされた用具であるとの説を批判している箇所での「技術的諸不便 [technische Unbequemlichkeiten]<sup>2)</sup>」や「技術的便宜 [technische Bequemlichkeit]<sup>3)</sup>」。「第2章貨幣または商品流通」「1 価値の尺度」では、

㊸ 金が価値の尺度となり、交換価値が価格となつていった過程を前提すれば、すべての商品は、その価格においては、さまざまの大きさのただ表象された金量であるにすぎない。金という同一物のこのようなさまざま量として、すべての商品は、互いに等置され、比較され、測られるのであって、そこで諸商品を度量単位としての一定量の金に關係させる必然性が技術的に (technisch) 発展し、この度量単位は可除部分に細分され、この

可除部分がさらにその可除部分に細分されることによって、度量標準にまで発展させられる<sup>4)</sup>。

同じ第2章の「2 流通手段」「c 鑄貨。価値章標」においては、冒頭で、

㊹ 金は流通手段としてのその機能では、独自なたちをとり、それは鑄貨となる。金はその流通を技術上の諸困難 [technische Schwierigkeiten] によって妨げられないよう、計量貨幣の度量標準にしたがって鑄造される。貨幣の計算名であるポンド、シリング等々であらわされた金の重量部分をふくんでいることをその刻印と形状とで示す金片が、鑄貨である。鑄造価格の決定ならびに鑄造の技術的業務も国家の担当となる [fällt das technische Geschäft der Münzung dem Staat anheim]。 (中略)

しかし、地金状態の金と鑄貨としての金との区別は、金の鑄造名と金の重量名との区別にすぎない。後者の場合に名称の区別であるものが、いまやたんなる形状の区別として現われる。金鑄貨は、るっぽのなかに投げこまれて、ふたたび簡単明瞭な金に転化ができるし、逆に金地金は、鑄貨形態をとるためには、ただ造幣局に送られさえすればよい。一つの形状から他の形状への転化と再転化とは、純粹に技術上の操作 [technische operation] として現われる<sup>5)</sup>。

そして、「価値の度量標準または鑄造価格のたんに技術的な発展 [technische Entwicklung]<sup>6)</sup>」のように。さらに「3 貨幣」では、「a 貨幣蓄蔵」の最初のパラグラフの「流通手段の貨幣への第一の転化は、貨幣流通そのもののたんに技術的な一契機 [technischer Moment] をあらわしている<sup>7)</sup>」。また「b 支払手段」での「鑄貨準備の場合のように鑄貨のたんなる技術的停滞 [technische Stockung]<sup>8)</sup>」のように、貨幣にかんする叙述のなかで technisch なる語が散見される。

『資本論』第I巻では、『経済学批判』における商品と貨幣の理論が全面的に改稿されて、「第1篇 商品と貨幣」として収録されている。が、たとえば引用⑨の前半部が、「第3章 貨幣または商品流通」「第2節 流通手段」の「c 鑄貨 価値章標」の冒頭で、

◎ 流通手段としての貨幣の機能からは、その鑄貨姿態が生ずる。諸商品の価格または貨幣名として想像されている金の重量部分は、流通のなかでは同名の金片または鑄貨として商品に相対しなければならない。価格の度量標準の確定と同様に、鑄造の仕事は国家の手に帰する [fällt das Geschäft der Münzung dem Staat anheim<sup>9)</sup>]。

のように改められているが、『経済学批判』のばあいとは異なって、下線部は *technisch* を用いずに書きあらわしている。このように『資本論』第Ⅰ巻では、貨幣にかんする叙述のなかで *technisch* を用いている箇所はいたって少なくなっている。『資本論』第1部では、現行版第1篇第3章「第1節 価値の尺度」において、

◎ 商品価値はいろいろな大きさの想像された金量に転化されているのであり、つまり、商品体が種々雑多であるにもかかわらず、同名の量に、すなわち金量に、転化されているのである。このようないろいろな金量として、諸商品の価値は互いに比較され、計られるのであって、これらの金量を、それらの度量単位としての或る固定された金量に關係させる必要性が技術的に [technisch, フランス語版では「技術的必然性 (nécessité technique) が」] 大きくなってくる。この度量単位そのものは、さらにいくつもの可除部分に分割されることによって、度量標準に発展する<sup>10)</sup>。

と、先の引用◎の文面が多少変えられた叙述において *technisch* を用いている箇所があるだけである。

『資本論』第Ⅲ巻では、第4篇「第19章 貨幣取引資本」での「商品取引資本の流通過程で貨幣が行なう純粹に技術的な諸運動 [technische Bewegungen]<sup>11)</sup>」、「技術的な諸機能 [technische Funktionen] に携わっている貨幣資本<sup>12)</sup>」、また、「貨幣支払や貨幣収納の單に技術的な操作 [technische Operation]<sup>13)</sup>」などにみられる、「技術的操作<sup>14)</sup>」。さらに、

◎ 貨幣取引業が媒介するのは貨幣流通の技術的操作であって、この操作を貨幣取引業は集中し短縮し簡単にするのである。貨幣取引業は、蓄蔵貨幣を形成するのではなく、この蓄蔵貨幣形成が自発

的であるかぎり、それをその經濟的最小限に縮小するための技術的手段 [technisches Mittel] を供給するのである。というのは、購買・支払手段のための準備金は、資本家階級全体のために管理される場合には、各資本家によって別々に管理される場合ほど大きくなる必要はないからである<sup>15)</sup>。

との記述での「技術的手段」など<sup>16)</sup>。その他、「技術的に決済すること<sup>17)</sup> [technische Ausgleichung]」、「貨幣流通の技術的媒介<sup>18)</sup> [technische Vermittlung]」、「技術的な諸契機<sup>19)</sup> [technische Momente]」、などのことばを用いている。

以上にみてきたように、貨幣の理論の叙述においては一貫して *technisch* を用いており、こうした用例は、おそらくは当時の経済学者の著作にみられる慣例であり、マルクスもそれらにしたがって書きあらわしたのであろう。けれども『資本論』第Ⅲ巻は、第Ⅰ巻のように、マルクス自身によって訂正・推敲を重ねたうえで刊行されたものではない。『経済学批判』においてしばしば用いられた *technisch* が、『資本論』第Ⅰ巻第1篇ではほとんど姿をあらわさないことをも考えあわせるならば、第Ⅲ巻での先にみた *technisch* についても、とりあえず当時の慣習的な用語法にしたがって書き綴ったものであり、もし、マルクスが自らの手で最終稿を完成させていたらば、おそらく第Ⅰ巻第1篇にみられるように *technisch* を用いずにその叙述を仕上げたに違いない、との推測も成り立つであろう。

## 注

- 1) 『要綱』, S. 513, Ⅲ564頁。
- 2) Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen ökonomie*, MEW Bd. 13, S. 36. 大月版全集第13巻, 35頁。
- 3) 同上, S. 42, 41頁。
- 4) 同上, S. 54, 53頁。
- 5) 同上, S. 87, 87—88頁。
- 6) 同上, S. 95, 96頁。
- 7) 同上, S. 104, 106頁。
- 8) 同上, S. 123, 125頁。

- 9) 『資本論』第 I 卷現行版, S. 138, 163頁。初版, S. 85—86. フランス語版, p. 51, 上105頁。
- 10) 同上現行版, S. 112, 129頁。初版, S. 58—59. 岡崎次郎訳国民文庫版『資本論第一巻初版』(1976年), 117—118頁および120頁。第2版, S. 76. フランス語版, p. 40—41, 上74—75頁。
- 11), 12) 『資本論』第 III 卷, S. 327, 393頁。
- 13) 同上, S. 328, 394頁。
- 14) 同上, S. 328, 395頁。
- 15) 同上, S. 333, 400頁。
- 16) 第5篇第31章第1節では、「貨幣資本の蓄積は、少しも現実の蓄積なしに、単に技術的な手段によって、たとえば銀行制度の拡張や集中、流通準備の節約、あるいはまた個人の支払手段準備金の節約によって、行なわれうるのであって、これらの準備金はこうしていつでも短期間貸付資本に転化させられるのである。」(S. 512, 633頁。)のように「技術的な手段」なることばを用いている。
- 17) 『資本論』第 III 卷, S. 333, 401頁。
- 18) 同上, S. 334, 401頁。
- 19) 同上, S. 334, 402頁。

### むすびにかえて

マルクスが、技術や技術学の歴史を勉強するさいに利用したボッペの『Geschichte der Technologie (1807年)』が、製粉、製紙、紡績など、生産技術の歴史についての著作でもあったように、生産技術としての技術を Technologie でも言いあらわしていた。おそらくこうした事情もあって、『資本論』初版の段階までは、貨幣にかんする叙述においては当時の慣習にしたがって technisch を用い、他方、生産技術にかんする叙述のばあいには technologisch を用いて書きあらわすというふうに使い分けていたのであろう。けれども『資本論』第 I 卷初版において、「第1章 商品と貨幣」(現行版では第1篇)の貨幣の理論をほとんど technisch を用いて叙述していることが、その過渡をなすものとみられるのであるが、ドイツ語改訂第2版を刊行するにさして、生産過程の技術にかんする叙述については、マルクス自身の生産技術の表象にしたがって、初版での technologisch

を technisch に書き改めたもの、と考えられる。こうしたこととは、マルクスが、生産過程の技術を、日常用語としての「技術」ということばで言いあらわされている事柄や科学としての技術学とは、明確に区別していたことを示している。

マルクスが表象していた生産技術を端的に言いあらわしているのは、『資本論』第 I 卷第4篇第12章、第13章での「技術的基礎(「初版では『技術学的基礎』」)」ということばであろう。マルクスは、労働手段としての機械、その最も発達した姿である工場の機械体系・機械の自動体系を、「工場制度自身の技術的基礎」「近代工業の技術的基礎」とよんで、

ただ伝動機の媒介によって一つの中央自動装置からそれぞれの運動を受け取るだけの諸作業機の編成された体系として、機械経営はその最も発展した姿をもつことになる。個々の機械に代わってここでは一つの機械的な怪物が現われ、そのからだは工場の建物いっぱいになり、その悪魔的な力は、はじめはその巨大な手足の莊重ともいえるほど落ち着いた動きで隠されているが、やがてその無数の固有の労働器官の熱狂的な旋回舞踏となって爆発するのである<sup>11)</sup>。

のように、その活動する姿態を描きだしている。

マルクスは、『資本論』において、生産過程の技術を言いあらわすさいの technisch (第1巻初版においては technologisch) なる語を、労働手段あるいは労働過程の客体的要因を念頭において用いている。技術的性格(初版では技術学的性格)なることばは、労働過程の主体的要因をも含めたものであるが、これは第3篇、第4篇での生産過程の技術を整合的に叙述するために、technisch の本来の用法を抜げて用いたものと、考えるべきであろう。

最後に。マルクスは『資本論』第 I 卷「第2版後記」において、

あちこちに見られる本文の書き改めは、文体に関するだけのものも多く、いちいちこれに立ち入ることは無用であろう。このような書き改めは本

書の全体にわたっている。それにもかかわらず、いま、パリで分冊で刊行されつつあるフランス訳を校訂するにあたって、私は、ドイツ語原文のいくつかの部分について、ある箇所ではもっと徹底的に書きかえることが、他の箇所では文體をもつと改めることが、あるいはまたときどきある書を違いをもっと入念に取り除くことが必要だったと感じている。それをやるためにには時間がなかつた。というのは、本書が売り切れになつていて、1872年1月にはもう第2版の印刷に取りかからなければならぬという知らせを私が受け取ったのは、やつと1871年の秋のことである。差し迫つた別の仕事をやつていてさいちゅうのことだったからである<sup>2)</sup>。（傍点強調は引用者による。）

と述べている。本稿においても、ドイツ語版での書き違いと思われる箇所があることを指摘しておいたように、「資本論」における *technisch* と *technologisch* なる語の検討にさいしても、上のマルクスのことばに留意する必要があることを教えている。けれどもこの「後記」は、フランス語版においてもドイツ語版での書き違いが完全に除去されたのではないことを示唆していること、さらに引用<sup>⑯</sup>の「技術的にも」をフランス語版で「技術学上の見地からみてさえ」と改めているばかりなど、むしろドイツ語原文の方が正確な記述と考えられる箇所もあり、二重の留意を必要とすると言えよう。

## 注

- 1) 『資本論』第1巻現行版、S. 402, 448頁。
- 2) 同上現行版、S. 18—19, 14頁。

## 〔付記〕

本稿は、1981年2月に脱稿したものを、およそ3分の2に圧縮し、注記はマルクスの著作のみに限定して再構成した。参照、引用させていただいた文献は次のとおりである。

## 参照・引用文献

- 1) 「第2回国際科学史及び技術史会議」（1931年、ロンドン）におけるE. コルマンの報告。唯物論研究会誌『岐路に立つ自然科学』（大畑書店、1934年）所収。
- 2) 三枝博音『技術の哲学』（岩波全書、1951年）、「用語（技術）の動搖について」の項。
- 3) 山崎俊雄「技術史学の方法」、講座マルクス主義哲学第3巻『現代科学と唯物論』（青木書店、1969年）所収。
- 4) 上林貞治郎編『経営経済学総論』（ミネルヴァ書房、1971年）「第11章 資本主義生産と生産技術」。
- 5) 北村洋基「技術と経済発展」、『現代と思想』第12号、青木書店、1973年6月。
- 6) 加藤邦興「科学」講座史的唯物論と現代 第1巻『人間と文化』（青木書店、1977年）所収。
- 7) 中村静治『技術論入門』（有斐閣、1977年）「第9章 技術の概念」。
- 8) 中村静治『現代技術論の課題』（青木書店、1978年）「VII 医療労働と技術論」。
- 9) 笹川儀三郎「『技術の概念』について2, 3」、『経済』185号、1979年8月。

（筆者 民間企業技術者）

## 「再生産論の具体化」と再生産論

一大島・中村論争に関連して一

高木 邦

### はじめに

1980年代の日本資本主義は、大きな転換期にあるものといえる。それは、一方での世界資本主義の構造的危機によるその再編の強制と、他方での高度成長期に生みだされた諸矛盾の構造的累積とを基本的原因として、日本資本主義の再生産構造の再編と転換が不可避的状況にあるということである。日本資本主義の現段階の危機的様相を特徴づける諸条件をその内的関連において明らかにすること、すなわち、日本資本主義の再生産過程把握によるその「対抗・展望」を示すことは、政治的危機の状況とも関連して喫緊のものとなっているのであり、その方法論的基準の確立こそが急務とされているものといえよう。

ここでは、日本資本主義分析のための方法=理論を確立するための第1次的接近として、山田盛太郎氏によって、『日本資本主義分析』(1934年。以下『分析』と略記。引用は岩波文庫版、1977年による)において採用された独自の資本主義分析の方法である「再生産論の日本資本主義への具体化」について検討を試みようとするものである。

『分析』の全成果が日本資本主義の「全機構」的把握の課題と「再生産論の具体化」の方法とに直結して理解されることから、『分析』の欠陥が「再生産論の具体化」の方法的難点として指摘されることが多いのであるが、しかし、まず明らかにされておかねばならないのは、日本資本主義分析において「具体化」されるべき山田「再生産論」=『再生産過程表式分

析序論』(1931年。引用は改造社版、1948年にによる。以下は『序論』と略記する)そのものにおける問題点であるといえよう。山田「再生産論」の独自の理論構成との関連において、『分析』の成果と欠陥を論じることが必要なのである。

『分析』においては、明治末期に日本資本主義の産業資本確立があったとされているのであるが、その産業資本主義段階の規定が1つの「型」として固定化され、「一般化」され、その後における日本資本主義の発展と拡大を「軽視」<sup>1)</sup>するものとして批判されることが多いのであるが、それは、一国資本主義分析に再生産論を「具体化」するというその方法的難点に由来するものではないということである。そこでは、山田氏の「再生産論」についての独自の理解と密接に関連している問題が多いのであり、その点を明確にすることなく、「再生産論の具体化」を方法論的に誤まりとされることには問題があるものといえよう。「再生産論の具体化」を一国資本主義分析の方法として採用するためにも、そのためにこそ、山田「再生産論」が再検討されねばならないのである<sup>2)</sup>。

「再生産論の具体化」の問題に関するものとしては、中村静治氏と大島雄一氏との間の論争(本誌29、32、33、35号。さらに、36号では鶴田満彦氏のコメントがある)がある。その論争は、極めて多岐にわたる論点においておこなわれているので、その論争の中から「再生産論の具体化」に関わる問題のみを取りあげて議論するということは適切ではないかもしれない。しかし、両氏の論争の中に、日本資本主義分析の方法論的基準を「再生産論の具体化」に求めよ

うとする場合に、看過しえない論点がいくつか提示されているのである。ここで、それらを手懸りとすることは、論争を前進させる意味においても有効であるかと思われる。いずれにしても、両氏の論争は、単に、両氏にのみ関わる問題としてではなく、日本資本主義の現段階把握の理論的基礎を深めるという問題意識のもとで、より発展させられ、実りのあるものとされねばならないものといえよう。

### (I) 「再生産論」の二部門分割と産業分類

中村静治氏は、「山田氏は軽工業、重化学工業をマルクス再生産表式の二部門分割に対応させているばかりでなく、『軽』と『重』のなかに生産力の発展段階の差が表示されるものとして議論をすすめている」([10] 68ページ)として、これに対して、「重化学工業と軽工業の区分はマルクス再生産表式のⅠ、Ⅱ部門にそのまま対応するわけはありません」([10] 63ページ)と批判され、総じて、重化学工業と軽工業の区分は、「当該工業の原材料および製品」に関わる問題であり、「それ自体経済学的にはなんの意味もないもの」([9] 170ページ)であり、「いまでは現実的把握にはたいした効力はなくなってきており」([9] 171ページ)、また、「生産力段階は『織維工業』『重化学工業』では把え切れるものではない」([11] 54ページ)のであり、それゆえ、「まぎらわしい、没概念的な重化学工業、軽工業といった言葉を安易に用いない方がよい」(同前)とされたのである。

この中村氏の批判は、重化学工業と軽工業との区分において資本主義経済の発展過程を解明しようとする試みに対する批判のみならず、工業統計表などの「二部門分割」による「再編」によって、再生産構造の全面的、数量的把握が可能になるとする一種の統計フェティシズムに対する批判をも含意しているものといえよう。経済学的にはなんら規定もなされていない工業統計、原統計から「再生産論の適用」という

「理論的媒介」による「再編成」において、「経済学的規定をもった包括的な統計数値」が析出されるものとして理解することに対しての批判でもあったのである。「工場統計表」などの二部門分割による「再編」によって明らかにされることとは、いわば「状況証拠」以上のものではないということである。問題の要点は、そのような「状況」を生みだした現実的諸条件を内的関連において解明することにあるのであり、それを統計表の再編によって置き換えることは誤まりでもあるということである。

ついで、中村氏は、この重化学工業と軽工業の区分が日本資本主義の再生産過程把握のために導入されることになったのは、「きわめて抽象的な論理次元の理論」であり、資本制生産の「純粹問題」として抽象的にのみ取り扱われねばならない再生産表式を、「歴史的につくられた特殊日本資本主義の再生産=循環の分析に適用=『具体化』できる、して差し支えないという考え方」([11] 54ページ)に基づくものであるとされ、「再生産論の具体化」という方法に立脚して、具体的に資本主義分析を試みようとする限り、「二部門分割を工業センサスの組みかえなどを通じて産業分類に当てはめて議論したくなるのは自然の成行である」(同前)とされているのである。

ここでは、「再生産論の具体化」という方法に立脚するがゆえに、産業構成を重化学工業と軽工業とに区分し、「二部門分割の産業分類への当てはめ」ということが生じるとされていることが問題であるといえよう。確かに、『資本論』は、その全3部をもって体系的に構成されているのであり、その体系的一貫性を無視してその部分的理論である再生産表式のみをその体系性からなり離して一国資本主義分析という具体的分析に適用しようとするることは誤まりである。しかし、山田氏においては、「再生産論」とは「経済学上の問題を考える場合」の「基礎」(『序論』『序言』1ページ)として、「再生産論」において「マルクス理論のトータルな把握」(『分析』(南) 287ページ)をおこなう

こととして理解されているのであり、それは、「社会的資本の総体の運動の形態並にその運動に内在的なるところの矛盾—即ちその理想的な照応の仮定の下においてさえも内在的なるところの対抗的な矛盾一を総括するための基礎理論を構成するもの」（『序論』「序言」2ページ）として把握されているのである。「再生産論」を『資本論』の全体系を貫く基軸の理論として理解し、『資本論』体系を「再生産論」に集約して理解しようということである。そこでは、「再生産論」は、「資本の総過程」の一部を構成する「資本の流通過程」のみをとりあつかう理論としてではなく、「資本の運動形態」の「究明」（『序論』245ページ）をその課題とする理論として発展的に規定されているのである。山田氏が再生産表式分析において社会的総資本の運動に内在的な矛盾をいかに総括しようとされているかということは、それ自体一つの論争点を形成するものであるが、いずれにしても、山田氏が「再生産論」に「資本主義経済構成の再生産の総括的表式」（『序論』「序言」3ページ）としての理論的規定を与えられたことと、一国資本主義の再生産過程把握を「再生産論の具体化」の方法においておこなうということとは密接に関連しているのである、それゆえ、「再生産論の具体化」についての方法的論議も、この「再生産の総括的表式」という「再生産論」の理論的規定についての「共通の理解」のうえに立ってなされるべきであり、それによってこそ論争を通してなんらかの成果のあることも期待されうるものといえよう<sup>3)</sup>。

以上のような中村氏の山田批判に対して、大島氏は、「再生産論の具体化」とは二部門分割の産業分類への「当てはめ」のことではないとして、「『重化学工業と軽工業の区分』が理論的に、再生産表式のⅠ・Ⅱ部門に『そのまま対応する』ものでないことは常識である。同時に統計的には、戦前、戦後をつうじて『重化学工業に分類される諸工業』を『第Ⅰ部門プロパーと看做して〔ほぼ〕大過ない』」（〔7〕48ページ）とされたのである。大島氏は、「再生産

論の具体化」を「理論的媒介と統計技術的媒介の二側面」において把握し、「後者は前者に規定される」（同前）こととして理解しなければならないとされているのである。それ故、大島氏は、中村氏の山田批判は、「再生産論の具体化」についての「方法論的な意味を全然理解していない」（〔7〕49ページ）ことの論理的帰結でしかないとされるのである。

ここで、大島氏の指摘される「再生産論の具体化」の「方法論的な意味」とは何かが問題であるが、それは次に問題にすることにして二部門分割の産業分類への当てはめに關わる問題とは、「再生産論の具体化」の「統計技術的媒介」の側面における問題として提起されているということである。中村氏の批判は、「理論的媒介」に規定されたものであるとしても、重化学工業と軽工業との「統計再編」には問題があるということなのである。

大島氏は、二部門分割についての「理論的」規定と「統計技術的」規定について、「理論的な『表式分析』＝実現理論のレベル」では、「諸産業部門」は、「生産物＝『商品資本』素材を基準に、生産的消費と個人的消費の二大部門に区分される」のであるが、しかし、「再生産論の特殊資本主義への具体化のレベルでは、現実の産業部門の区分が問題となる」のであり、それゆえ、「このレベルでは、諸産業部門は、現実の産業部門を基準に『生産力表現』を考慮した二大部門に区分されねばならず、生産的消費と個人的消費とが混在することも生じる」（〔6〕16ページ）とされているのである。

そこでは、表式分析における二部門分割の「基準」が「生産物＝『商品資本』素材」に求められ、それが生産的消費と個人的消費の二大部門に区分されるとされているのである。しかし、産業部門を生産物の「素材」を「基準」にして区分することと、生産的消費と個人的消費とを「基準」にして区分することとは、全く別のことである。前者においては生産過程の成果としての生産物W'（商品資本）が素材的相違によって二大部類に区分されるということであ

り、後者においては生産物の生産過程における機能規定の相違を先取りした形で生産物が生産的消費と個人的消費とに区分されるということである。前者は、いわば商品資本の視角における区分であり、後者は、生産資本の視角からの二大部門への区分である。この両者の二大部類が照応するのは、社会的総生産物  $W'$  が生産的消費と個人的消費のいずれかにしか入りこみえないことが先駆的に想定される生産物から構成されている場合である。しかし、資本制生産の発展、労働生産性の上昇による社会的分業の進展は、社会的生産諸部門の多種多様化をもたらすのである。それは、社会的総生産物の中で生産的消費にも個人的消費にも入りこみうる生産物の比重がますます増大するということに他ならないのである。それゆえ、資本制生産の発展とともに二部門分割について「素材」を基準にする場合と生産的消費と個人的消費を基準にする場合との間の不照応がますます大きくなっていくものといえよう。

「生産物 = 『商品資本』素材」を基準にして生産諸部門を二大部門に区分するということは、山田氏が『序論』において「素材視点、二部門分割、生産力表現」（『序論』28ページ）とされたことに対応するものである。これに対して、生産的消費と個人的消費の区別による二大部門への分割こそは、『資本論』におけるものである。マルクスは、年間生産物の再生產を考察するならば、それは、「社会的生産物のうちの資本を補填する諸部門すなわち社会的再生產を含むとともに、消費財源にはいて労働者と資本家とによって消費される諸部門を含んでおり、したがって生産的消費とともに個人的消費を含んでいる」(Kon. II. 395)としたうえで、社会的総生産物は、「生産手段。生産的消費にはいるよりほかはないかまたは少なくともはいることのできる形態をもつ諸商品」、「消費手段。資本家階級および労働者階級の個人的消費にはいる形態をもつ諸商品」(Kon. II. 398)という二つの大きな部門に分かれるとしているのである。そこでは、商品資本の「素材」を基準

にして二部門に分割するということではなく、生産的消費と個人的消費の区分がまずあり、それらは素材としてみれば生産手段と消費手段とに区分できるということとして問題にされていくのである。

それゆえ、大島氏が「再生産論の特殊資本主義への具体化のレベル」において生産的消費と個人的消費の「混在」が生じるとされていることも、「素材視点」による二部門分割に立脚したことの結果に他ならないのであり、「理論的な『表式分析』 = 実現理論のレベル」においてすでに胚胎していた問題が「具体化のレベル」において顕在化したものに他ならないのである。

ついで、大島氏が「再生産論の特殊資本主義への具体化のレベル」では、「現実の産業部門」を「基準」に、「生産力表現」を「考慮」して、「諸産業部門」が二大部門に区分されることになるとされていることであるが、「現実の産業部門」を「基準」にして二部門分割をおこなうということは、「素材」を「基準」にしての分割を言い換えたものであるといえよう。その「素材」の「基準」に対して、「生産力表現」を「考慮」するということは、生産諸部門間の二大分類が同時に「生産力段階の差」を反映するということを前提にしているということである。換言すれば、一定の生産力水準にはそれに対応した生産部門間の構成比が存するものとの想定が暗黙のうちになされているということである。この点は、山田「再生産論」の大きな特徴点でもあるので、後に問題にすることにする。

かくて、大島氏は、二部門分割について理論的に相違する「二つのレベル」の区別を強調されるのであるが、しかし、そこでは二部門分割の「基準」が「素材視点」であること以上のことを明らかにされているわけではないのである。しかも、この「素材視点」による二部門分割にこそ諸産業部門を重化学工業と軽工業とに区分することの「理論的」根拠が存していたのである。換言すれば、再生産表式の基礎範疇としての「二部門分割」と「三価値構成」とが

「素材視点、二部門分割、生産力表現」と「価値視点、構成 C + V + M 生産関係表現」(『序論』28ページ)として、機械的に分離され、並列的に把握されていたことの必然的結果として、重化学工業と軽工業の区分による統計再編が試みられることになったということである。この二範疇の並列的把握は、再生産表式分析の軸線が「『価値』及び『素材』の二重の見地」(『序論』23ページ)において把握されていることと関連しているのであり、その「二重の見地」こそが「労働の二重性把握」であるとされていることによるものである。しかし、生産諸部門の二大部門への分割は、総生産物を「素材」を基準にして二大分類するということではなく、社会的総生産物を三価値構成において把握するそのことに立脚しているのであり、その三様の価値の社会的再生産が可能であるためには、社会的総生産物が二大分類されておかねばならないということによるものである。社会的総生産物の価値的、素材的補填の問題において、その二大分類の「絶対的妥当性」が主張されうるものも、社会的総生産物の三価値構成把握と二部門分割とが理論的に密接に関連していることによるのである。

中村氏は、戦後において山田氏によって試みられた産業連関表の再編については問題にされていないのであるが、そこでは、重化学工業と軽工業の区分におけるとは別個の、再生産表式と産業連関表との連関性に関わる理論的問題が存しているものといえよう。大島氏は、山田氏によって作成された「産業連関・『概括』表」(『日本農業生産力構造』1960年起点)とは、「産業連関表を、『生産的部門と流通的部門とに再分類』『製造業にかんする諸部門を8部門に再把握』し『総じて生産力段階を表示』すべきものとして再構成」されたものであり、それゆえ、その「概括表」は、「第Ⅰ・第Ⅱ部門の比重、物的生産部門・製造業諸部門・第Ⅰ部門等についての内部循環の構造、生産と消費の比重を明示するもの」であり、「表式における I C 部門の肥大化とその内部循環によって運動する

戦後段階=全般的危機の第二段階を反映し、その段階の特質と矛盾を分析すべき表式論的基準をあたえるもの」([2] 12ページ)となっているとされ、それを「産業連関表のマルクス主義的再構成」(同前)を意味するものとして規定されているのである。

まず、指摘しておかねばならないのは、産業連関表は、ワルラスの一般均衡論に基づくものであり、その点において、労働価値論に立脚する再生産表式とは理論的性格を決定的に異にするということである。連関表における n 部門分割は、全く素材的視点によってのみおこなわれているのに対して、表式における二部門分割は、社会的総生産物の再生産の視点においておこなわれているのである。それゆえ、連関表における部門分割を再構成しても、表式分析における二部門分割が得られるというものではないといえよう。両者における部門分割の理論的根拠の相違していることこそが重要なのであり、単に抽象水準の相違に還元されるという性格のものではないのである。その理論的規定からすれば連関表によって解明される世界は、表式分析における両部門の不变資本の補填に関わることである。それゆえ、連関表は、資本制生産の再生産過程の全機構を総括的に提示するものとしての再生産表式の一構成部分としての意義をもつものでしかないといえよう。この点は、連関表において、表式の拡大再生産の条件に照応するものは析出しえないということを考えれば、極めて明瞭である。大島氏は、産業連関表=「概括表」を再生産表式の理論的発展として、両者を同一の理論的系譜におけるものとされているのは、表式の二部門分割において「生産力段階」を設定されることと関連しているのであり、部門分割の根拠を素材視点におくことの結果でもある<sup>4)</sup>。

## (Ⅱ) 「再生産論の具体化」における「理論的媒介」について

大島氏は、「再生産論の日本資本主義への具体化」においては、その「方法論的意味」を理

解することが決定的に重要であるとされたのであるが、それは、「理論的媒介」としてなにを設定するかという問題に還元されるものといえよう。そこでは、マルクスの「再生産論」を、分析対象としての「資本主義の歴史段階的構造的特性」（〔1〕74ページ）を反映するものとしていかに「具体化」するかということが問題とされたのである<sup>5)</sup>。

大島氏は、「山田氏においては、『再生産論』が、抽象的には、『社会的資本の総体の運動の形態』と『その運動に内在的なるところの矛盾』とを『総括』する『基礎理論』とされ、その構造論＝危機論としての『具体化』が、『資本主義経済構成の再生産的総括』と『変革の基底に貫き徹す鉄の如き必然性』との分析『基準』としてあたえられる」（〔6〕13ページ）とされ、その「再生産論」＝「基礎理論」の「構造論＝危機論としての『具体化』」とは、「表式分析が、『資本主義の一般的危機の局面』での『資本主義経済構成』の規定的要因となる『軍需品生産の場合』（『転化式（3）』）に展開される」（〔6〕7ページ）ということであるとされているのである。

「再生産論の具体化」における「理論的媒介」とは、『分析』に先立って執筆され、『分析』との理論的連繋を指摘された『序論』のことであり、特に、戦後版において新しく「特殊的規定」として挿入された軍需品生産部門を含む「転化式（3）」（『序論』137～9ページ）のことであるということであり、「転化式（3）」こそが「全般的危機の段階」における一国資本主義分析の「基準」としての意味をもつものであるということである。

大島氏は、「転化式（3）」の意義は、「ロシア革命後の資本主義の全般的危機の第一段階を反映」（〔2〕11ページ）していることにあるとされている。「転化式（3）」は、軍需品生産部門を含む再生産表式であることにおいてその特徴が規定されるのであるが、そのような表式は、「戦時経済＝経済軍事化の理論的表現」（〔3〕137ページ）としての意義をもつ

ものであるということである。そこでは、「全般的危機」のもとにおける資本主義経済の基本的構成が、経済的に全く異質の軍需品生産部門の再生産過程における定置として把握されているのである。軍需品生産が社会的生産のなかで特殊的に大きな比重を占め、一国の再生産機構において独自の機能を果し、決定的契機として立ち現れることにおいて「全般的危機」の経済が理解されているのである。しかし、それは同時に、「全般的危機」の経済を、即、軍事経済としてのみ把握し、資本蓄積の特殊的動態において再生産機構が規定されるものとしては理解されえないということでもある。資本制経済の運動が資本制生産に固有の内在的矛盾の展開として把握されるのではなく、軍需品生産の動態に規定されるものとして、それゆえ、軍需品生産と民需品生産の対抗関係として把握されるということである。それは「全般的危機」の特徴を政治の経済に対する優位性において規定することである。

「転化式（3）」においては、軍需品生産部門（M）は第Ⅱ部門の副次部門として規定され、そのMに対応してM用の生産手段生産部門が第Ⅰ部門の副次部門（IM）として規定されている。そこでは、単純再生産についてのみ問題にされているのであるが、しかし、その場合においても社会的総生産物の一部分が軍需品用として「特立」されるならば、第Ⅱ部門においてはMの大きさだけの民需品生産の縮小が生じ、第Ⅰ部門においてはIMの大きさに等しいだけの民需品生産用の生産手段の縮小が生じるということが明らかにされているのである。軍需品生産は、従来の社会的生産物の再生産をそれだけ「制限」することなのである。

山田氏は、軍需品生産の再生産における特徴は、「量的には一つの社会的生産」内部において、剩余価値のうちの、相対的比列によって決するというよりもむしろ、相手国との相対関係によって、したがって一つの社会的生産内部の相対的比列から独立して規定される」ということにあるとされている。すなわち、「転化式

(3)」は、単純再生産の場合における軍需品生産を問題にしたのであるが、拡大再生産のもとでは、軍需品生産に対する需要の大きさが独立変数として外的に与えられ、それが再生産過程の変動の全規制因として現れることとして論定されるということである。それは、資本制経済の動態の基本的起動因を軍需品生産に求めるということに他ならないのである<sup>6)</sup>。

軍需品生産部門を含む再生産表式において、軍需品生産が社会的生産物の「制限」として現れ、再生産過程を主導する要因として規定されるものとすれば、その論理的必然として軍需品生産が「再生産=循環の内的自律的な規制を破壊する要因」であるとされることになる。軍需品生産は、資本制経済の「構造破壊の要因」であるということである。しかし、再生産過程の構造的崩壊の基本的契機を軍需品生産において設定するということは、資本制経済の基本的な矛盾を軍需品生産と民需品生産との対抗において把握するということに他ならないのである。それは、資本制生産の発展と拡大の過程が矛盾を累積させ、一定期間の後には恐慌による一時的、暴力的解決を通して展開するものとして把握するということではないのである。資本制生産は、その内在的な矛盾のゆえに、混乱と動搖の過程を通してのみ発展と拡大を実現していくのであるが、「転化式(3)」において想定される経済は、それとは異なり、軍需品生産と民需品生産との対抗関係を基軸として展開することなのである。換言すれば、そこでは「全般的危機」の経済は、政治的優位性と主導性のもとに展開するものと想定されているということである。

大島氏は、『分析』のおかれた「歴史的地平」が「ロシア革命を経た『世界的規模』での『資本主義の一般的危機』の局面」であり、そのようなもとでは、日本資本主義の生涯の「合理的把握」=崩壊の必然性こそが課題とされねばならないがゆえに、「転化式(3)」を戦前期日本資本主義分析の「理論的媒介」として設定されねばならないとされたのである。山田氏

においては、レーニンの『ロシアにおける資本主義の発達』(1899年)は、「再生産論の特殊資本主義への具体化の問題における典型」(『分析』12ページ)であるとされているのであるが、『分析』の「理論的媒介」が『発達』におけるように「市場形成理論」ではなく軍需品生産を規定的契機とする「転化式(3)」に求められたのは、『分析』における基本的課題が、「一般的危機」における日本資本主義の「資本主義生成」の問題にではなく、「資本主義崩壊」の問題におかれていたことによるものであるということである。

『発達』においての「歴史的地平」は、世界資本主義のなかでの特殊資本主義の生成ということにあり、それゆえ、そこでの「理論的媒介」は、資本主義生成論に求められたのであり、「再生産論の具体化」は、「国内市場形成論=実現理論の方向」([6] 6ページ)でおこなわれたということなのである。これに対して、『分析』においては資本主義崩壊論として、「構造論=危機論の方向」での「再生産論の具体化」がおこなわれたのであり、「転化式(3)」が「理論的媒介」として設定されたということである。

しかし、「転化式(3)」を日本資本主義の分析「基準」として設定することは、日本資本主義の再生産機構を破壊せしめる基本的契機が軍需品生産であり、日本資本主義の崩壊をもたらすものは戦争であるということを当初から想定するということに他ならないのである。日本資本主義の再生産機構が軍需品生産の主導する再生産過程として規定されるならば、日本資本主義がひとたび確立してしまえば、問題の中心はその日本資本主義の再生産機構が軍需品生産の膨大化の故にいはずれは崩壊せざるをえないということにおかれることになり、日本資本主義の内部構造に生じた変化や発展も軍事的資本主義の崩壊過程としてのみ把握されざるをえないものといえよう。そこでは、日本資本主義の構造的変動ということは、およそ方法的に問題になりえないということである<sup>7)</sup>。

「転化式（3）」においては、資本制生産の動態が軍需品生産によって規定されることを明らかにしようとしているのであるが、それは、資本制生産に固有の矛盾を軍需品生産と民需品生産（本来の生産）との対抗関係において把握するということでもある。そのことは、山田氏においては、矛盾は、資本制生産の内部に存在するものとしてではなく、資本制生産とその外囲との間に存在するものとして理解されていることと密接に関連しているのである。それは、再生産論についての独自の理解に関わるものもある。ここで、その点について簡単にみておこう。

山田氏は、二部門分割は、「生産力表現」であり、「二部門への総括は、生産力の発達の程度を示す基準をなして居る」（『序論』26ページ）とされているのであるが、二部門分割がこのように生産力水準と結びつけて把握されていることに、全問題の基礎が存するものといえよう。二部門分割において「生産力の発達の程度」を見ようということは、表式の構造上の問題としては、所与の生産力水準のもとでは、両生産部門の構成比率にして変化がないということを前提することに他ならないのである。表式を代数的に表現してみれば明らかであるが、両部門の構成比は、所与の生産力水準のもとでは一定の範囲内においてではあるが弾力的に変化することができるのであり、資本蓄積率、特に、第I部門蓄積率の時系列的変動状況に対応して変化するところにその特徴を有するのである。しかし、山田氏は、生産力水準が一定であればそのような資本蓄積率の変動による部門構成比の変化が惹起されえないものとして、あるいは、生産力水準の上昇に対応的に部門構成比も変化するものとして、再生産表式の構造を規定されたのである。そのような表式理解から帰結されることは、部門構成比が生産力水準に照応的でなければ、円滑な再生産の進行が不可能になるということであり、したがって、再生産過程の攪乱=恐慌が惹起されるということである。

山田氏は、再生産表式と恐慌の問題につい

て、表式に立脚することによって、恐慌は、「資本家的生産の全機構震撼の問題」（『序論』79ページ）として与えられることになるのであるが、しかし、表式分析においては、「恐慌の原因」は包含されないとされているのである。それは、部門構成の変化を惹起する契機というようなものは、資本制生産の内的構造においてではなく、その外的関係において、従って本来の経済の生産諸部門とは異質のものである軍需品生産部門の動態において与えられるということである。それは結果的には、表式と恐慌の関係を否定するものもある。

ところで、『資本論』における表式分析は、具体的な数値例により、生産力を一定とし、第I部門蓄積率を年々50%と想定しているのであるが、そのような前提のもとでは確かに所与の生産力水準のもとでは部門構成比の変化も惹起されえないものである。しかし、それは、生産力水準と部門構成比が照応的であることを意味しているのではなく、第I部門蓄積率が年々50%と想定されたことの結果に他ならないのである。

『資本論』の場合でも、第I部門蓄積率が変化するならば、部門構成比にも変化が生じることは明らかである。この点は、具体的な数値例に依拠している限りそれほど簡単に示されないが（例えば、マルクス表式の場合、均等的発展は第2年度以降のみに妥当するというように）、代数式において見れば極めて容易なことである<sup>8)</sup>。

拡大再生産の条件を基準として、両生産部門の構成比は、第I部門蓄積率を変数としても、両部門蓄積率を変数としても表現出来るのであるが、そこで明らかなことは、均衡条件が維持されるとしてもその変数の変化によって部門構成比が変化するということであり、部門構成比に一定の弾力性が存するということである。部門構成比が所与の生産力水準のもとで一義的に決定されるのは、蓄積率がゼロの場合であり、単純再生産の場合に限定されるのである。それゆえ、所与の生産力水準に部門構成が照応するという想定は、この単純再生産にのみ妥当する

ことを不當に一般化したものであるといえよう。それは、「再生産論において『単純再生産』の分析が一般的基礎である」（『分析』10ページ）とされ、資本制生産の動態の契機が資本蓄積の運動にあることが全く捨象されていることとも対応しているのである<sup>9)</sup>。

山田氏は、 $I(V+M) = II C$  という単純再生産の場合の両部門間の取引関係は、「単純再生産の絶対的基礎」（『序論』42ページ）であるとともに、再生産の「決定的条件」（『序論』43ページ）でもあるとされている。両部門間の取引関係が再生産の「決定的条件」であるということは、両部門の関係が一義的、固定的であることを表現したものであり、その意味において、再生産の条件が「決定的条件」であるということは、単純再生産の場合にのみあてはまることなのである。両部門の関係が弾力的でありうる拡大再生産の場合には、それは「決定的条件」として規定されえないものといえよう。山田氏がそのように主張されているのは、二部門分割において「生産力の発展段階の差」をみようとしたことの必然的帰結でもある<sup>10)</sup>。

山田氏においては、生産部門間の構成比が固定的に把握され、そのために再生産の条件が「決定的条件」として規定されることになっているのであるが、そのことは、再生産論の考察において部門構成比の変化を惹起していく資本蓄積の循環的変動については問題対象たりえないということを意味しているのである。山田「再生産論」においては、資本蓄積の動態を通しての再生産過程の構造的变化としての資本制生産の展開を方法的に把握しえないということである。

大島氏は、山田氏の資本主義分析の方法の問題に関連して、「循環論をこえた構造論としての資本主義分析は、再生産論の適用 = 『具体化』の方法以外はありえない」のであり、「資本・土地所有・賃労働の内的関連=相互規定の解明を中心におくことによって、循環分析をこえた構造分析のための理論的出発点をあたえている」（〔3〕138ページ）とされている。大

島氏は、山田「再生産論」を「循環論をこえた構造論」として総括されているのであるが、それは、資本制生産の展開過程を循環的変動を通しての構造的变化の過程として把握するのではなく、所与の生産力水準に照応する再生産構造の確立とその崩壊の過程として把握することを端的に表現したものである。資本制生産の展開過程とは、資本蓄積の循環的変動の過程を通して再生産の構造的变化を惹起していく過程であり、それは、資本制生産が一方では自からの存在を肯定する条件を創出しながらも、しかし、結果としては自からの止揚の客観的、主体的条件を創出していく過程であるということである。『資本論』の著者が解明を意図した「近代社会の経済的運動法則」とは、この循環的運動による構造的变化としての資本制生産の動態の法則的把握のことであり、資本制生産の肯定的把握による否定的理解の方法のことにはならないのである。

循環論を欠落させた構造論を日本資本主義分析の基礎理論とするならば、日本資本主義が生産力水準に照応した再生産構造（=部門構成）をひとたび確立するならば、その構造的变化が日本資本主義の危機の深化の過程として規定されることになるものといえよう。すなわち『分析』において、日本資本主義の生涯の「合理的」把握とは、その再生産過程における「型の編成」と「型の分解」として規定されたのであるが、その「再生産論」的根拠は、二部門分割における「生産力段階の差」の把握によるものであり、「素材」基準による二部門分割によるものであるといえよう。

### （Ⅲ）「再生産論の具体化」と「産業資本確立過程の規定」について

『分析』においては、「産業資本確立過程の規定」が日本資本主義の再生産過程把握の「鍵」であり、「問題把握の基礎」（『分析』11ページ）であるとされ、それは、「生産旋回と再生産軌道定置との連繋の具象化」（『分析』31ページ）を意味するものであるとされて

いる。戦前期日本資本主義を分析対象とした場合における「再生産論の具体化」とは、「産業資本確立の過程」を規定することとして理解されているのである。それゆえ、次の問題は、「転化式（3）」を分析「基準」としていかなる「産業資本確立の過程」が規定されることになったのかを明らかにすることである。

大島氏は、「産業資本確立の過程」の「規定」について、それは「たんに戦前日本資本主義の『特殊性』を理解する『鍵』などといったものではなく、なによりも、『一般的危機』（その最終局面）の『合理的把握』のための『鍵』であり、それをつうじての、『分析』の戦略規定の『合理的』理解と、この戦略に向けての『プロレタリアート』の戦術的配置の『合理的』活用とを呼び掛ける『鍵』に外ならない」（〔6〕17ページ）とされている。

それは、日本資本主義の成立過程そのものに、その生涯の「合理的把握」、日本資本主義の崩壊の解明のための「鍵」が存するということである。換言すれば、日本資本主義の崩壊の必然性の「鍵」を明瞭にすることにこそ、「産業資本確立の過程」の規定の意義があるということである。しかし、そのような「政治的」要請と「産業資本確立の過程」を規定することとが結びつけて理解されたところにこそ、『分析』において種々の難点が生じることになった原因があるものといえよう。

ここでは、『分析』において「産業資本確立」の「一般的規定」が正しくなされているにもかかわらず、その特殊具体的な日本資本主義への適用において、再生産論の視角からすれば若干の問題が内包されていることをみておこう。「産業資本確立」に関する問題については従来とも論じられてきた（〔12〕など）のであるが、それを再生産論の問題として考えるということである。

山田氏は、産業資本の確立規定について、「一般的には、生産手段生産部門と消費資料生産部門との総括に表現せられる社会的総資本の、それ自体の本格的な意味での再生産軌道へ

の定置によって示され」、「特殊的には、衣料生産の量的および質的な発展を前提条件とする所の、労働手段生産の見透しの確立によって示される」とされ、日本資本主義の場合には、衣料生産における綿業と絹業との二系列の「原料取得から加工精製」に至るまでの諸分化工程を基準とする「生産旋回＝編成替え」の展開があり、八幡製鉄所、鞍山製鉄所の設立、「造船＝製艦技術」の確立のみられる「ほぼ明治30年ないし40年の頃」（『分析』31～2ページ）が、産業資本主義の確立時期であるとされるのである。

ここで、産業資本の確立を「一般的」には社会的総資本の「再生産軌道への定置」において規定するということは、単に、個別の生産部門において原料取得から加工精製に至るまでの再生産軌道が確立するということではなく、生産諸部門間において一定の再生産的取引関係が成立するということにおいて、産業資本確立の指標とするということである。生産手段生産部門と消費資料生産部門との間において「再生産の条件」が成立するような状況の現出において、産業資本確立の指標とするということである<sup>11)</sup>。

これに対して、「特殊的規定」とは、「衣料生産の量的、質的発展」と「労働手段生産の見透しの確立」において与えられるということである。衣料生産の発展を前提条件として、それに続いて「労働手段の生産」が展開していくのであるが、産業資本確立の「要件」（『分析』34ページ）としては、そのための「労働手段生産の見透しの確立」が与えられればそれでよいということである。しかし、そのことは、「衣料生産の発展」と「労働手段生産の見透しの確立」の二契機が夫々別個に、独自的に規定されるということではない。二契機の間には「再生産の条件」が成立しているという前提のもとで、それら二契機が産業資本確立の指標としての意義をもちうるということである。単に、「労働手段生産の見透しの確立」があることが重要なのではなく、「衣料生産の発展」を「前

提条件」とするような「労働手段」の生産についての「見透しの確立」ということがそこでは重要なのである。

山田氏は、資本主義発達の古典的形態としては、「まず、消費資料生産部門発達指標=衣料生産発達表徴=紡績機械創製があり、後に、生産手段生産部門完成指標=工作機械解決完成表徴=旋盤創製が続く順序をとる」（『分析』103ページ）とされている。それは、「旋盤創製」において産業資本確立の指標をみるとことでもあるが、その際の「旋盤創製」とは、「紡績機械製造」と一定の関連をもつものとして意味があるのである。紡績機械の製造を可能にする限りで、「旋盤創製」が産業資本確立の指標たりうるのである。「衣料生産の発展」が産業資本確立の「前提条件」であるとされたのは、そこで問題にされる「労働手段生産」の内容を規定するということであったのであり、それこそが二部門の社会的生産における「定置」を「一般的規定」としたことの具体的な内容である。「旋盤創製」は、紡績機械製造によって規定され、「起動点」を与えられるものとして、産業資本確立の指標となりうるのである。しかし、山田氏においては、この二契機は、機械的に分離され、並列的なものとして理解されて日本資本主義の分析に適用されているのである。

『分析』では、さらに、「産業資本確立過程の規定」に関連して、「基本原料（鉄、石炭）」の確保と「基本技術（工作機械=旋盤製作）」の成立が「決定的意義をもつ」（『分析』159ページ）とされている。しかし、それら二要素が産業資本確立において「決定的意義」をもつとされるのは、「衣料生産の発展」という「前提条件」のもとにおいてである。それらが紡績機械製造と関連をもつ限りにおいてのことである。それゆえ、明治38年に、「陸海軍御用工場池貝」で、「フランスの仕様書に基く米国式旋盤の完全製作」がおこなわれたことにおいて、「日本資本主義の場合における産業資本確立の一表象〔特殊性〕」（『分析』160ページ）の

刻印を見るといふことも、その「旋盤の完全製作」が紡績機械の製作と密接な関連をもつことでなければ意味がないものといえよう。日本人の手で初めて機械による機械の生産を可能にする旋盤が完全に製作されたということは、日本における工作機械製作の歴史を画するものであるとはいえる、そのこと自体をもって産業資本確立の指標とすることはできないということである。

しかも、山田氏が『分析』において具体的に日本資本主義の再生産過程を分析された結果は、「旋盤製作」と「紡績機械作製」との間になんらの連関性もないということであったのである。山田氏は、「日本資本主義の基本矛盾=脆弱性を反映するもの」は、「工作機械=旋盤製作における日本の劣位」（『分析』160～1ページ）ということであるとされている。それは旋盤製作が紡績機械の技術的基礎たりえていないことにこそ、日本資本主義の特殊性が存するということである。しかし、衣料生産部門用の労働手段供給に対しての生産力の基盤、技術的基礎を欠落させたままでは、一国における産業資本の資本としての自立をいうことができないのであり、資本制生産がそれにふさわしい技術的基礎をつくりだし、自分の足で立つにいたったとはいえないでのある。

山田氏は、日本資本主義の再生産過程における特殊性は、「一方においては軍事機構領域において、造兵製艦の技術的世界水準凌駕=自給独立実現を遂げえた所なるにかかわらず、しかも、他方においては、広大なる展開の衣料生産部門用の労働手段生産領域における未熟性」という「畸形的構造」（『分析』104～5ページ）にこそあるとされ、「軍事工業における生産装置の優位と一般的な生産低位との顛倒的矛盾」、「工作機械=旋盤製作の劣位=低位」（『分析』165ページ）ということこそは、日本資本主義の軍事的半農奴制的特質を反映するものであるとされるのである。工作機械が「劣位」におかれ、「一般の金属工業=機械器具工業」の発達が「阻得」（『分析』165ページ）

せられるに至ったのは、「本邦最重要産業」（『分析』34ページ）とされる紡績業と製糸業において、前者は「その紡績機械の圧倒的部分が国外からの輸入」に委ねられ、後者は「その基本的過程が女工の手工」（『分析』165ページ）に委ねられていたことによるものであるということである。山田氏は、「衣料生産の発達」がなんら「一般の金属工業＝機械器具工業」の発達を促がすものではなく、その発達の「前提条件」となるものでもなく、それらとは直接的関係を持ちえないものであったところに、日本資本主義の基本的矛盾の「反映」を見ることができるとされているのであり、その再生産構造の「崎型的構造」であることの所以もそこに存するとされるのである。

しかし、そのことは明治30～40年頃の日本資本主義においては、「衣料生産の発達」と「労働手段生産の見透しの確立」との間に再生産的連関性と呼ばれる関係、すなわち、再生産の条件、「 $I V + M = II C$  の関係」が成立していなかったということであり、社会的総資本の「再生産軌道への定置」もなされていなかったということである。『分析』においては、この時期の再生産構造は「繊維工業を中心」とし、「その繊維製品を輸出して綿花・鉄鋼・重機械を輸入するという外国貿易を媒介として、 $I (V + M) = II C$  の関係が成立し、さらに植民地からの食糧・鉄・石炭の収奪がこの再生産構造を補完するものとなる」（〔14〕197ページ）として総括されるものである。しかしそのような再生産過程の把握にはかなりの無理があるものといえよう。そこで明らかにされたことは、軍事機構＝キイ産業の発展と拡大を可能にした経済的基盤は、外国貿易に媒介された衣料生産の発達ということであり、産業資本確立の指標の成立という意味をもつものではなかったのである。その限りでは、明治30～40年頃においては、「 $I (V + M) = II C$  の関係」の成立における「型の編制」ということがおこなわれたのではなく、軍事機構＝キイ産業の再生産についての「型の編制」がおこなわれたといふ

ことであるといえよう。

「転化式（3）」においても明らかにされることであるが、軍需品生産が可能であるためには、民需品生産が一定の程度において発展し、拡大されおらねばならないのであり、しかも、再生産の可能条件が確保されるという点からすれば、民需品生産における一定程度以上の生産力水準を達成しているということが必要とされるのである。しかし、山田氏が明らかにされたことは、日本の軍需品生産は、そのような民需品生産との再生産的連関性のもとにおいて発展したのではないということである。ということよりも、軍需品の生産、特に、造船などが世界的水準を凌駕することができたのは、そのような民需品生産の状況とは無関係な発展を遂げたことによるものであるということである。日本の軍需品生産が民需品生産との再生産過程における制約関係から離れて、全く外国からの輸入、植民地からの収奪において成立していたところに、その急速な成長の可能性と基盤的脆弱性を胚胎していたのである。このような軍需品生産の民需品生産の再生産過程からの制約を解放し、特殊的構造のもとでの成立を可能にしたいわば経済的基盤ともいえるものが輸出用の紡績業と製糸業であったのであり、その意味でその発展が明治政府によって重要視されたのである。

日本資本主義が「出遅れの早産児」（『分析』（南）289ページ）であるとはいえ、その産業資本確立の指標は、社会的総資本の「再生産軌道への定置」に求められねばならないのであるが、それは、「軍事機構＝キイ産業」に関する生産部門とは別個の、低位の生産力水準とされた「一般の金属工業＝機械器具工業」が、国内市場向けの消費財生産部門用の生産財生産と結びつき、それを支配するにいたることにおいてであるといえよう。これに対して、明治30～40年頃に産業資本確立が主張されたのは、「衣料生産の発展」と「労働手段生産の見透しの確立」の二契機を全く機械的に分離し、並列的な関係において把握したことによるものであ

る。

戦前の日本資本主義においては、軍事機構＝キイ産業の強力的、政治的迫進を経済的に可能にするために、特に、紡績業と製糸業は、独自の発展の論理を強制されていたのであり、「政治的必要」に基く「国家的強制」においてそれらの発展と展開が把握されねばならないのであり、その点は山田氏においても強調されているところである。しかし、山田氏は、そのような発展を同時に日本資本主義における産業資本確立の指標とされてしまったのである。山田氏は、「衣料生産の生産旋回＝編成替え」の展開の指標として、明治30年に綿糸輸出高の輸入高凌駕が達成され、明治42年に製糸業の世界水準凌駕が達成されたことを挙示されているのである。しかし、それは「衣料生産」そのものの発達の指標ではあれ、決して、日本資本主義における産業資本確立の「前提条件」を意味するものとしての指標ではないものといえよう。明治30～40年代における「衣料生産の発達」が意味していたことは、紡績業と製糸業とが「外貨獲得手段」としての役割を明瞭にするにいたったということである。紡績業と製糸業が稼ぎだした外貨によって、技術的には世界水準をも凌駕する製艦が可能となったのであり、軍事機構＝キイ産業の「強力的」創出が可能になったのであるが、その「外貨獲得手段」としての役割が明瞭になった指標こそ、製糸業の世界水準凌駕ということに他ならないのである。軍国日本に必要な外貨を稼ぎだすという意味において、紡績業と製糸業とは「日本資本主義の根帶」をなしたのであるが、その限りでは、それらは消費資料生産の発展の指標たりえないものといえよう。しかし、軍事機構＝キイ産業の超絶性が、「絹」に支えられたところに、軍国日本の脆弱性を胚胎することにもなったのである<sup>12)</sup>。

日本資本主義の再生産過程における構造的特徴とは、「軍事機構＝キイ産業」と「一般の金属工業＝機械工業」との間に埋めることのできない生産力格差の存することにあるのであり、それが「崎型的構造」とされたのである

が、そのような生産力格差の形成を可能にする経済的基盤が衣料生産に求められていたのであり、明治30～40年代における「衣料生産の量的、質的発展」はそのことを明瞭ならしめる指標としての意味をもっていたのである。それゆえ、日本資本主義の再生産過程における「崎型的構造」とは、外貨獲得の手段としての輸出用の紡績業、製糸業を含めた広い意味での軍需品生産に属する生産諸部門と、それとは直接的関連をもつことなく発展、展開していった民需品生産に属する生産諸部門との二条の系列が、相交又することなく、並列的に存在していたというそのことにあるものといえよう。『分析』においては、前者の系列の考察を中心におかれたことによって、日本資本主義の軍事的特質を強調することができたのであるが、しかし、それは同時に軍事経済の編成と崩壊とにおいて日本資本主義の生涯を把握することになったのであり、さらには、1930年代において顕著になってくる製鉄鋼と衣料生産との「鋭角的な逆比例的傾向」（『分析』212ページ）ということや「一般の金属工業＝機械器具工業」の発展ということを再生産過程の動態において把握しえないという犠牲を伴うものであったのである。それは、民需品生産の発展と展開こそが日本資本主義の再生産過程の構造と動態を終局的に規定していくということが見失われたということでもある。

1930年代における上記のような状況は、軍事機構＝キイ産業に「自生的在来産業」が「再編」されていくというような過程ではなく、理論的には、「ICの内部循環と蓄積の発展による生産力の高度化」（〔14〕199ページ）として理解されるものであることは確かであるが、そのような資本蓄積の循環的変動の分析を方法的に欠落させていたところに山田「再生産論」の「独自の理解」とされる所以が存しているのである。

ここでは、そのような方法論上の問題の他に山田氏においては「転化式（3）」が日本資本主義確立過程における「崎型的構造」の析出の

「基準」とすることが「再生産論の具体化」として理解されていることが問題であるといえよう<sup>13)</sup>。「再生産論」が特殊的、具体的資本主義の「特殊性」＝「崎型性」把握の「基準」として理解されているのである。日本資本主義の再生産過程の「崎型性」を明らかにし、その「崎型性」の再生産軌道を解明することは、日本帝国主義の基本的特質を明らかにするためには不可欠の課題であったことは確かである。しかし、「崎型性」が強調されたことによって、その「崎型的構造」のもとでの再生産過程を通して、日本資本主義が発展と拡大を遂げていったそのことが理論的に把握されえないという結果をもたらしたのである。日本資本主義の再生産過程の「崎型性」把握の「基準」としてのみ「再生産論」が理解されたことと、日本資本主義の固定的把握とは理論的に密接に関連しているのである。

しかし、そのような『分析』における難点から、一国資本主義分析の方法として「再生産論の具体化」が有効性を持ちえないとするのは短見であり、その無効を主張することは誤まりでもあるといえよう。ここで必要なことは、マルクス再生産論のより一層の理論的展開を図ることであり、その成果を日本資本主義の再生産過程の現段階把握として「具体化」することを試みてみることである。その理論的発展の成果を一顧することなく、古典的意味をもつと思われる『序論』を再生産論研究の「唯一の定本」として、そのような「再生産論」の「具体化」が試みられているような「現実」の研究状況にこそ問題があるものと思われる。

#### 注

- 1) 松井清「日本貿易史の方法論」松井清編『近代日本貿易史』第1巻、有斐閣、10~11ページ。
- 2) 『分析』をその「再生産論」にまで遡って検討するという試みは、戦後間もなく、神山茂夫、豊田四郎の各氏によっておこなわれたが、そこでの論争は、「再生産論」をより理論的に展開する方向でおこなわれたものでなく、むしろ、マルクス「再生産論」の誤解に基づくものであった。それ

ゆえ、その論争の成果は、山田「再生産論」の批判のためには「なお、その全体系と方法との慎重かつ厳密な検討が要請されることを一般的に明らかにした」（川鍋正敏「再生産表式論の研究と論争」『資本論講座』3、青木書店、1964年。210ページ）というに留まるものでしかなかったのである。然るに、論争に発展するまでに至らなかつたが、既に戦前期に相川春喜によって産業を重化学工業と軽工業とへに分類する試みは、「再生産理論の公式的停滞」（『産業技術』白揚社、1942年。89ページ）を意味するものでしかないとする指摘がなされているのである。また、戦後も早くに、「山田氏の偏向は、氏がマルクスと同一の算術式を採用されたところからくるものであり、かかる無意味な誤りに陥らないためにも、（表式分析において…引用者）代数式が用いられるべきであろう」（不明「再生産論の前進のために一戦後における再生産論争」『経済評論』1948年12月号、46ページ）という指摘があるのである。その当時、これらの指摘のもつ意義が全く理解されえなかつたがゆえに、現在に至るまで山田「再生産論」の誤謬が克服されえなかつたものといえよう。最近では、山崎隆三氏が山田氏の表式理解と日本資本主義分析との内面的連繋を問題にされている。山崎氏の所説については後で問題にする。

- 3) それゆえ、この際、「再生産論」が「不当に拡大解釈された」（〔11〕53ページ）とか、「再生産論」の不当なまでの意味拡張」（二宮厚美「現代経済学論争と現代資本主義研究」『講座・現代経済学』V、青木書店、1981年。30ページ）という批判は、適切ではないものといえよう。
- 4) 産業連関表をマルクスの再生産表式の発展として規定し、部門間フロー表に表示される諸関係と表式における諸関係との類似性を指摘する代表的論者は、オスカー・ラングである。ラングは、両者においてあらゆる社会に適用しうる再生産の条件が問題にされていることを強調するのであるが、それは、異なる経済学的内容をもつにもかかわらず、それを見ることができず、その形式的類似性に幻惑された結果を意味するものであるといえよう。
- 5) 大島氏は、『分析』における「再生産論の具体化」とは「戦前日本資本主義を対象とした『経済学の方法』の『現代的適用』に外ならない」（〔6〕14ページ）ともされている。しかし、そ

のように規定した場合、ここで問題にされている「理論的媒介」と「統計技術的媒介」との二側面による把握がいかなる意味をもつことになるのかは不明である。というよりも、そのように規定したとしても、「再生産論の具体化」の「方法論的意味」のなにはほどかが明らかにされるといふものではないといえよう。

6) 山田氏は、戦後の著作では戦時経済のもとでは軍需品生産が生産の軸となるとして、「第二次世界大戦のもつ鉄の法則は、再生産論の見地からすれば、軍需生産における立体化・加速化された連鎖が一個の至上命令として、非経済外的、他律性的要因として作用し、再生産=循環の内的自律性的な規制を破壊することにある」(『戦後再生産構造の段階と農業形態—I V+M=II Cおよび蓄積のShemaの崩壊と再編一』地域構造研究会総括報告、1964年。10ページ)、「純経済学的な、再生産論の範囲内だけに限定しても、I V+M=II Cおよび蓄積を軸線とする産業循環における自律性は、大戦中、軍需生産部門 II (M) C+V+m=M (軍) の循環形態と拡大範囲とによって影響をうける。後者は、相手国の戦力の大きさとの関連で拡大されるので、一国的な、再生産軌道を超えることにもなる」(「戦後循環の性格規定」『専修大社会科学年報』1、1966年。232ページ)。この点、『序論』では「軍需品生産の過程は、二部門分割を基礎とする総過程に合流するところの一構成要素に外ならぬ」(『序論』138ページ)とされているが、軍需品生産を含む再生産表式分析においては、軍需品生産が単なる「一構成要素」ということではなく、軍需品生産に対する「政治」的強制の程度によって社会的総資本の運動が規制されることを明らかにしているものといえよう。

7) ローザ・ルクセンベルグは、抽象的な再生産表式分析に直接的に植民地獲得を巡る帝国主義諸国間の戦争の経済的基礎を求めたのであるが、これに対して、山田氏は、再生産表式そのものに、経済的には全く異質の軍需品生産部門を定置させることによって、帝国主義国の植民地収奪、他国への軍事侵略の必然性が軍事経済そのもの requirement であることを明らかにしようとしたものといえよう。

8) 再生産表式の構造について、蓄積率と部門構成との関係を中心にして論じたものに、次のものが

ある。拙稿「再生産表式の構造について一部門構成と蓄積率の連関性を中心に—」『岡山大学経済学会雑誌』。9—4、1978年。

- 9) 山田氏においては暗黙の前提であった生産力水準が一定であれば部門構成比も一定であるということを再生産表式分析に明示的に導入されたのは富塚良三氏であり、その「成果」は「均衡蓄積軌道」の設定であったのである。この「均衡蓄積軌道」のもつ問題点などについては拙著『再生産表式論の研究』ミネルヴァ書房、1973年。第9章を参照。
- 10) 山田氏は、第II部門を生活必需品と奢侈品との生産部門に細分割した場合に、再生産の「決定的条件」となるものは、「第一に、両部門間の相互的取引を解決せしめる所の I ) 1000 V + 1000 M = II ) 2000 C の関係、第二に、第II部門内部に於いて、生活必需品と奢侈品との関連からする両副次部門間の相互的取引を解決せしめる所の II b ) 100 V + 60 M = II a ) 160 M の関係の二者である」(『序論』65ページ)とされている。しかし、この場合には、第一の取引関係は、II b ) 400 c = I ) 400 M、II a ) 1600 c = I ) 1000 V + 600 M と二条の関係に分離されねばならないものといえよう。それは、奢侈品生産が資本家の剩余価値の一部の奢侈品支出に規定されることを明瞭ならしめるために必要とされた分割であるためである。山田氏の場合、II a ) におけるMの支出のみが奢侈品生産に関わるものとされることになるのであり、I ) におけるMの支出状況については、間接的にしかII b ) と関連をもちえないものとなるのである。しかし、日本製糸業の興隆=展開が「米国資本家の奢侈品購買用剩余価値部分」(『分析』66ページ)に依拠するものとして把握されるならば、それが分析「基準」として規定されるという意味においても第一の取引関係を細分割して提示することは必要であるものといえよう。第II部門を生活必需品と奢侈品の生産部門に細分割した場合を拡大再生産表式について展開し、恐慌と奢侈品生産の関連を積極的に論じたものとして、高木幸二郎『恐慌論体系序説』大月書店、1958年。第4章第4節がある。
- 11) 山崎隆三氏は、産業資本確立の「一般的規定」は、「I (V+M) = II C の関係が成立すること」であるが、その点は「従来再生産論の具体化の問題としては看過されがちであった」([13])

- 24ページ)とされている。さらに、最近では、北村貞夫氏が「工作機械=旋盤製作の確立つまり産業革命の完了によって  $I V + m = I C$  の関係=構造が現実に成立する」(「山田盛太郎先生の再生産理論」『経済経営論集』(竜谷大) 22-2, 1982年。100ページ)とされている。
- 12) 日本資本主義の構造的特質が「アメリカに生糸を売って、その金でクズ鉄と重油をもち帰って」、「巨大軍艦」を造ったということにおいて把握され、「絹と軍艦」(山本茂美『ああ野麦峠—ある製糸工女哀史』角川文庫, 1968年。358~9ページ)として総括されるものとするならば、製糸業は「軍事産業」として規定されねばならないものといえよう。「やわらかな感触」、「優雅な光沢」、「底知れない絹の美しさ」は、本来、「平和のシンボル」(同前)とでもいえるものであるが、それが軍国日本の経済的支柱として「軍事産業」としての意味をもっていたところに、日本資本主義の軍事的特質を見ることができるのである。
- 13) この点は、山田瞬氏がより明確に次のように指摘されている。「日本では、産業資本確立が同時に独占資本主義確立であるがゆえに、第1視角=自生的論理たる『発達』および古典的諸規定は日本の非自生的特殊性検出の形式的基準たるにすぎず、『帝国主義』の援用=対応の論理=非自生的論理の把握が決定的意義を有する」(「産業資本確立期の社会」塩沢／後藤編『日本経済史—経済発展法則の検証』有斐閣, 1977年。308ページ)。もっとも、山田瞬氏は、後進日本の帝国主義世界体制への対応の論理こそが日本資本主義の全機構の把握を可能にするとして政治的独立を優位におこうとされているのである。
- 参考文献
- [1] 大島雄一・近藤哲生「再生産論の適用について—鍋島氏の書評に答える—」『土地制度史学』69, 1975年。
  - [2] 大島雄一「IMF体制の危機とその歴史的意義—貨幣論と再生産論—」『調査と資料』(名大) 42,
  - [3] 大島雄一「戦後日本資本主義分析の軌跡—土地制度史学会の30年に寄せて—」『エコノミスト』1979年1月6日。
  - [4] 大島雄一「『再生産論』と資本主義分析—二宮厚美、中村静治両氏への反論—」『経済科学通信』32, 1981年。
  - [5] 大島雄一「『日本資本主義分析』と戦略規定」『社会科学の方法』(御茶の水書房) 1981年6月号。
  - [6] 大島雄一「『日本資本主義分析』の軌跡—「再生産論の具体化」と構造論=危機論—」『土地制度史学』94, 1982年。
  - [7] 大島雄一「『再生産論』と再版生産力説=技術段階説—中村静治氏への再反論—」『経済科学通信』35, 1982年。
  - [8] 中村静治『現代技術論の課題』青木書店, 1978年。
  - [9] 中村静治『戦後日本の技術革新』大月書店, 1979年。
  - [10] 中村静治『現代資本主義論争—80年代の経済学のために—』青木書店, 1981年。
  - [11] 中村静治「流通主義的『再生産論』と資本主義分析—大島雄一氏の批判に答える—」『経済科学通信』33, 1981年。
  - [12] 大石嘉一郎「課題と方法」大石編『日本産業革命の研究』(上) 東大出版会, 1975年。
  - [13] 山崎隆三「『日本資本主義分析』の方法とその批判史」『経済学年報』(阪市大) 38, 1978年。
  - [14] 山崎隆三「日本資本主義史の課題と方法」佐々木／石井編『新編 日本史研究入門』東大出版会, 1982年。
  - [15] N. N. N. 「『市場の理論』と『地代範疇』の危機—日本資本主義分析における再生産論適用の問題によせて—」『経済評論』(1)1949年3月, (2)4月, (3)6月。
  - [16] 小倉正平「『日本資本主義分析』批判」『評論』1946年5月。
  - [17] 坂本三善「再生産表式における二部門分割の問題—軍需生産の合理的認識のために—」『社会科学』(彰考書院) 1946年12月。

## 「経済学教育をめぐる研究・討論集会」 (第2回)の報告

米 田 康 彦

昨年第1回に続いて第2回集会が、82年10月2日午後6時半から、一橋大学職員集会所で開かれた。今年のテーマには、折から重大化している教科書検定問題を背景に、「社会科教科書の検定問題と経済学教育」が選ばれた。一橋大の佐々木潤之介氏（「教科書づくりと検定制度」）、関西大学の森岡孝二氏（「社会科教科書と経済学教育」）の二人の報告を受けた後、約2時間にわたって熱心な討論が行なわれた（参会者39名）。

1

佐々木氏は最初に、今回の検定問題をきっかけに、「社会科教科書執筆者懇談会」が280名の参加をえて、この九月に発足したことを報告され、次いで教科書問題を考える視点として以下の3点について話された。

第1に、今年は「満州事変」勃発51周年になるが、この半世紀間、教科書問題はどういう状況にあったか。戦時に教科書を通じて「聖戦完遂」が謳われたのは論外として、戦争の反省というのが継続したのは極めて短かく、戦後非常に早期に、「教科書問題」が自民党や政府によって問題として取りあげられている。すでに1955年に「憂うべき教科書」攻撃が行なわれ、57年にF項ページが、そして59年に改定指導要領にもとづく検定が始まっている。つまり、民主的な教科書使用が政府・文部省によって推進されたのは僅か6・7年に過ぎない。このことは同じ敗戦国であるドイツのばあい（1958年、戦争責任追求センター）とちがって、国民の手による戦争責任追究がしっかりと行われていない

ことのあらわれである。

第2に、今回の問題となっているのは、日本の侵略問題である。だが、この問題は、①外国から提起されて始めて起ったのではなく、20数年の検定のあり方から生じた問題である。②この検定制度への執筆者の対応はどうだったか。一方で執筆を止める、というやり方と他方で検定の枠の中でより良い教科書をどうつくるか、工夫するというやり方があった。良心的な執筆者が全員手をひくと国定化に進むという危惧の念から、後者の線で進んできた。その中から家永訴訟が生れ、家永判決を契機に教科書問題が深まりをみせるようになった。つまり、教科書が教育問題全体の中で位置づけられるようになった。こうした前進面はあったが、個々の執筆者がそうした対応をするだけでは不充分ではなかったか。最初に述べた懇談会も、そうした反省から生れてきた。現在の国際批判は、旧「大東亜共栄圏」の全域から起っている。日本政府は政治決着をはかろうとしており、政府レベルで批判している中国、韓国だけを対象としている。しかし、国際批判の特徴は、民衆レベルの批判だし、しかも単に過去の問題として取り上げているのではなく、アジアの民衆が、現に進行している日本の軍事大国化の危険を正しくとらえているのだ。したがって今の政府の「対応」で解決する問題ではない。それに正面から反対せざるをえないし、教科書書き替えに結びつけねばならない。

第3に、この30年間の教育統制は次の3つの面から進められてきた。(1)教員養成大学の編成（研究と教育の分離……教科教育法）、(2)指導要領の改訂（歴史についていうと、ある時期か

ら文化史偏重、最近は郷土史へ……歴史における科学性の抹消）、(iv)教科書検定（歴史性抹消、現状肯定の社会認識、アジア盟主的国際認識の育成）がそれである。(i)の狙いはあまり成功していないが、それは制度の問題ではない。これら全体の中で検定制度の意味をとらえかえす必要がある。

今の時期の運動として、①検定制度それ自身を考え直す必要がある。根強い検定存続論の根拠として、(i)一般的の本と教科書の性格のちがい（一定の配慮が必要）、(iv)教科書のまちがいチェック、を考えるべきだ、というのがある。そういう意見をふまえて、現在のような検定制度を廃止した後の教科書のあり方を考える必要がある。②もう一方で、現行の教科書について、現制度にのったやり方として、「正誤訂正による書きかえ」が必要最小限の措置である。官房長官が検定審に諮問したが文部省は「将来において是正する」、「文部広報にのせる」という態度を崩していない。そして教科書会社にプレッシャーをかけ、教科書会社が本来負えないような責任を押しつけようとしている。③今回の問題については歴史と並んで現代社会がいちばんかかわりが深い。ところが、現代社会の関係であり動きがない。執筆者としての発言・主張が必要なのではないか。

佐々木氏の報告は以上のように、運動の課題にまでひろがる重要な内容のものだった。

## 2

森岡報告は、(1)経済学の専門教育の大衆化とマス・プロ化、(2)小・中・高の社会科教育と社会科教科書、の2つの柱にそっておこなわれた。ここでは配布されたレジュメを参考に要点だけを紹介する。

## (1)

経済学の専門教育は、今日では、高度に「大衆化」しているうえに、著しく「マス・プロ的性格」をおびている。文部省の『全国大学要覧』や『学校基本調査報告書』によれば、経済

学部、経営学部、商学部その他のいわゆる経済系学部（昼間）は、総数180（国立30、公立11、私立139）を数え、全国451大学1,001学部の18%にあたる。また、経済系学部・学科学生数は約48万人で、人文・社会科学系学生数の50.4%，全学生数の27.4%に達する。このうち私立大学は学部数で77%，学生数でなんと90%を占め、経済系学部・学科の教員1人当たり学生数は国立24人、公立29人、私立83人となっている。

こうした経済学教育の「大衆化」と「マス・プロ化」は、経済系学部・学科学生の入学時の志望動機のあいまいさや、卒業生の圧倒的多数が専門職とはいえないいわゆるサラリーマンになるという就職動向とも密接な関連を有している。とすれば、大学の経済学教育はつぎの諸点を当面の現実的努力目標として掲げる必要がある。

- ①入学後の動機づけと目的意識性の培養のための基礎教育・入門教育の重視
- ②ゼミナル中心の小集団の系統的学習をつうじた専門教育の質的充実
- ③会社員や公務員としての非専門的職業生活のなかで、自己の労働実践とその研究に講義やゼミナールで身についた経済学徒としての専門性を發揮しうるような能力の形成

## (2)

大学以前の社会科教育は、教科書にみるかぎり、小・中・高と教育レベルが上がっていくほど問題点が多いように思われる。小学校では、1年生の学習目標にしても、5年生の日本経済の取り扱い方にも、総じて、観察や調査や見聞を重んじ、経済の仕組と動きについて疑問をもたせて考えさせる、という配慮がなされている。中学校の「公民」では、家族、職場、地域、国民経済というさまざまなレベルでの国民の生活を、資本主義の歩みと日本社会の現実にそくして多面的に考察している。また、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義という日本国憲法の根本原則を国民生活に根づかせ、学習者が民主主義を担う能力を身につけることに留意している。この2点は小学校の社会科教育の積

極面をうけつぐものとして評価される。しかし、これらの積極面は、近年の教科書検定のなかでしだいに後退させられ、小学校に比して、観察や調査が軽視され、用語詰め込みの字づら教育へ傾斜してきていることも事実である。

大学の経済学教育の直接的前提をなす高校の「政治・経済」については、前述の小・中の教科書のよさが失われて、一方では高度に専門的な事項や用語をたくさん詰め込んでおきながら、他方では重要な基礎的概念の説明を欠落させているような教科書が多い。それに大学受験生の多くは、入試の社会科科目の選択が日本史と世界史に大きくかたよっているため、「政治・経済」をほとんど勉強しないという現実がある。

以上的小・中・高の社会科教育（教科書）についての検討から、結論として、大学の経済学教育のあり方にかんし、つぎのような留意点ないし改善点を導き出すことができる。

- ①人権と民主主義の担い手としての学習者の自己認識（社会認識）と自己形成（社会形成）に資する経済学の追求
- ②中等教育で習得すべき予備的・前提的経済知識の復習と、受験勉強時代に退化した経済現象への知的探究心の回復の必要性
- ③経済生活の調査・分析能力とレポート・論文作成能力を身につけるための、フィールド・ワークの制度的導入とゼミナールの教育・研究機能の拡充

### 3

討論の中で、検定の内容が執筆者の経験もふまえて出され、また初等・中等教育の現場での教育のあり方（残念ながら現場教師の出席はなかったので、大学教員の側からの発言だけだが）、それらをふまえた上で大学教育の発想転換の必要性、教科書問題についての当面の課題、などが話し合われた。

まず検定内容について。中学「公民」の経済の部分の執筆をして、「賃金」についてだけは明確にしておこうと思った。指導要領は簡素化

されて、身近かなことが重視され、論理的なことは「高度な展開」としてよくない、となっている。しかし、生徒には生活体験、労働体験はないのだから、論理的に理解させようとして書いた。ところが検定の第一回目で「難解だ」とクレームがつき、第2回目に「単純明快なのが困る」とクレームがついた。

検定の内容は、テープにはとれるが、公開（特に活字）してはいけないことになっている。改善・修正意見には「暗い感じ」、「非合法な感じ」といった感覚論や、天皇にまつわる語句（殺された→暗殺された）の問題、また「審議会・調査会の意見だから……」など責任を持って主張しているわけではない。などの実態が話された。

現場教育のあり方、という点では、中学「公民」では経済学を教える必要があるのか、進学率九割で、高校でも似たような内容を教えるのだから、中学では経済知識・考え方でよいのでは……という意見。また、社会科学、とくに経済学を学んで教員になる人が少ない。すると小・中学の先生が政治経済を教える、といつても仲々定着しないだろう、という意見があった。さらに、小・中・高での経済学教育の内容が悪くなっている（特に高校で）。大学で基礎概念からしっかり教える必要がある。少人数教育も必要だろう、という意見も出された。他方で今の大学の学部教育としての経済学教育がどのていど必要なのか、もっと問題提起的教育も必要なのではないか、といった意見が出された。以上のように2つの報告と討論を通じて、(1)小・中・高・大の教育を一貫性のあるものとして、しかも教科書問題、現場教育、教員養成を全体として見通す必要性、(2)その中で大学での経済学教育をどのように進めていくかを位置づける必要、(3)以上のような努力とあわせて教科書検定問題についての具体的な運動の必要性、が強調された。

最後に、この集会を来年も開催することを確認して閉会した。

（文責 1・3米田康彦、2森岡孝二）

## 上野俊樹著『経済学とイデオロギー —経営学史の方法をめぐって—』

中 谷 武 雄

### はじめに

目次や章別編成をまず最初に提示して、本書の内容や構成を紹介すべきであろうが、省略する。本書の紹介は、すでにいくつかなされているので、それを参照されたい（『経済』第221号、1982年9月、梅垣邦胤執筆など）。書評の形式としてはふさわしくないかも知れないが、評者の印象深く残ったことと興味をもった論点を列挙する。

### I 本書の課題

本書のねらいや課題が、著者によって具体的にのべられている「はしがき」を、やや詳しく紹介しておく（引用符やページは省略する）。ここには、著者の問題意識と結論が、きわめて鋭く、鮮明に、大胆に展開されている。そして多くの点に評者は共感を覚え、今後の問題の発展に大きな期待を抱いている。こうした本書の出現にたいして、著者の努力に限りない賞賛を贈りたいという気持を、最初に表明しておきたい。

著者が本書を執筆した動機は、現実の切実な経済問題の解決に、経済学史の研究がどう関係するかということを、明らかにすることである。経済学史の研究が、過去の経済学的認識（史）のみを対象とする研究分野であると考えると、それは既知の認識の内部にとどまることになり、新しい法則を発見することは、一般にありえないことになる。科学の使命は、新しい法則の発見にある。これは、現実を分析する

ことによってしかおこないえない。認識の発展は、過去の理論が現実の事実を十分に説明するものではないという問題意識が生まれ、それが出発点となって、現実の分析がおこなわれる場合に生じるからである。

しかし、(1)ヘーゲル主義、すなわち認識の発展の動力を、カテゴリーの内部の矛盾にみるという考え方方が克服されていないこと、(2)現実の分析的研究と学説史的研究の不可分一体性、また学説史的研究は、現実の分析的研究と一体となっておこなわれてこそ、科学的な研究になりますということが明らかになっていないこと、(3)「思想史的方法による学説史的研究」のように、イデオロギー的認識の立場よりする解釈学は、現実の分析と有機的な関連をもっていないことが明らかになっていないこと、これらの3つの理由により、経済学史の研究は、解釈学の領域にとどまっていることが多い。

しかし科学的ではない、イデオロギー的認識の立場からする解釈学が受け入れられるのは、人々の認識はイデオロギー的認識と科学的認識の二重の次元を異にする認識からなりたつていて、人々はその現実的生活の条件を、全面的に科学的に把握して生きているわけではなく、そこに宗教的イデオロギーのようなものでも受け入れられる現実的基盤が存在しているからである。したがってこのような現実的な理由があるのだから、「市民社会論」のようなイデオロギー的立場からする解釈学も、それが科学的認識ではないのだがイデオロギーのうえでは一定の意義をもつものである、ということは考慮されねばならない。

ここでイデオロギーの問題が重要となる。そ

してイデオロギーと科学的認識の関連が重要となる。科学的認識は、人々の生活を導く実践的意識とならなければ現実的な意味をもたないから、それは科学的イデオロギーに転化しなければならない。科学は、イデオロギーのなかに自らを発展させようとする真の要求を汲んでこなければならぬ。この観点より宇野説は批判されなければならない。

## II イデオロギーと科学的認識

以上のように、本書は、従来比較的手薄であったイデオロギー論の領域に大胆に踏みこみ、真正面から取りくむことにより、大きな成果を生んだ。とくに、イデオロギー的認識と科学的認識という、2つのレベルの違った人間の認識を区別し、両者の関連を明らかにし、イデオロギーの「自立化」のメカニズムを明らかにしたことは、本書の圧巻の1つである。

イデオロギー的認識を科学的認識にまで高め、イデオロギーを科学的イデオロギーに転化し、また科学的認識の科学的イデオロギーへの転化の必要性の主張は、現代の階級社会という条件のもとでイデオロギー的社会関係のなかで生活している人々にたいして、経済学を講義する側にある立場に立つものとして、色々と考えさせられることが多かった。学生の理論離れ、歴史離れがいわれ、「経済学教育」の体系の確立の必要が認識され、現実的課題や「話題」をつうじての教育ということが問題となってすでに久しいが、このことの理論的な根拠が、本書によって明らかにされたといえよう。

しかし、あえてしかしというが、マルクスやレーニンというだけで、強い拒否反応が出てくることも事実である。科学的認識とイデオロギーが別物であり、イデオロギーがもつ今日的な意義を相対的に独自に評価しなければならないと著者が主張するのならば、その相対的に独自に積極的に評価すべき基準と、またその部分と実践や科学との関連についての言及がないと、問題がたんに経済学史の研究方法をこえて

発展させられていくべきものであるなら、科学的ではない思想史や解釈学であるとして区別するだけでは、やや説得力に欠くうらみが残るであろう。

かってF. エンゲルスは、労働者に無神論を定着させるには、ブランキ派のように政令によって神の廃止を決定し、これを通知するのではなく、18世紀のフランスの唯物論の文献を、大量に労働者に広めることの重要性を主張した（「ブランキ派コミューン亡命者の綱領」『マルクス＝エンゲルス全集』大月書店、第18巻所収）。

レーニンは、このエンゲルスの勧告の重要性を指摘し、当時の情勢のもとでも、18世紀末の戦闘的無神論の文献を翻訳し、人民に大量に普及することの必要性を再確認している。レーニンはつぎのように主張している。

「現代社会全体によって無知、無学、偏見の運命を負わされている幾千万の人民大衆（とりわけ、農民と手工業者の大衆）が、もっぱら純マルクス主義的な啓蒙の直線コースで無知から抜けだすことができるなどと考えるのは、マルクス主義者としておかしうる最大の誤りであり、最悪の誤りであろう。これらの大衆に種々さまざまな無神論の宣伝材料をあたえ、種々さまざまな生活分野から取ってきた事実を知らせ、いろいろな仕方で彼らに近づいて、種々さまざまな方面から、また種々さまざまな方法で彼らの関心を呼び起こし、彼らの宗教的眠りから呼びさまし、ゆきぶりおこす、等々しなければならない。」（「戦闘的唯物論の意義について」『レーニン全集』第33巻、大月書店、230ページ）

議論が展開されて、たんに経済学史の研究方法の領域だけにとどまるのではなく、イデオロギーと思想、また認識や科学や実践というレベルにまでも及ぶのならば、レーニンのこの指摘の評価や、またイデオロギー的認識と科学的認識との関連において、イデオロギーの科学的イデオロギーへの転化過程や、科学的認識の科学的イデオロギーへの転化過程についても具体的

言及されることが、理解をよりいっそう容易にするのではないだろうか。

### III スミスの（分業論の）評価の視点

アダム・スミスの分業論の評価について、イデオロギー的方法からする解釈的な見解を批判するかたちで、主要には内田義彦氏を対象として、展開されている。これは科学的認識のレベルから著者が下す批判であって、全体的なイデオロギー的意義については、何ら言及するものではないと、その視角が限定されている。Ⅱでみたように、科学的認識や科学的イデオロギーとは相対的に独自なイデオロギーの意義については、その分析が及ばないのだから、両者の関係を問うことは、ないものねだりになるかもしれない。

しかし著者の方法は、マルクスをへた今日の経済学研究の水準からスミスの経済学を分析し、スミスの弱点を明らかにすることが、経済学史研究の正しい科学的な方法であるというものである。この視点からは、スミスが自己の実践的課題を解決するために思い浮かべている表象は、多くは経験的イデオロギーであるということになる。この経験的なイデオロギー的表象は、下向的な分析過程をへて純化、抽象しなければ、科学的な出発点にはけっしてなりえないことになり、『剩余価値論』を含む『資本論』の方法に学ぶこと、またマルクスにおける現実の科学的な説明と学史研究が不可分の一体をなしていることとの重要性を確認するということに導く。

しかしへスミス論者の立場からすると、スミスが重商主義や重農主義からぬけ出た理論的前進面は、指摘はされているがその比重は小さいし、重点はマルクスの目からみてスミスの欠陥を明らかにすることに置かれているといわざるをえない。スミスの前進面といまだいたらなかった部分との総合的で体系的なスミス像は、明らかにされる必要はないのだろうか。これはたんなる迂回の意味だけしかもたないものであ

ろうか。

著者によると、マルクスを前提とするかぎりは、こうしたことは、当面は必要ではない不急のこととなってしまう。マルクス以降は経済学史の方法としてどうなるかということは問わないにしても、マルクスの座標のなかに位置づけることこそが重要なのだから、イデオロギーの相対的に独自な意義ということも、けっきょくはマルクス（主義）イデオロギーによって裁断されてしまわないか、という懸念が残ってしまう。それが科学的に正しい方法であるというならば、それではイデオロギーの相対的独自性について言及されないと、不安になるというものである。

またたとえ小さな部分であろうとも、スミスが科学的認識にいたった部分がどう形成されたかということを具体的に問わないと、マルクスからみていまだいたっていない部分の正確な評価も、不可能ではないであろうか。現実的な問題を直視するなかでスミスに聞くことにより、スミスの発見した科学的な法則を、われわれ自身が現実のなかに再発見することも可能である。これはマルクスを媒介とすることが、からずもつねに全面的に必要とされていることではなかろう。スミスとわれわれの現実との往復運動のほうが、より広く一般的に受け入れられる法則の形態の発見に導くばあいもあるであろう。こうしたステップは、たんに豊富化、精緻化という意義だけしかもたないものではなかろう。とくに思想やイデオロギーの領域では、マルクスの「相対化」という作業も、時として必要ではなかろうか。

### おわりに

この2つの論点は、評者の力量不足ゆえに、十分に理解が及ばなかったか、または本書の課題と方法や結論とは方向違いのものであるかもしれない。このことは、けっきょくは、本書の書名を構成する3つの言葉である経済学、イデオロギーと経済学史の方法について、その

相互関連といふものを、評者が十分に理解しえなかつたことを示しているのであろう。

この3つの言葉といえば、R. L. ミーク著『経済学とイデオロギー——経済思想の発展にかんする研究』(時永淑訳、法政大学出版局、1969年。Ronald L. Meek, *Economics and Ideology and Other Essays: Studies in the Development of Economic Thought*, London, 1967.)といふ書名が思い出される。また経済学史の方問題といえば、時永淑著『古典派経済学と「資本論」』(法政大学出版局、1982年)第一部「経済学史の方法論」も思い出す。こうした著作への言及が弱いことや、また少し言及はされているが、1954年の『経済評論』所収の座談会「経済学の論理と人間の問題」(4月号)や、同年秋の経済学史学会大会でのシンポジウム「経済学史の方法論」などの内容に深くかかわらず、さらに「教科としての経済学史」(経済学史学会関西部会1981年大会共通論題シンポジ

ウム。この一端については、『経済科学通信』第33号、1981年12月、に所収の拙論も参照されたい)などの経済学史の学界を中心とした研究動向にも、あまり言及がなされていないことは、本書の独自的な性格をきわだたせるには十分であるが、必要以上に本書の難解さという印象を強め、部分的にしろとっかかりさえつかみにくいうな体裁になってしまったのではないかと思われる。

本書では、思いきった引用文献の表示法がとられ、注となるべきものも本文に( )で入れたり、さまざまな工夫がなされており、「形式主義」にこだわりがちな評者など、教えられることも多かった。現在の出版情況のなかで、若手研究者の著作の刊行ということについても、考えるところが多かった。

(有斐閣、1982年5月)

(所員・高知支部)

## 森岡孝二著『現代資本主義分析と独占理論』

上田健作

1970年中葉から、資本主義経済は世界的不況の中で停滞を続けている。今日、その様相は一層深刻となりつつあり、支配者の側も、また働く者達の側も強い危機感を持って脱出の展望と方策を模索している。レーガンの世界戦略や我が国の臨調＝「行革」路線が支配者側の危機脱出政策として国民に提示されている。これに対して、国民の生活安定と向上を願う側は、その政策の反動的性格を明らかにするとともに路線の根本的転換の必要性を強調してきている。そして現在では、政策的な展望を明確に提示することが緊急の課題となっている。この政策の提示にとって、現代資本主義のトータルな把握は不可欠となつていいよう。

このような状況の下で、これまで現代資本主義の理論的解明に貢献してきた独占資本主義の諸学説と国家独占資本主義の学説とを学説史的に検討し、それらの意義と限界、特に、それらの学説のもつ方法的限界を明らかにし現代資本主義分析の方法的視角を提示しようとする本書の意義は大きいものがあろう。ただし、著者の方法視角をより詳細に把握しようすれば、本書だけでなく独占資本主義を構成する基本範疇の明確化が、レーニン『帝国主義論』とヒルファーディング『金融資本論』との比較検討を通じて成されている前著『独占資本主義の解明』（新評註、1979年）とを合せて読む必要があろう。著者自身がいよいよ、本書は前著に直接ひき続くものではないが、本書と前著は相互補完関係にあると思われる。ここで、本書を前著との関係において全面的に紹介することはできない。

また、著者が一貫して取り組まれていること

が、現代資本主義論の中でも、とりわけ、独占資本主義の理論の方法とそこでの基本範疇についての検討であり、それが第Ⅰ部で主として取り上げられていることから、ここでは、本書の第Ⅰ部において重要と思われる論点についてのみ紹介をすることにする。

現代資本主義論の構成部分としての  
独占資本主義論

(1) 本書における論点の一つは「資本主義経済学の現代的体系」はいかに構成されるべきかという、現代資本主義論の方法に関するものである。この点に関する著者の見解は、要約すれば以下の通りである。

資本主義経済の現代的体系は資本一般の理論と独占資本主義の理論を総合することによって成立する。この資本一般の理論とは、マルクス『資本論』そのものではなく、『資本論』において展開されている商品・貨幣関係や資本・労働関係や生産過程等についての理論を現代の資本主義＝独占段階の資本主義において「実証し実現するとともに豊富化し稠密化」したものである。すなわち、独占の成立によって新たに生み出される生産関係を捨象することによって与えられる理論である。本書では、H・ブレーバーマン『労働と独占資本』が、以上にあたるものとして評価されている。（序章）これに対して、独占資本主義の理論は生産と資本の集積、集中を基礎にして独占が出現し支配することによって初めてたらされる生産諸関係を分析することによって与えられる。すなわち、

「独占価格や独占利潤や金融資本といった基本範疇だけを展開すればよいのではない。独占の

現象」（145ページ。）を展開することによって与えられる。

以上の見解から理解される著者的方法は、まずもって、現代資本主義をマルクス『資本論』等の古典を武器として、「古いもののいっそうの発展」＝資本一般の諸カテゴリーと「新しいものへの移行」＝独占段階に特有の諸カテゴリーとを区別することによって独占資本主義の理論を明確にし、つづいて、資本一般の理論と総合するというものである。この方法の有効性は、現代資本主義から独占段階に特有の諸関係だけを析出し概念化する場合には明らかである。

このことは、第Ⅰ部の従来の独占資本主義論を代表する諸説の検討過程で示されている。ヒルファーディングに誤ちに根元を有する競争的範疇と独占的範疇との混同が、従来の独占資本主義論には見られる。その最も顕著な例は、独占価格を平均利潤を規準とし、それからの偏差で説明するというものである。この論理では、産業独占が独占価格の実現によって取得する独占利潤の本質も、それを可能とする支配・強制関係も明らかにできない。これはヒルファーディングが、独占段階に特有の利潤として把握した創業者利得を産業利潤を源泉として論じることによって、結局は説明しきれなかったことと同類の誤ちである。これらの誤ちは、マルクス『資本論』から資本主義一般の理論の諸断篇を再構成し、そのうえに金融資本の諸規定を与えるという誤った体系を下地としていることに起因すると述べられている。

さて、従来の理論は以上に示されるようにさまざまな混乱を含むものであるとはいえ、その成果を正しく継承することは我々にとって不可欠であろう。その際に、本書で示された方法的視角は我々に有効な手段を提供してくれるだろう。しかし、本書にあっては、一度明瞭に区別された資本一般の理論と独占資本主義の理論をどの点、または、どのレベルで統一していくのかといった方法は不明瞭であろうという感じがする。

この点は、本書にあっても、またマルクス主義経済学にあっても、いっそう検討を要する課題として残っているのではなかろうか。また、どのように統一していくかが明瞭に思えてこないのは、独占資本主義の理論自体が完成途上にあるということを示しているとも言えよう<sup>11)</sup>。

そこで、次に項をあらためて、独占資本主義の理論を構築するために重要と思われる論点について紹介してみることにしよう。

(2) 本書では、(1)で上げた論点とあわせて、独占資本主義の理論体系を構築するために決定的に重要な金融資本概念と金融資本による独占利潤の取得と資本蓄積に関する問題とが論ぜられている。独占資本主義の理論は、「独占の出現と支配によって規定される生産諸関係」を取扱うものである。この生産諸関係は、独占段階に支配的な資本が持った支配・収奪機構の中で取り結ばれる諸関係であろう。したがって、支配的資本がどのように規定されるかによってこの諸関係の表わされ方も変わるであろう。

著者はレーニンの『帝国主義論』理解にもとづいて、金融資本を「産業市場にたいする独占的支配力と資本市場にたいする独占的支配力を兼ね備えて産業市場と資本市場との両面から独占利潤を取得して増殖していく資本」(24ページ。)と規定する。その上で、金融資本の蓄積様式を「利潤第一に計画的に設定されて市場に強制される独占価格」(20ページ。)だけでなく「少數の独占的大企業と巨大銀行が諸会社間の金融的な結合・從属関係や貨幣資本・擬制資本市場における独占的支配力にものをいわせて、社会のすみずみから富をかき集めて、あるいは中小企業家や自営業者や農民や労働者の貨幣財産を収奪して、それらを独占利潤として実現する」21(ページ。)ものとする。

以上のことを明らかにしながら、著者は従来の独占資本主義の議論を以下の点で批判的に特徴づけている。従来の独占資本主義を論じた諸説では金融資本の支配や金融資本による金融的収奪を含む独占利潤の取得といった論点は無視されるか見過されることが多かった。ことに、

独占価格を中心に据えて独占資本主義を論じている諸説のほとんどがこの誤ちを犯していると著者は言う。著者は、このような誤謬の根元を学説史的に検討し、それをスウェーデンにもとめ、さらにその奥にヒルファーディングがあることを示す。そして、この系譜はヒルファーティングの理論をレーニンが発展させているということに目を向けぬという風潮に因があること、そして先に紹介したような資本一般の理論と独占資本主義の理論との方法的関連への理解に混乱があることが示されている。

以上のことから我々は、『資本論』はもちろんのこと、レーニン『帝国主義論』を正当に評価し現代に生かす重要性を痛感させられる。

さて以上のことと検討する過程で著者が一つの重要な概念として重視するのが金融的収奪、とりわけキャピタル・ゲインであろうと思われる。そこで、キャピタル・ゲインの議論について若干ふれてみることにしよう。キャピタル・ゲインは、財務論や租税論では以前より研究されていたが、その成果を現代資本主義論に正しく位置づけることを提起されたのは、池上惇氏の著者『アメリカ資本主義の経済と財政』（大月書房、1978年）においてである。

そこでは、キャピタル・ゲインが独占利潤に占める比重が高まっていることが指摘され、その獲得を保障する根拠と諸条件が論ぜられている。根拠は、「独占段階における生産の社会化を反映した巨大会社の手中にある『計算可能性』の拡大と『将来の独占価格』の見通し、予測した、資産評価の『過大化』とそれにもとづく有価証券や土地の価格の騰貴」(115ページ。)に求められる。さらに、国家財政や金融の機構がそれを保障する客観的条件として存在していることを示す。そして、擬制的資本の蓄積と現実的資本の蓄積とが乖離していくとともに、これらの機構は、また新たな投機の対象を生み出していくことを論じている。

以上のことで、金融資本が、その計算可能性にもとづいて財政・金融機構を恒常にキャピタル・ゲイン=独占利潤を引き出す資本蓄積の

ため的一大機構に転化させていることが示された。この場合、金融資本による恒常的なキャピタル・ゲインの取得を保障する社会的関係は、独占の出現によって変化した競争的諸関係の中にあることが示された。すなわち、「あらゆることを知りつくした者」と「なにも知らない者」の競争を軸とした競争関係がそれである。

さて本書の著者も、基本的にこの見解を継承しているものと思われる。著者は、前著（第6章）で、ヒルファーディングの創業者利得論の検討を通じてキャピタル・ゲインの概念規定を行なった。そこでは、株式の発行者または引き受けの銀行、すなわち金融資本の側が、かならず利得を得ることが理論的に考察されている。この検討を通じて、独占利潤としてのキャピタル・ゲインの本質が金融資本による中小貨幣所有者の貨幣財産の収奪であることを明らかにされる。

しかし、キャピタル・ゲインを資本蓄積に正当に位置付けようとすれば、擬制資本の蓄積と現実資本の蓄積の乖離をキャピタル・ゲインによる独占利潤獲得が持つ経済的意味との関連で問うことや金融機構本来の機能とキャピタル・ゲインとの関係を問うことが必要であろう。また、現代社会のあらゆる局面に存在する生存競争を金融資本が、どのように組織しているのか、そのこととキャピタル・ゲインはどう関係するのかを競争と独占の関連という点から考察する必要があろう。この問題は、独占段階において競争という概念をどのように取り扱うのかということであり、著者のいう資本一般の理論と独占資本主義の理論の統一を行なっていく際の一つのキー・ポイントとなつていよう。

以上きわめて限られた点についてのみ紹介してきた。本書には、まだまだ多数の論点が存在している。第Ⅱ部では、現代資本主義においてきわめて重要な意義をもつ国家セクターをどのように把握するかについて、島・池上氏の国家独占資本主義論をふまえながら論ぜられる。そこでは、従来の国家独占資本主義論に対して対象の限定といった提起がなされており、きわめ

出現と支配とに規定されるいっさいの経済的諸  
て重要な部分である。また補論は、これから研  
究をしようとするものにとって、研究姿勢はい  
かにあるべきか等々、とても示唆的であった。  
これから、経済学研究を志さそうとしている人  
にとっては必読の論文であろう。

(注)

1) この点に関しては、すでに『経済科学通信』  
(No. 29)において森岡氏の前著への鶴田満彦氏  
による書評の中で、チャピタル・ゲイン論への問  
題提起とともに問題提起がなされている。

(青木書店、1982年)

基礎経済科学研究所 研究年報

**労 働 と 研 究** 第6号(1983, 3月) ¥ 1,200(税込)

第Ⅰ部 研究運動論

- 基礎研運動のあゆみと人間発達の経済学……………柳ヶ瀬 孝三(1)  
労働者知識人論—民間企業中間管理職の変革主体形成—……………中原 優(9)

第Ⅱ部 修了論文の部(夜間通信研究科1982年度修了論文)

- 低所得層の発達保障……………伊藤 輿念子(13)  
——生健会活動を中心にして——  
(コメント) 小沢 修司・武元 黙・豊田 裕子  
保健婦活動における二重の貧困化を克服するための一考察……………中村 淑子(30)  
(コメント) 柳ヶ瀬 孝三・小沢 修司・田畠 安敏  
日本資本主義と郵政事業……………橋本 晴夫(43)  
——「国民発達のための公企業」論序説——  
(コメント) 重森 晓・安部 誠治・北村 裕明  
案内広告代理業の「危機」……………広兼 恒久(60)  
——その原因と打開の方向——  
(コメント) 江尻 彰・成瀬 龍夫・小野 秀生  
零細小売業者の存立条件と存在意義……………掛 章孝(73)  
(コメント) 森岡 孝二・中村 雅秀・永吉 秀幸  
釜ヶ崎労働者の状態と西成労働福祉センターの役割……………宇田 綾生(87)  
(コメント) 横山 寿一・中原 優・湯浅 良雄  
公共事業をめぐる政官財癒着構造……………石橋 岳志(112)  
——談合問題に関連して——  
(コメント) 二宮 厚美・芦田 亘・小森 治夫

第Ⅲ部 活動記録

- 基礎研活動日誌(1981年10月～1982年12月)……………(130)  
夜間通信研究科活動報告……………(132)  
所員、所友業績一覧……………(140)

## 『人間発達の経済学』公開討論会の報告

年明け早々の1月9日（日）の午後1時より5時まで京都教育文化センターで、基礎研編『人間発達の経済学』（昨年11月刊、青木書店）の刊行を記念する公開討論会がおこなわれた。

これより先、昨年11月10日—12月9日の間3回連続で公開講座『人間発達の経済学』が京都・大阪の地で開かれた。この講座には、保母・教師・保健婦などこれまで基礎研運動への結集の比較的弱かった職種を中心に140名もの勤労者が参加し、運動のひろがりを示していたが、9日の公開討論会もこの高揚をひきつぎ、会場は40名余の参加者によって埋められた。

まず森岡孝二研究教育委員長より、本書が基礎研編と称するにふさわしい本格的な共同研究の産物であること、こんござらに人間の発達問題を軸に経済学をつくりなおしていくためにも本集会の成功を期待すると述べられた。

次に、障害児の発達保障運動に大きな役割を果してこられた田中昌人氏（京大教育学部）が、体の不調をおして報告にたたれ、大要次のようにコメントされた。

本書は、発達保障の分野で苦闘する人々に自らの労働の意味を解きあかし、励ます内容のものであり、心から感謝したい。実際工場法体系のおかげで公教育制度が本格的に成立して以降、教育の科学が発展し、それが今では人間発達の科学へまで深められつつある。本書は、このような発達保障への科学の歩みを支えてきた経済的基盤を解明するとともに、他方発達保障の前進には、いかなる社会的障害があるか、そのためにはゆえ社会のしくみの変革を要求せざるをえないのかも説きあかしている。

これまで発達研究の解明してきたところでは、出生から成人までの間に人間の発達には4回の質的転換の節（発達の壁）がみいだされる

（6—7ヶ月、1才中頃、10才前後、そして青年期）。その壁を前にして人間の中には自己を変えていく新たな力が形成され、4たび生まれ変わることでこの壁を突破し、新たな人格を形成していく——これが人間の発達のプロセスだといわれる。このような発達の大道を確固として歩むためには、障害の早期発見など発達保障労働の科学化とともに、社会経済のしくみを人間の発達を妨げるものから発達に奉仕するものへと変えなければならない（たとえば学校教育のゆがみをなおすだけではなく、人格の集団的発達を保障する異年齢集団を社会教育の場で再建していくなど）。しかしこの点では私たちの発達研究が、発達保障の社会づくりという要求や運動まで十分組織していらない現状があり、残念に思う。

またこれまでの発達研究では、青年期以降の人間発達をめぐる諸問題については、全く手つかずのまま放置されてきたといってよい。しかし成人後も異性と知り合い、新たな生命を生み育て、自立した経済活動を営なむ中で恐らく新しい力がいくたびか生みだされるであろうし、自己の人格が変革される可能性も秘めていると考えられる。例えば二宮論文には「三とも型の新しい人格」の形成という興味深い指摘があるが、こんごの共同の探究課題であろうと結ばれた。

次に成瀬龍夫氏が、もう一人のコメンターとして報告された。本書は、人間の発達問題を正面からみすえてきた経済学の本来的課題を再発見したものであり、こんごの研究前進への大胆なマニュフェストの書だと位置づけた上で、氏は、人間発達という視角から生じる本書の積極面を列挙された。

すなわち第1に、労働を「苦痛」とのみみた

り、切りおとしたりせず、人間発達と関らせて総合的に把握した点。第2に生産の場の労資関係だけでなく視野を共同体の解体問題や生活・統治の場までひろげ、人間の発達条件の全貌を把握しようとした点。第3にこの点から貧困化をおさえるとともに貧困化と発達の弁証法的関係を跡づけようとした点がそれである。

これらの点をふまえた上でこんごの課題として①共同体の新たな再建の形態として「協同組合」の意義をもっと解明して欲しかったこと、②単なる消費主体にとどまらぬ、どのような人間発達の役割が家族に求められるか家族論の積極的展開の必要、③労働者の「全面発達像」の具体化の必要をあげられた。

これら2人の提起をうけ、フロアーからの発言もまじえながら討論は多岐にわたって進行した。最後に討論にこたえる形で執筆者として参加された森岡・池上・二宮の3氏から大要次のようななしめくくりの発言があった。

まず森岡氏からは、マルクス・エンゲルス・レーニンたちが、人間の全面発達や共産主義を担う変革主体を形成するカギとして生涯にわたって追究した最も重要なテーマは、実は「自由な時間」と「共同体」の問題ではなかったか。彼らにとって共産主義とは、労働の普遍化によって万人の労働時間を短縮し、万人の発達のための時間的保障を与えること、他方「共同体」＝コミュニケーションを社会的に再建し、発達のための

社会的場を保障することにあったのではない、と提起された。

池上惇氏は、「全面発達とは個人がミケランジェロやダビンチのようなあのルネサンス期の万能の巨人に成長することなのか、とすれば自分は絶望だ」という受講生の声を引きつつ、「労働者の全面発達イメージ」に言及された。氏は、現代人の全面発達とは、そうではなく、むしろ個々人が集団の中でたえず学びあい、労働と研究、肉体労働と精神労働とを遊離させず、集団の中で個人的弱点や力不足を補いあう生き方のことではないか。つまり「働きつつ学ぶ」を実践する基礎研型人間こそ、現代人の全面発達の姿に他ならないとされた。

二宮厚美氏も、「地方自治は民主主義の学校、労働組合は社会主義の学校、家族は共産主義の学校」という言葉をひきつつ、全面発達とは、労働の人間化、欲求の個性化、社会の共同化のなかで精神労働と肉体労働を結びあわせ、発達の障害を科学的にみぬき、これをとりのぞいていく力量と意欲をもつ人間がふえることだと述べられた。

こうして、「人間発達の経済学」が提起したものは、まさしく新たな研究前進へのマニフェストであり、お互いに頑張ろうという余韻と熱気を残して、公開討論会は終了した。

(文責 藤岡 悩)

## 現代資本主義研究会からの報告（2）

研究教育委員会・共同研究部

36号につづいて、第2回日資研（9／4）、第2回理論部会（10／9）、第2回合同部会（12／26）の内容を報告します。

### 第2回 日本資本主義研究会——現代日本資本主義の生産力機構と労働者発達

#### 報告1 松下電器産業K・Kの企業分析

田井修司氏

第一次オイル・ショック以降、「低成長」といわれる事態への推移のなかで日本の独占資本がどのような蓄積方式を選択してきたのか、また、そのなかで、彼らの戦略はいかなる特質をおびるようになってきたのか、その矛盾は何か、という問題は極めて重要な関心事となっている。なかでも、こうした過程において日本の生産力機構、技術と労働力がどのように再編されつつあるのかという点は、基礎的視角の一つに据えなければならないだろう。本報告は、日本の家電メーカーの代表的存在である松下電器㈱が、昭和48年以降どのような蓄積体質をきわだたせているのか、その内部体制の変化あるいは「経営参加」制度を通じた労働組合の役割の体制内化の新しい特徴の検討を通じて明らかにしようとするものである。家電メーカーの場合、導入技術を低賃金労働と結びつけ、アメリカ的生活様式を日本の貧困とむすびつけて移植、普及させるうえで重要な手であったことは周知のところであるが、それが、資本蓄積の寄生性の増大とむすびついて都市再開発などのシステム産業への編成替えをはかりつつあり、そこでは、労資協調主義の地域的展開が重要な意味をもたされるに至るとの指摘がなされる。

氏は、低賃金加工貿易方式のもとでの系列ワンセット主義、技術導入と過当競争、二重構造といった特徴をもつ日本型企業体制のなかで「松下コンツエルン」の独自な内容の検討の必要性を指摘されたのち、昭和48年以降の「松下連邦経営」なるものの特徴を確かめ

る。経常利益の回復テンポの高さ、金融資産と金融収益の顕著（「松下銀行」の発展）、本社の商社機能の強化（事業部の分社化、関係会社依存率の上昇、所有株式の評価益の激増）などの特徴からみれば、松下グループにおける「ワンセット」型の展開とそこにおける寄生性増大が明瞭に指摘できる。次いで、その「グループ管理体制」をみるとすさまじいばかりの「合理化」と競争の組織化のシステムがそこにみられるという。松下型の目標管理体制、事業部の内部資本金制度、本社経費負担と本社納金の制度、経理社員制度、下請管理などの面で具体的な特徴がみられる。そこで、もう一つ重視しなければならないのは、今では松下の経営体制の不可欠の要素となっている松下労組の役割についてである。その松下の経営参加制度にみられるように、それは、不買運動や不況対策活動など企業活動が生みだす矛盾のなかから生まれたものであり、社会的矛盾の調整機能がセットされているとみることが重要である。その中味は、売上高アップへの労組の全面的協力をはかるものであり、労働者の不満は職場の組合役員による世話役活動にまかされている。そして、さらに、「24時間の組合活動」というスローガンのもとに問題を地域社会へと拡大し、そこで企業目標達成の活動と統一されている。現代の財界の地域戦略を松下にみるかぎり、資本蓄積の寄生性の増大と労働者・下請けへの「合理化」の強制との矛盾が、地域社会をいっそうのもうけの対象とする戦略のなかで労資協調主義の地域化を媒介として隠蔽されるかに見えるが、また、その矛盾の拡大再生産とならざるをえないであろう。松下労資は、真に住民の要求に答えうるか否かを明らかにする運動もおこりつつある。

#### 報告2 日本国金融資本の技術的基礎と変革主体形成 小野秀生氏

本報告は、氏自身の『講座現代経済学』第6巻所収の論文を土台に、さらなる理論的飛躍をめざして、中村静治氏の技術論と戸木田義久氏の労働者階級論との二つを組上に問題の整理を試みられたものである。ま

ず、氏は、日本資本主義分析における中村技術論の意義として、労働手段体系説に立脚した技術主義、反技術主義批判の徹底、日本型技術の生産関係の解明（従属性、模倣性）、資本蓄積と日本型技術の関連、の3点をあげる。そして、中村技術論を乗りこえるにあたっては、技術概念の広さと狭さをめぐる問題（生産技術中心からの軍事技術、管理技術、生活技術の再規定）、技術と労働の相互関係の解明という2つの課題があるとする。後者はさらに、戸田慎太郎氏の業績を吸収しつつ日本型技術に規定された労働の包摂の矛盾的展開の解明、精神労働と肉体労働の分裂問題の労働及び労働組織の階層性と科学技術体制を含めた具体的な分析、技術者論の発展などが課題であるといふ。次いで、氏は、日本資本主義分析における変革主体形成論の課題として、戸木田氏の『現代資本主義と労働者階級』にかかわって、労働者階級構成論争（階層性、中間階級論）、貧困化論争（労働と生活）、労働者階級状態論と運動論、組織論の架橋という3点を示した。氏は、さらに、6巻所収論文をふりかえりつつ、技術性、資源濫費構造、大企業・中小企業・家庭内労働をつなぐ労働濫費構造、「最新の技術」の「投機の技術」への転化と代位・補充等の諸点での努力の成果がふれられた。最後に、氏は、変革主体形成論とかわらせて深めるべき政策的課題として、国民産業論からみた技術体制批判、技術、資源、産業の民主的コントロールと通産行政の評価、経済民主主義への過渡的産業政策の基盤の解明の諸問題の研究の必要性を提示された。

## 討 論

代表討論に立った林堅太郎氏は、両報告が、現代日本資本主義の蓄積機構の変化をとらえる視点、生産力機構が資本主義のトータルな分析にむかう方法、技術発展と労働との関係、を考えるうえで大変示唆的であったと述べたのち、両報告への感想や論点を示した。まず、田井氏へは、金融的蓄積の比重増大の傾向を例えればトヨタのそれなども含めどう一般化すべきか、その背景をどうみるのか、事業部制の評価において、過当な競争や過剰な競争が組織される問題をどう考えるか、大企業の地域戦略をみると、大企業体制がのりこえられる芽ばえをどうつかむのか、との問題がだされた。また、小野氏に対しては、技術の再規定の際に、中村技術論が問題にした時代性と異なった事情の進展のなかに材料が広がっているのではないか、技術と労働の包摂の矛盾的展開を考える場合、家族や地域

に逃げ込めなくなっている「労働」という側面からのアプローチも必要ではないか、という問題がだされた。

討論のなかでは、中村技術論は、日本の低賃金との悪循環のうちに日本型技術をみているが、さらに、技能のとらえ方、低賃金だけでなく社会的諸問題との広がり、危機論の媒介、労働者人格論の必要などが重要である。労働者状態論と運動論・組織論との架橋という点では、「労働者意識」論に終る主体形成論ではなく、技術的基礎の分析が重要である。実態として労働者の技術知識等の水準は高いとみるべきだ、松下労組の地域活動と対抗するポイントは労働者スマラム、スマラム化した文化住宅群への対応に鮮明に本質を露わにするのではないか、下請企業群の問題も重要である、などの意見が活発にかわされた。

## 第2回 経済理論部会——現代経済学と史的唯物論

第2回経済理論部会では生活様式論、生活手段論という従来の科学的社会主义の経済学では十分位置づられてこなかった消費・生活の領域を、現代資本主義の現状から理論的に解明をはかる内容をもつ問題提起的な報告を設定していた。報告および討論のあらましは以下のとおりである。

### 報告1 生活様式論の理論問題

成瀬 龍夫 氏

成瀬氏は大月書店『講座今日の日本資本主義』第9巻巻頭論文で、戦後日本資本主義のなかでの国民の生活様式の変貌をとらえ、国民の消費・生活の構造的分析をされているが、今回の報告はそれを「生活様式」論として経済科学の理論の再構成を提起したものであった。

資本主義の生産様式はマルクス・エンゲルスによって、「個人的消費論」として解説がなされており、それは、労働力の商品化、労働力価値と必要生活手段といった論理の中に見いだされ、『起源』では「生活様式」とは、①家族の関係（家族形態）②家族内労働③生活手段の統合概念として把握されており、単なる生産様式の対概念ではない。戦後日本資本主義は高度経済成長の中で個人的消費手段、特に耐久消費財の導入を特徴とする新しい生活様式、「アメリカ的生活様式」が入り込み、経済理論としても、W. ロストウ流

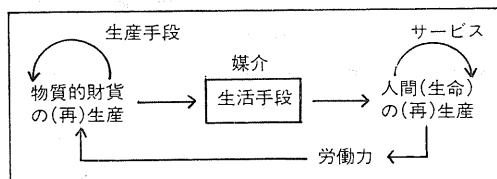
の「新しい生活様式」論が登場してきた。それに対しては、『社会资本論』で宮本憲一氏によって、それが独占段階における生活手段の大量生産大量消費方式という経済基盤をもった「個人主義的消費生活様式」であって、①個人消費と社会的消費のアンバランスが生じ、②消費の浪費性や大量生産・大量消費にともない公害・環境破壊をもたらすものである。との批判がなされた。また個人的消費に対しての積極的な提起として自治体・協同組合による地域共同消費や、社会保障による所得の「共同化」などの共同消費論が展開され、それは今日基礎研の共同体論、公務労働論などへ発展させられている。

しかし今日の資本主義の危機と“社会病理現象”にみられる生活様式の矛盾激化のもとでは、従来の共同消費論として展開された理論的枠組では十分問題に対処できず、民主的共同消費（部門）の拡大だけでなく、資本の提供する消費手段の配置・利用方法等の民主的規制あるいは、家族、家庭内労働、公務労働といったものを入れた「生活様式」論が必要である、との提起がなされた。

## 報告2 経済学における生活手段論の意義

角田修一氏

角田氏は、生活研究を経済学としても史的唯物論から経済学の一般理論と特殊理論まで「生産様式と生活様式（それらの変革）との統一」をはかる必要を強調され、その際、生活様式を捉えるには生活手段（体系）が基軸であるとの観点から、経済理論的に生活手



段を再把握された。報告では『起源』でのエンゲルスの規定をもとに上図のように生活と労働・生産を把握した上で、①『資本論』における生活手段論、②生活手段の可変資本規定の学史的意義、③所有の経済（学）的内容にむける生活手段の位置、④史的唯物論の基本的見地からの生産様式と生活様式の概念の検討おこなった。この報告の特徴は從来、労働力価値論や恐慌論など部門的にしかとり上げられていなかった『資本論』での「生活手段」論を冒頭商品から蓄積論にいたるまでの『資本論』論理の中で検討されていることでありこのなかから從来明確には規定されていなかっ

た。「生活様式」概念を、「生活手段の生産様式に規定され、これとの照応関係にたつ生命の再生産のあり方とで、労働者（生産）と生活手段の結びつきと、生活手段を使ってのサービス労働の様式とからなるもの」と定義した点である。

以上の考察から、資本主義的生活様式論を①商品的生活様式②賃労働的生活様式③生活の営利手段（対象）化④大工業的生活様式（労働の集団化・組織化に對応する生活の社会化）という4点の特徴をもつものだと把握する。そして問題領域を(1)生活における自由・自律性と共同性(2)生活意識形態(3)生活様式の変革の主体の場の三点に設定したうえで資本主義的生活様式の固有の矛盾については資本主義の中で生活手段の量質が豊富で多様化し、自由で安定した生命の再生産や発達の可能性がつくりだされるにもかかわらず、賃労働にもとづく生活様式によりそれが阻害されている、ということが基本である」とされ、それを解決するためには、生活手段の資本形態の廃棄とその個人的所有の再建が必要である、とされた。

### 討論 神谷明氏、深沢和子氏

#### <成瀬報告に対して>

①生活様式の転換の必要性を結論的に言われているが、転換の主体は何か。またその中で婦人労働をどう位置づけるのか（深沢・神谷）。②地域と家族の解体と言われるが、生産手段・生活手段をもたない労働者は、労働力販売の困難性をもち、そのため共済組合など労働者相互の扶助をおこなっている。これはどう位置づけるのか。（深沢）③従来、貧困化論として展開してきたものを、なぜ「生活様式」論として拡げるのか。その中味は何であるのか。また「生活様式」概念は、角田氏のそれと同じものであるのか（神谷）。

#### <角田報告に対して>

①従来の研究が「生活手段」の考察を十分おこなってこなかったのはなぜか。（神谷）。②共同消費や生活手段の概念は成瀬氏と相違があるのではないか（神谷）

#### <参加者の討論>

①成瀬氏は、耐久消費財の素材的側面に着目されて、それが労働力の価値法則の貫徹に影響を与えていくとするが、使用価値的側面で、労働力の価値法則の変化が考えられるのか。②地域・学族の解体の事象を話されるが地域の子供会活動での地域共同体づくり、あるいはイギリスにみられる労働者の相互扶助等の側面はどう位置づけるのか。③フランスイタリアなどで

は年金など社会保障のファンドを社会化された「生活手段」、社会化された「可変資本」と考え、労働組合が管理運営をおこなっている。成瀬氏の「生活様式」論ではこれらのことことが枠組として入ってこず、変革主体形成論との関係で労働者の位置が不鮮明ではないか。

以上紙数の関係で十分紹介できないが、現代における生活問題というすぐれて実践的な課題を経済理論的に解明するという二報告に対して非常に活発な討論がなされ、史的唯物論の根本問題である生産様式—生活様式から変革主体形成論にわたる現代的課題が鮮明になり、深められたと思う。

## 第2回 合同部会——日本経済の民主的改革の理論問題

### 報告1 日本経済の民主的改革の理論問題

野沢正徳氏

野沢氏は、まず民主的改革の全体像を説明した上で、理論的問題を提起したいとして、4枚にわたるレジメに沿って報告をされた。その大要は以下の通りである。

(1)民主的改革はなぜ必要か。現代資本主義の危機打開には、臨調路線のような独占資本主導の道と、国民本位の道、即ち経済民主主義に基づいた民主的改革の道がある。この経済民主主義とは、経済に関する基本的決定に社会の構成員（国民）が実質的に関与することである。

民主的改革に対して資本主義内での改良という幻想を生むという疑問がある。しかし、①臨調路線による「国民統合」の危険性を打破し、②国民の諸要求を実現しうる「国民本位の道」と国民の斗いの方向を示し、③説得力ある民主的展望によって諸階級・階層を統一させることには、民主的改革は我々の運動に必要なものである。

民主的改革は実現可能か。客観的条件としては、現在の国独資のもつ国家の機構や政策を民主的改革の道具として利用することなどがあり、主体的条件としては、先進的労働組合による独自の産業政策にみられるような国民の民主主義的統治能力の形成などがある。

(2)民主的改革の内容は、経済危機脱出と国民生活改善のための緊急政策をまず実施し、ついで経済構造（再生産・蓄積構造）の改革へとすすめる。言い換えると、労働者・国民諸階層の統一線戦と経済民主主義

の前進とを基本にして、雇用拡大などによる国民生活の改善と国内市場の拡大をはかり、さらに生活・福祉・環境・防災・技術開発型の産業構造への転換をはじめとする経済構造の改革へとすすめるのである。

重要なのは、独占がこの改革に対して行なう抵抗・反作用をコントロールすることが、改革の成功にとって不可欠である点である。

(3)民主的改革の手段には、国家機構の民主化、独占資本の民主的コントロール、民主的計画化などがある。特に独占資本のコントロールでは、規制、誘導、公共的コントロール、所有の社会化という諸段階をへて、法的所有は独占の下にあっても所有の実質的内容は国民の手に奪いとることを追求する。

(4)以上の民主的改革論をめぐる内在的問題としては、①新しい「大きな政府」による社会的共同消費手段を充実させる政策との関連で、現在の生活様式にかかる新しい生活様式とはどのようなものか、②民主的政府から民主的変革へと移行した際の国家の性格、③経済構造の改革にまですすめる場合の内外の諸条約と可能な成長方式、④国有化への慎重さ、⑤法人資本主義への評価、⑥市場メカニズムの利用可能性とコントロールの必要性、⑦日本独自の社会主義像、などがある。（なお、大月講座10巻がとりあげていない課題については、時間がないため割愛された。）

### 報告2 西欧における民主主義的経済政策論の展開

池上惇氏

池上氏は、民主主義的経済政策の理論史について日頃考えていることをまとめてみたとして、大要のように報告された。

(1)<経済政策には様々な主体がある>という説の豊崎先生の下で、大学院時代に、カール・レンナーの<オーストロ・マルクシズム>を読んだことがある。今、野沢先生が話された<再生産過程を総過程として頭において、利潤率の変動によって再生産のあり方に影響を与える。その際に、国民本位の再生産か独占本位の再生産かの選択を迫る>という議論は非常にわかり易いが、基本的枠組はこのレンナーのものである。

かつて日本の構造改革論者は、変革主体ぬきの社会主義論であると批判された。しかし、イタリアの構造改革論は、尾上久雄先生の言うようにレーニン主義であり、<民主主義の徹底はただちに社会主義をもたらさないが、経済改革と結びつけば社会主義をもたらす>というレーニン『国家と革命』の一節をそのよりどころとしている。つまり民主主義的経済政策とは經

済の領域における民主主義の徹底であり、経済民主主義とは人間を抑圧し、搾取し、収奪する根源である少數の経済的権力に対する多数者の人権に基づく規制である。

この点はすでに、島先生が『国家と財政の理論』において名和統一らの科学技術革命論を批判したときに言われたことである。島先生は、<現代資本主義の下での科学・技術革命は独占資本の搾取の強化と官僚機構による収奪の強化にほかならないが、問題はそれらがどのようにして労働者階級の運動の手がかりをつくり出したか、である。>とした。つまり、独占資本の投資態度の規制の結果として、多数者が独占から収奪した利潤を、人間の発達のためにいかに活用するかという問題が、変革主体形成論と結合されなければならぬ。

(2)そこで、資本主義の発展段階との対応で、経済政策の主体形成における対抗をみてゆこう（メジメの「はじめに」）。まず営業の自由を最初に規制した社会制度である工場法がある。重要なのは、マルクスが工場法の根拠を労働力商品の特殊性（労働力の濫用が人権の破壊になる）にみていたことである。これに続いて、協同組合的土地所有論（小財産者＝農民が主体）、都市計画論（ウェップラ）、国有化政策をめぐる議論（レーニン、コール）、1930年代の財政・金融の管制装置をめぐる議論、という流れがある。

(3)現在のヨーロッパでは、ユーロコミュニケーションとユーロゴーシュが主要な流れである。

ユーロコミュニケーションは、レーニン理論の継承であるが、利潤率がマルクスの傾向的低下論で、レーニンやピクター・パーソのキャピタルゲインを含む独占利潤

論ではないことが弱点である。つまり、営業の秘密の廃止によって「計算可能性」を変革主体が握る課題が入れられていない。

他方ミッテランなどのユーロゴーシュの背景には、ジョアン・ロビンソンやスラッファの支持をうけたケンプリッジ・ジャーナル・オブ・エコノミクスの立場があり、完全雇用についてはケインズ主義を見直しながら民主主義的計画をとするという考え方である。これは戦後のイギリス労働党政府の成立時におけるコールやロビンソンの考え方と同じである。

(4)最後に、通貨問題は、インフレ問題や社会主義政権の安定にとって重要である。

## 討 論

以上の二つの報告をうけて、次の二氏が予定討論に立った。まず大西広氏は、臨調の「行革」が国民を統合している現実があること、階級斗争の勝利にとっていかなる政策をうち出すかが鍵であることを述べた。続いて甲賀光秀氏は、①講座10巻には失業・物価問題の下でファシズムに行かせないというイデオロギー論争上の意義がある。②革命が前進するかどうかの鍵は、経済政策がどう国民を結集できるかにある。③通貨問題における日銀の役割、などを述べた。

またそのあとでの討論では、多国籍企業への規制の問題、情報化社会論への評価、民主的改革を積極的に言うには現代資本主義の危機との接続が重要であること、職場の学習会での10巻の論旨のわかり易さ、軍需産業の平和産業への転換の問題や土地問題、労働時間の短縮の問題、諸政策間の整合性の問題、などが出された。

### "労働者階級の変革主体形成"について

植木国夫（福島市）

私は42歳の公務員です。同時に、福島大学経済学部の4年生でもあるのです。同学部は昼間主コースとともに夜間主コースを'79年に開設し、「社会人推薦」制度をとりいれて、広く社会人にも大学の門戸を開いたのです。

私自身は、職場での労働組合運動を通して「なぜ少なくとも日本では、労働者階級の階級主体の形成が非常におくれているのだろうか」という'78年の経済理論学会が主要なテーマとした問題意識があり、これを理論面からさぐってみたいと考えています。

1月末に卒業論文「労働者階級の変革主体形成—仲村政文・池上惇両氏の所説に關する」をようやく書きあげて提出したところですが、論点としたのは、仲村政文「『経済的民主主義』と主体形成—芝田進午・池上惇両氏の所説にふれて—」『賃金と社会保障』1980年5月下旬号、池上惇「労働運動と変革主体の形成—仲村政文氏の批判をめぐって」『社会科学年報』1981年版、合同出版、の批判、リプライを通して両氏の所説に関するいくつかの点を考察したものでした。

実は、この卒業研究を進めていく過程で、基礎研のことを知り、この研究でも、基礎研の活動にたずさわっておられる先生方の論文をいくつか利用させてもらいました。この中で特に、二宮厚美氏が「能力と人格の相互関連」から主体形成をとらえられる「経済学における人格論」（基礎研編『人間発達の経済学』所収）における問題提起に大いに興味をそえられました。また、鶴田満彦氏の講演（『本誌』第36号）でいわれる「資本の蓄積にともなう労働者の側でのクラフト・ポテンツの蓄積」（同上誌12ページ）という指摘にも関心をもち、それを現代的形態にひきなおしてみるとどのようになるのか考えてみたのです。

基礎研の夜間通信研究科は「働きつつ学ぶ」

ことを目的とされており、その趣旨に共感を覚えるものです。これが全国的な広がりをもって発展するよう念じ、私もその一助となればと思っております。

### 国有林野会計制度の改善を

大原哲雄（秋田市）

労働組合幹部にありがちな「経済の弱さ」を克服するつもりで購読していますが、やはりムズカシイ。37号の「情報化社会と人間発達」は参考になりました。

国有林の職場も、臨調一行革で「赤字企業」の攻撃をうけ、徹底した人べらし、山荒し「合理化」がおこなわれています。そこでは手抜き・省略化・林地破壊の山荒し作業が先行し、公益性は「刺身のつま」となっています。

58年度も収入の42%が借金で、借金の利子返済のために借金をふやし、「効率性」という名で借金返済の労働にかりたてられているのが現状です。まさに国有林は「サラ金財政の経営」となっています。

国有林経営の憲法といわれる経営規程も官僚が恣意的に改廃でき、赤字の原因となった大面積皆伐と架空蓄積經理も、もとはこの経営規程の改正などでやられたものです。

本来、森林資源の維持培養、木材及び林産物の安定供給、地場産業振興、国土、環境の保全、水源かん養など公共的な役割をもち、しかも植林して伐採するまで50年もの長期となる国有林野事業を、「伐採収入」ですべての支出をまかなっているのです。したがって、単年度収支均衡の独立採算性という特別会計制度は抜本的に改める必要があると思います。そして、蓄積經理や公共的支出、損益などが国有林労働者はもちろん、一般国民にもよくわかるようにすることと、公共的な支出には、一般会計からの導入をはかること。また、手おくれ造林地の解消・天然林の保有などについては当面、民有林なみの一般会計による助成措置を講ずることが、国有林の再建と森林資源の造成に必要である

るといえます。

しかも、人口の5倍にも満たない森林の担い手が住む農山村の過疎化は、林業労働者不足に拍車をかけています。「緑の地球防衛」が叫ばれている今日、日本林業のあり方・国有林野の会計制度のあり方について、林業経済学の面から学習を深め運動に役立てたいと考えていますので、御指導と御援助を求めるものです。

#### 広島からの便り

尾野展昭（広島市）

地域の勤労者の科学的経済学の研究の砦として大きな役割を果している「経済科学通信」に対して日頃から特別期待をよせている広島の読者です。

今日は、広島からのうれしいニュースをおしらせします。それは、広島市職員労働組合の委託要請をうけて、自治体問題研究所・広島研究会が『広島・ヒロシマ』と題する第3次広島市政白書が去年の暮に刊行されたことです。御承知の通り広島市は、1980年春に全国では10番目の政令指定都市となり、人口約91万人、面積では旧市内の8倍の広さの675km<sup>2</sup>となり札幌に次ぐ面積となりました。しかし、そこに生活している市民にとっては決して住みよい街になったわけではなく、逆に交通渋滞や教育、福祉の面で、今回の市政白書にもあるように第2次市政白書が作成された1978年と比べてみて何一つ解決されたものがない程ひどい状況です。この白書は勿論官製の白書とは全くちがっていて、勤労者の立場からみた、科学的資料に基いて問題点を整理したものです。特に「第2編、職員が語る職場と仕事——市役所、仕事白書」の内容については、現場で自治体の職員として働く勤労者が自らのペンで問題点を指摘し、市民の立場から自らの職場がどうあるべきかを的確に指摘している点は、行間に人間的な暖かさがにじみ出ています。全体の紹介はできませんので、編別だけを紹介しますと以下の通りです。

第1編 政令指定都市移行後の広島市政——そ

の評価と問題点

第2編 職員が語る職場と仕事——市役所・仕事白書

第3編 グラフでひとく広島市民の暮らし

第4編 平和都市広島の理想と現実

第5編 広島市の産業・経済

#### 読者に一言

大島雄一（名古屋市）

本誌32号および35号に、筆者は、中村静治氏の山田盛太郎氏および筆者への批判にたいする反論を書いた。この反論がやや手きびしい論調であったため、内容の理解できない一部の読者には、感情的反撥を誘った面もあったようである。それについて、筆者として一言説明を補つておきたい。

第1に、筆者の反論は、そこで触れたように「問題に关心のある読者」に向けて書かれている。筆者が提示した問題は、入門経済学のレベルを超えて、現代資本主義、戦後日本資本主義について、経済学の観点から「建設的に」問題を考えようとするばあい、避けて通ることのできない根本的な問題点と筆者が考えるものである。筆者としては、読者が、これらの問題点を眞面目に検討されることを切望する次第である。本誌の読者には、経済学には「問外漢」の読者が居ることを筆者も知らないわけではないが、限られた紙数で専門的研究の方法論的問題を扱うばあい、内容に重点を置けば、入門的解説は一切省略せざるを得ないことになる。そのため、一部の読者には十分理解できない面もあったかと思われるが、その点は御諒承願いたいものと考えている。

第2に、本法36号に、「論争に介入」するという名目の、鶴田満彦氏の講演速記が掲載されている。十分の予備知識があるとは限らない一般読者を対象とした講演では、専門的研究の方法論的問題の扱いには、節度が必要ではないかと思う。そうした一方的講演では、名指しで「論争」を挑発したり、「論争に介入」したり

することは、少くともフェアなことと言えない。「論争」は「紙上討論」の欄でまともにやるべきではなかろうか。内容に立ち入る場ではないので、読者の理解のために、一言だけ触れておけば、筆者の「蓄積定型」と鶴田氏の「蓄積パターン」の根本的差異は、筆者の現定が、戦後日本資本主義の資本・土地所有・賃労働の連関を考慮に入れた構造論的現定であるのに、鶴田氏の現定が、資本・賃労働の連関しか見ない循環論的規定だという点にある。鶴田氏が、筆者の「蓄積定型」の「不变」性の指摘を「おどろくべきこと」と思い込んだり、それを、筆者が「重化学工業段階」の規定に「引きずられたのではないか」と「臆測」したりするのは、鶴田氏がこの差異を理解していないことから発している。この差異は、戦後日本資本主義の現在の局面、また、戦後日本における社会主义への移行過程の特殊性などの理解の差異にかかるものといえるだろう。

(57, 10, 20)

### 『人間発達の経済学』を読んで

後藤幸三（多摩市）

貴研究所の編集による、「人間発達の経済学」を読み、私なりの感想を述べたいと思い手紙を書いています。

私は、義務教育も満足に終了していませんし、まして経済学や哲学といった学問については、自分の目についた本を読むとか、ときおり労働学校などで講義を聞く程度で、系統的な教育は受けていません。したがって感想といつてもきわめて的はずれなものかも知れませんが、御一読下されば幸いです。

私が書名に引かれてこの本を買ったのは、もとよりこのテーマに以前から関心があったからです。さっそく通読し今再度読み返しているところですが、こんな状態のときに感想を述べるというのは、あるいはつい分失礼なことかも知れません。ただ、以前から関心があつただけに、関係のありそうな本を何冊か読んでいまし

て、今回は問題のありかがいつ層はっきりとしたという思いと同時に、今までの疑問がやはり解決されないまま残ったという感じがあり、自分の感想を文章にしてみることで再読に当っての問題意識を明確にできるのではないかと考えたのが、ペンをとった動機です。

いつ頃からこのテーマに関心があったかといえば、かれこれ30数年前からということになります。もっとも、私が人間の生き方について抱きはじめた疑問が、つまるところは経済学の本質にかゝわる問題なのだということがわかるまでに、20数年もかかったでしょうか。ですから「人間発達の経済学」というように問題の内容を明確に意識はじめたのはこゝ数年来のことといってよいでしょう。

余談ですが、なにしろ「生きる」ための最少限の物的手段を獲得するのがせいいっぱいで、学校には行けなかったし行こうともしませんでしたから、製本工として働くなかで労働とは何かを学び、ドサ廻りの人形芝居をやりながら芸術とは何かを問い合わせ、生協運動に参加する機会を得て流通過程というものを体験的に学ぶ、といった具合ですので、私の勉強には人いち倍時間がかかるのです。

余談はさておき、私の問題意識がどうして生れたかを述べておきます。

敗戦から中国革命後までのしばらくの間、私は中国で製本工をしていました。そして自分自身の戦争責任を考えているうちに、「私が製本工として作り出しているもの、本とかノート、帳簿といったものの価値の総量と、私が中国の社会から得ている生活手段の価値の総量とではどちらが多いのだろう」という問題につき当りました。つまり、私は自分なりに戦争責任をとするつもりで、日本人の一斉引き揚げに逆って残留を決めましたが、満足な仕事もできなくて、自分の主觀はどうあれ中国の民衆にとってはお荷物になっているのではなかろうか、という疑問です。

こんな疑問をいたくまでの経過や、解決にむかっての試行錯誤は省略しますが、今でも思うことは、私の物の考え方にはかなり「即物的」なところがあるということです。それが良いか悪いかは自分にもわかりませんが、あるいはそれが大きな欠陥となって、本を読んでの理解をさまたげているのではないかと考えるときもあります。

前口上をながながと述べましたが、私の感想の背景といったものを探る手懸りにでもなればと思います。

感想や疑問を詳しく述べるといろいろ多岐にわたりますので、とりあえずごく基本的な、もしくは初步的なことについていくつか述べてみます。

一

日本の支配層の意図する人間像を否定し、「1人ひとりの人間が自然や社会の発展法則を深く認識し、その認識にもとづいて自然と社会の変革や統制をおこなう能力を身につけなければならない」という指摘には全く同感です。ところが実はこれが至難の事業であるし、いわば「社会主義革命」の精神的内容の真髄であるともいえます。

人間が自然や社会の発展法則を認識するには、それなりの実践、したがってまたそのための自由時間だとか物的手段といった条件もたしかに必要でしょう。しかし、それにもまして、個々の労働者がそのような欲求を持ったことが不可欠であると思います。そしてそのような欲求は、資本の圧迫に対する反抗から必然的に生れるものではないのではないかという点です。たとえば、ソ連では政権奪取後60数年も経て、途中いろいろ困難はあったにせよ現在の経済力からすれば、そのような時間とか物的条件は相当程度あると推量できるにもかかわらず、労働者の主体性はきわめて不十分と思われます。それはソ連の革命が社会発展のおくれた段階から出発したのが主要な原因ということで説明でき

るものでしょうか。

私は数年前ある文章で次のように書いたことがあります。

「レーニンは、革命が成功した直後に、『全人民的な規模での記帳と統制と組織』という課題を提起し、それを『売買を私だけに関係した取引きと見る癖をつけてしまった、のろわれた過去と関係をたつための闘争』と意義づけている。この指摘がどういうわけか、その後のソ連の経済建設には生かされていないとみられるのだが……」

このレーニンの指摘について、前者をどう理解するかはいろいろあるかとも思いますが、少くとも当面の困難をのりきるための一時的な課題として提起されたものではないと思われます。理論的にはうまく説明できませんが、生協活動を通じて得た実感としてそう思うのです。後者についていえば、ブルジョア民主主義をのりこえるための、最も重要な思想的課題でもあるといえるでしょう。

私見では、これらのレーニンの指摘は、新しい経済学の建設に全人民が実践的に取り組むための、方法と課題を提起したものだと思いますがいかがでしょうか。

二

人間の欲求の全面的発達について。

従来、生産力の発展に伴って人間の欲求の発達や自由な時間の獲得のための条件も成熟するが、一方資本主義経済のもとでは、人間の欲求も歪んだ形で現われるといわれてきました。この見解にも基本的には同意できますが、にもかかわらず2つほど大きな問題があるようと思われます。

1つは、「生産力の発展」という概念についてです。大工業の発展が生産力の発展の主要な内容をなすという見方には、より少い労働でより多くの生産をという思考が前提として含まれていると思いますが、私にはこの思考自体ある条件の下でしか肯定できません。あるいはま

た、現代の日本の経済機構の中では1つの産業部門として成立し得るもの、あるいは生産的労働とみなされているものであっても、合理的な産業構造と消費生活というものを前提にしてみると全く無意味なものも数多くあるのではないかでしょうか。

たとえば、最近、貿易摩擦が問題になっていますが、その主要因の1つである自動車産業などは巨大な浪費を含んでいるとしか思われません。一方、現代の社会では不健全ではなくきわめて常識的な欲求に見えながら、その実、資本主義経済ないしはブルジョア民主主義の否定的な側面の反映であると思われるものもあります。たとえば宝くじを買って賞金の獲得を目指すことなど、平凡に考えてみてもそれを買った者同志が貨幣の取り合いをやっているのであって、生産的な行為は全くないわけです。

私たちは、現に持っている欲求そのものを「人間自身の生産と再生産」という観点から再検討する必要があると思います。その上で、人間自身の発達とはなにか、そこからみたときなにが眞の「生産力の発展」であるのかを明らかにする必要があるのでないでしょうか。

2つめは、「自由な時間」になにをやるのかということです。人間にとって労働そのものが基本的欲求となったとき、あるいはそこに到達する過程で、社会的必然事としてなされる労働と、自由な時間になされる労働とでは経済学上重要な区別があると思いますが、その点はどうなのでしょうか。

### 三

前の疑問を発展させたものともいえますが、第2章で、「経済学の基礎概念と人間の発達」について検討をしていますが、私見ではこの中に当然「価値論」が含まれるべきではないかということです。とはいっても、資本論で展開されている価値論とは別にという意味ではなく、労働価値説をより一般的な形で展開するということです。

マルクスは価値の分析を商品形態の考察からはじめていますが、それは「資本主義経済の発展法則を明らかにする」という目的であればこそそれで良いのであって、基本的に商品経済の性格をのりこえる経済社会を研究するには、もう一度労働価値説にたちかえってみる必要があるのだろうと思います。

この点について、私は今のところ3つの手がかりを考えています。

1つは、マルクスが取りあげた商品の単純な関係において、商品の所持者として相対しているのは個人であり、レーニンの指摘にあるように「売買を私だけに関係した取引きと見る」者同志です。しかし社会主義経済ではなく、たとえば生協活動の中での、生協という組織とその構成員である組合員との取引きという関係でしょう。こういうときの生産物の交換というものを分析してみるのが1つの手がかりではないでしょうか。

2つめは、商品の交換ということについてですが、もちろん社会主義経済においても、労働の相互交換という事態はあるのでしょうかが、それはやはり商品の交換とはちがうものでしょう。中国で製本工として働いていた体験からすれば、商品を生産することと、使用価値としての生産物を生産するのでは、労働過程にも大きな違いがあります。生産物が商品に似た形態をとって流通過程に入るのは、あくまで現象であって本質は生産過程の特殊な形態ではないのかというのが実感です。

3つめは、等価交換についてです。労働が本質的な欲求となり、かつ一定の生産力水準の下でそれがなされるのであれば、労働者個人にとっては等価交換は不可欠の条件ではない。それは自分の労働力を賃金と交換するときにもそうであるし、企業なり生産協同組合の主人公として、いうなれば生産物の仮の所有者という立場においてもそうである。では等価交換の法則は無視できるかといえばそうはいかない。とす

## 読者のひろば

ればこの法則はどこでどのように作用するのか。

これらを手がかりに研究することによって、社会主義経済学にふさわしい価値論が展開できること私は思っていますが、いかがでしょうか。

実はこれら理論的な手がかりとなるのではないかと思われる事柄以前に、これも中国での体

験にもとづいて、ある具体的な交換形態というものを念頭においています。ですがそれにふれると長くなりますので、いつか機会がありましたらということにしておきます。

とりあえずの感想を思いつくままに書いてみました。全くの素人的感想ですが、今後とも御指導下されば幸いです。

## 読者のひろば

### 前号訂正一覧

#### 誤

|              |                             |                                |
|--------------|-----------------------------|--------------------------------|
| P. 30 右上11行目 | 向上させる際に、労働は                 | →向上させる労働は                      |
| P. 41 表題     | technisch と technologisch   | →technisch と technologisch (上) |
| P. 42 左下10行目 | 書いていると主の                    | →書いているときの                      |
| P. 45 左下14行目 | <u>技術学的条件</u> (生産過程がおこなわれる) | → <u>技術学的条件</u> (生産過程がおこなわれる)  |
| P. 49 左下13行目 | <u>マニュファクチュア</u>            | →マニュファクチュア                     |
| 右上10行目       | 同一の                         | →同一の                           |
| P. 57 右上 7行目 | 著作においては用いる                  | →著作においてはほとんど用いる                |

#### 正

## ◇ 編集後記 ◇

○……1983年最初の第38号をお届けします。当初の予定より約1ヶ月発行が遅れ、読者の皆様にはご迷惑をおかけしました。おわび申し上げます。

○……『通信』は通常80ページで編集しておりますが、今号は——発行が遅れたためのサービスということではありませんが——ページの大幅増ページを計りました。頒価はすえおかげで、後述します『通信』大普及運動で印刷代の差額を穴うめしたいと考えております。

○……今号の特集は、「日本経済分析の基本課題」の第2弾ということで、前号の「現代日本の技術進歩と人間発達」に続き「現代日本の官僚機構」に取り組みました。また、「現

場からのレポート」ということで、官僚機構の末端で働いておられる労働者のレポートも掲載しました。もとより、この特集だけで官僚機構の総体を網羅することができるわけではありませんが、その一端をうかがい知ることはできたかと思います。

○……同封の『読者ニュース』にもお知らせしておりますが、次号では、マルク没後100年記念号を組みます。御期待下さい。

○……最後になりますが、『読者ニュース』にもお願いしてありますように、基礎経済科学研究所では『通信』の現在の発行体制の強化・誌幅の増加等をめざし、500部の大普及運動に取り組んでおります。読者の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

### 経済科学通信 (季刊) 第38号 1983年4月5日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所  
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)  
TEL (075) 255-2450  
振替 京都8-1972 基礎経済科学研究所 編集局

編集局員 青水 司 芦田 亘 阿知羅隆雄  
上野 俊樹 江尻 彰 竹味 能成  
中谷 武雄 中村 雅秀 中尾 茂夫  
西田 達昭 藤岡 悅 光岡 博美  
森岡 孝二 柳ヶ瀬孝三 米田 貢

印刷所 新日本プロセス株式会社  
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL (075) 661-5688  
頒価 1部 800円  
定期購読費(年間4冊分) 3,200円(郵送料を含む)

“読む”“引く”自在の画期的新機軸

——刊行準備着々進行中！

基礎経済科学研究所編

# 経済学総合年表

四六判上製函入・予定価=100円

\*近現代世界の経済・政治・社会思想（主要著作を含む）の詳細（一四九二～一九二三）と、マルクス・エンゲルス・レーニンの活動の詳細を見開きページ対照で収録！

\*マルクス・エンゲルス・レーニンの活動の軌跡を、解説と全集の参照ページを示しつつ詳説——“読む”“引く”自在な画期的方式を採用！

\*のべ一〇〇名余の研究者が協力、五年余をついやした一大労作——学生・研究者必携の書！

（編集部より）

“マルクス記念の日、三月一四日までには読者の手許へ”という当初の目標は残念ながら実現できませんでしたが、刊行準備は着々進行中であることをご報告申しあげます。目下、編集委員の先生方による、一字一句おろそかにしない執拗な校閲作業が、毎日とぎれることなくつづいております。乞ご期待。

好評発売中  
基礎経済科学研究所編

46判 定価1300円

# 人間発達の経済学

古在由重著

## 戦時下の唯物論者たち

坂野 登著

46判 定価1600円

## かくれた左利きと右脳

山科三郎著

46判 定価1200円

## 人間の尊さとはなにか

近刊

池上 憲著

46判 予定価1200円

## 地域づくりの教育論

仕事おこし・地域づくりをになう人間集団と教育との関係に光をあてて、主体形成論を独創的に展開する。

重森 晓著

46判 予定価2000円

## 日本財政論

日本財政の歴史・構造・現状を体系的かつ総合的に分析し、その民主主義的再建を展望する。

青木書店 東京神田神保町1-60 振替・東京8-36582